

図表 7-16 庁内体制 (MA)

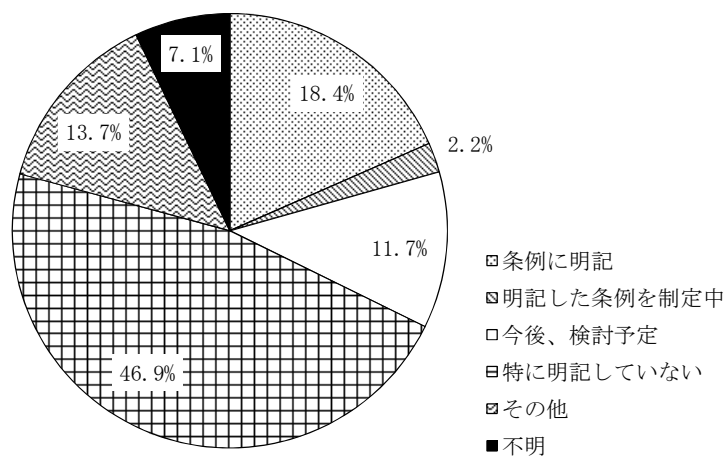
区分	調査数	各課から計画案等の資料提出を依頼	臨時行政組織を設置	庁内の計画策定委員会等を設置	庁内の連絡会議等の設置	募集	職員アンケート、職員提案の	意識調査者、専門家等からの意見収集や審議会等への委員委嘱	各種地域団体からの意見収集や審議会等への委員委嘱	大学、コンサルティング会社等への調査委託	その他	特になし	不明
合計	635	506	45	507	204	147	446	454	314	33	2	6	
	100.0	79.7	7.1	79.8	32.1	23.1	70.2	71.5	49.4	5.2	0.3	0.9	
市区町村	政令市	7	7	2	4	5	0	6	6	5	0	0	0
		100.0	100.0	28.6	57.1	71.4	0.0	85.7	85.7	71.4	0.0	0.0	0.0
	中核市	23	18	3	18	13	9	21	20	18	0	0	0
		100.0	78.3	13.0	78.3	56.5	39.1	91.3	87.0	78.3	0.0	0.0	0.0
	特例市	21	20	4	19	12	11	21	21	17	4	0	0
		100.0	95.2	19.0	90.5	57.1	52.4	100.0	100.0	81.0	19.0	0.0	0.0
市	287	227	19	243	111	62	227	223	160	23	0	1	
	100.0	79.1	6.6	84.7	38.7	21.6	79.1	77.7	55.7	8.0	0.0	0.3	
特別区	10	5	2	8	0	2	8	7	5	0	0	0	
	100.0	50.0	20.0	80.0	0.0	20.0	80.0	70.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
町村	287	229	15	215	63	63	163	177	109	6	2	5	
	100.0	79.8	5.2	74.9	22.0	22.0	56.8	61.7	38.0	2.1	0.7	1.7	
エリア	北海道	68	58	5	53	18	18	36	44	22	0	0	0
		100.0	85.3	7.4	77.9	26.5	26.5	52.9	64.7	32.4	0.0	0.0	0.0
	東北	69	51	2	54	25	7	49	47	22	4	0	2
		100.0	73.9	2.9	78.3	36.2	10.1	71.0	68.1	31.9	5.8	0.0	2.9
	関東	130	100	11	105	38	43	105	103	79	11	1	0
		100.0	76.9	8.5	80.8	29.2	33.1	80.8	79.2	60.8	8.5	0.8	0.0
	中部	123	98	12	97	44	29	85	83	61	3	1	1
		100.0	79.7	9.8	78.9	35.8	23.6	69.1	67.5	49.6	2.4	0.8	0.8
近畿	87	68	10	70	33	13	69	69	57	7	0	1	
	100.0	78.2	11.5	80.5	37.9	14.9	79.3	79.3	65.5	8.0	0.0	1.1	
中国	41	31	3	34	16	8	27	30	18	2	0	0	
	100.0	75.6	7.3	82.9	39.0	19.5	65.9	73.2	43.9	4.9	0.0	0.0	
四国	24	20	0	17	5	4	12	13	11	1	0	1	
	100.0	83.3	0.0	70.8	20.8	16.7	50.0	54.2	45.8	4.2	0.0	4.2	
九州・沖縄	93	80	2	77	25	25	63	65	44	5	0	1	
	100.0	86.0	2.2	82.8	26.9	26.9	67.7	69.9	47.3	5.4	0.0	1.1	
人口	50万以上	16	12	5	11	8	4	13	12	12	1	0	0
		100.0	75.0	31.3	68.8	50.0	25.0	81.3	75.0	75.0	6.3	0.0	0.0
	30~50万人	32	26	5	26	13	11	30	29	25	0	0	0
		100.0	81.3	15.6	81.3	40.6	34.4	93.8	90.6	78.1	0.0	0.0	0.0
	20~30万人	24	20	3	21	12	8	23	23	17	5	0	0
		100.0	83.3	12.5	87.5	50.0	33.3	95.8	95.8	70.8	20.8	0.0	0.0
	10~20万人	64	51	5	59	27	13	61	53	43	6	0	0
		100.0	79.7	7.8	92.2	42.2	20.3	95.3	82.8	67.2	9.4	0.0	0.0
5~10万人	115	89	3	97	45	25	90	88	65	4	0	1	
	100.0	77.4	2.6	84.3	39.1	21.7	78.3	76.5	56.5	3.5	0.0	0.9	
3~5万人	94	72	6	74	32	22	74	69	47	8	0	0	
	100.0	76.6	6.4	78.7	34.0	23.4	78.7	73.4	50.0	8.5	0.0	0.0	
1~3万人	157	124	11	122	39	42	91	102	67	7	2	1	
	100.0	79.0	7.0	77.7	24.8	26.8	58.0	65.0	42.7	4.5	1.3	0.6	
1万人未満	133	112	7	97	28	22	64	78	38	2	0	4	
	100.0	84.2	5.3	72.9	21.1	16.5	48.1	58.6	28.6	1.5	0.0	3.0	
市町村合併	経験あり	237	192	13	193	95	44	172	176	113	10	0	1
		100.0	81.0	5.5	81.4	40.1	18.6	72.6	74.3	47.7	4.2	0.0	0.4
	予定あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
経験・予定なし	397	313	32	313	109	103	273	278	201	23	2	5	
	100.0	78.8	8.1	78.8	27.5	25.9	68.8	70.0	50.6	5.8	0.5	1.3	

6 基本条例における位置づけ

問 19 貴団体では、住民参加に係る基本条例（自治基本条例、住民参加条例等）のなかで、総合計画の策定や位置づけ等について明記していますか。（1つだけに○印）

基本条例における総合計画の策定や位置づけについては、「特に明記していない」（46.9%）が最も多く、次いで「条例に明記」（18.4%）、「その他」（13.7%）、「今後、検討予定」（11.7%）が続く。

図表7-17 基本条例における位置づけ（SA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	条例に明記	117	18.4
2	明記した条例を制定中	14	2.2
3	今後、検討予定	74	11.7
4	特に明記していない	298	46.9
5	その他	87	13.7
	不明	45	7.1
	全体	635	100.0

図表 7-18 基本条例における位置づけ (SA)

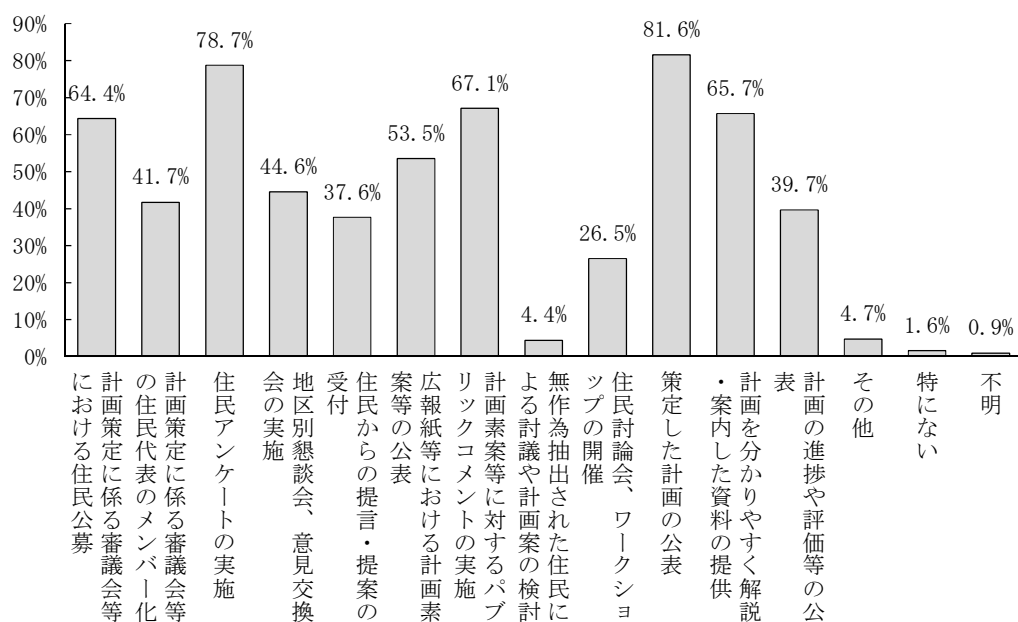
区分		調査数	条例に明記	明記した条例を制定中	今後、検討予定	特に明記していない	その他	不明
合計		635 100.0	117 18.4	14 2.2	74 11.7	298 46.9	87 13.7	45 7.1
市区町村	政令市	7 100.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	3 42.9	2 28.6	0 0.0
	中核市	23 100.0	5 21.7	1 4.3	2 8.7	10 43.5	3 13.0	2 8.7
	特例市	21 100.0	11 52.4	0 0.0	1 4.8	5 23.8	3 14.3	1 4.8
	市	287 100.0	60 20.9	6 2.1	45 15.7	109 38.0	50 17.4	17 5.9
	特別区	10 100.0	3 30.0	0 0.0	1 10.0	4 40.0	1 10.0	1 10.0
	町村	287 100.0	36 12.5	7 2.4	25 8.7	167 58.2	28 9.8	24 8.4
エリア	北海道	68 100.0	19 27.9	3 4.4	6 8.8	31 45.6	7 10.3	2 2.9
	東北	69 100.0	9 13.0	1 1.4	4 5.8	40 58.0	7 10.1	8 11.6
	関東	130 100.0	26 20.0	2 1.5	14 10.8	58 44.6	23 17.7	7 5.4
	中部	123 100.0	24 19.5	1 0.8	24 19.5	50 40.7	14 11.4	10 8.1
	近畿	87 100.0	17 19.5	3 3.4	9 10.3	40 46.0	13 14.9	5 5.7
	中国	41 100.0	8 19.5	0 0.0	2 4.9	21 51.2	8 19.5	2 4.9
	四国	24 100.0	3 12.5	0 0.0	1 4.2	10 41.7	6 25.0	4 16.7
	九州・沖縄	93 100.0	11 11.8	4 4.3	14 15.1	48 51.6	9 9.7	7 7.5
人口	50万以上	16 100.0	6 37.5	1 6.3	0 0.0	5 31.3	3 18.8	1 6.3
	30~50万人	32 100.0	6 18.8	0 0.0	3 9.4	13 40.6	8 25.0	2 6.3
	20~30万人	24 100.0	10 41.7	0 0.0	1 4.2	10 41.7	2 8.3	1 4.2
	10~20万人	64 100.0	18 28.1	1 1.6	9 14.1	26 40.6	8 12.5	2 3.1
	5~10万人	115 100.0	24 20.9	3 2.6	21 18.3	41 35.7	20 17.4	6 5.2
	3~5万人	94 100.0	17 18.1	2 2.1	16 17.0	34 36.2	18 19.1	7 7.4
	1~3万人	157 100.0	22 14.0	5 3.2	13 8.3	83 52.9	20 12.7	14 8.9
	1万人未満	133 100.0	14 10.5	2 1.5	11 8.3	86 64.7	8 6.0	12 9.0
市町村合併	経験あり	237 100.0	46 19.4	9 3.8	28 11.8	109 46.0	30 12.7	15 6.3
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	経験・予定なし	397 100.0	71 17.9	5 1.3	46 11.6	188 47.4	57 14.4	30 7.6

7 総合計画における住民参加方策

問 20 総合計画の策定や実施、見直し等では住民参加をどのように取り組んでいますか。(あてはまるものすべてに○印)

総合計画の策定や実施、見直し等における住民参加方策については、「策定した計画の公表」(81.6%)が最も多く、次いで「住民アンケートの実施」(78.7%)、「計画素案、主要プロジェクト案に対するパブリックコメントの実施」(67.1%)が続く。

図表 7-19 総合計画における住民参加方策 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	計画策定に係る審議会等における住民公募	409	64.4
2	計画策定に係る審議会等における地域・地区の住民代表のメンバー化	265	41.7
3	住民アンケートの実施	500	78.7
4	地区別懇談会、意見交換会の実施	283	44.6
5	住民からの提言・提案の受付	239	37.6
6	広報紙・誌、ホームページ等における計画素案、主要プロジェクト案の公表	340	53.5
7	計画素案、主要プロジェクト案に対するパブリックコメントの実施	426	67.1
8	無作為抽出された住民による討議や計画案の検討	28	4.4
9	住民討論会、ワークショップの開催	168	26.5
10	策定した計画の公表	518	81.6
11	計画を分かりやすく解説・案内した資料の提供 (概要版等)	417	65.7
12	計画の進捗や評価等の公表	252	39.7
13	その他	30	4.7
14	特にない	10	1.6
	不明	6	0.9
	全体	635	100.0

図表 7-20 総合計画における住民参加方策 (MA)

区分	調査数	計画策定に係る住民公募	計画策定に係る審議会等における地域・地区の住民代表のメンバー化	住民アンケートの実施	地区別懇談会・意見交換会の実施	住民からの提言・提案の受付	広報紙・誌・ホームページ等における計画案の公表	広報紙・誌・ホームページ等における計画案の公表	主要プロジェクトの実施	無作為抽出された住民による討議や計画案の検討	住民討論会・ワークショップの開催	策定した計画の公表	計画を分かりやすく解説・案内した資料の提供	計画の進捗や評価等の公表	その他	特になし	不明
合計	635 100.0	409 64.4	265 41.7	500 78.7	283 44.6	239 37.6	340 53.5	426 67.1	28 4.4	168 26.5	518 81.6	417 65.7	252 39.7	30 4.7	10 1.6	6 0.9	
市区町村	政令市	7 100.0	5 71.4	4 57.1	5 71.4	6 85.7	1 14.3	6 85.7	7 100.0	1 14.3	5 71.4	7 100.0	6 85.7	1 14.3	0 0.0	0 0.0	
	中核市	23 100.0	18 78.3	10 43.5	19 82.6	7 30.4	11 47.8	14 60.9	21 91.3	2 8.7	6 26.1	21 91.3	19 82.6	15 65.2	3 13.0	1 4.3	0 0.0
	特例市	21 100.0	20 95.2	15 71.4	21 100.0	15 71.4	14 66.7	17 81.0	19 90.5	2 9.5	10 47.6	20 95.2	20 95.2	17 81.0	3 14.3	0 0.0	0 0.0
	市	287 100.0	212 73.9	117 40.8	237 82.6	122 42.5	127 44.3	178 62.0	234 81.5	18 6.3	83 28.9	257 89.5	201 70.0	150 52.3	12 4.2	0 0.0	0 0.0
	特別区	10 100.0	9 90.0	5 50.0	6 60.0	7 70.0	4 40.0	9 90.0	9 90.0	0 0.0	4 40.0	9 90.0	9 90.0	7 70.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
	町村	287 100.0	145 50.5	114 39.7	212 73.9	126 43.9	82 28.6	116 40.4	136 47.4	5 1.7	60 20.9	204 71.1	161 56.1	57 19.9	10 3.5	9 3.1	6 2.1
エリア	北海道	68 100.0	47 69.1	26 38.2	50 73.5	30 44.1	26 38.2	36 52.9	34 50.0	1 1.5	13 19.1	51 75.0	38 55.9	18 26.5	2 2.9	1 1.5	1 1.5
	東北	69 100.0	38 55.1	27 39.1	51 73.9	34 49.3	28 40.6	30 43.5	30 43.5	1 1.4	16 23.2	47 68.1	39 56.5	19 27.5	3 4.3	2 2.9	2 2.9
	関東	130 100.0	85 65.4	56 43.1	112 86.2	76 58.5	64 49.2	93 71.5	106 81.5	16 12.3	43 33.1	121 93.1	93 71.5	63 48.5	9 6.9	0 0.0	0 0.0
	中部	123 100.0	94 76.4	59 48.0	98 79.7	53 43.1	52 42.3	73 59.3	88 71.5	3 2.4	35 28.5	104 84.6	96 78.0	61 49.6	3 2.4	2 1.6	1 0.8
	近畿	87 100.0	61 70.1	36 41.4	71 81.6	33 37.9	31 35.6	44 50.6	70 80.5	3 3.4	22 25.3	75 86.2	61 70.1	41 47.1	9 10.3	4 4.6	1 1.1
	中国	41 100.0	23 56.1	13 31.7	30 73.2	15 36.6	10 24.4	18 43.9	27 65.9	1 2.4	12 29.3	32 78.0	24 58.5	17 41.5	2 4.9	0 0.0	0 0.0
	四国	24 100.0	9 37.5	9 37.5	16 66.7	7 29.2	7 29.2	5 20.8	15 62.5	0 0.0	3 12.5	18 75.0	11 45.8	4 16.7	1 4.2	0 0.0	0 0.0
	九州・沖縄	93 100.0	52 55.9	39 41.9	72 77.4	35 37.6	21 22.6	41 44.1	56 60.2	3 3.2	24 25.8	70 75.3	55 59.1	29 31.2	1 1.1	1 1.1	1 1.1
人口	50万以上	16 100.0	12 75.0	7 43.8	13 81.3	9 56.3	6 37.5	13 81.3	16 100.0	3 18.8	9 56.3	15 93.8	15 93.8	13 81.3	3 18.8	0 0.0	0 0.0
	30~50万人	32 100.0	26 81.3	18 56.3	27 84.4	16 50.0	19 59.4	24 75.0	30 93.8	4 12.5	11 34.4	30 93.8	28 87.5	25 78.1	3 9.4	1 3.1	0 0.0
	20~30万人	24 100.0	20 83.3	16 66.7	21 87.5	19 79.2	15 62.5	19 79.2	22 91.7	1 4.2	10 41.7	23 95.8	22 91.7	17 70.8	4 16.7	0 0.0	0 0.0
	10~20万人	64 100.0	55 85.9	26 40.6	55 85.9	32 50.0	33 51.6	45 70.3	56 87.5	7 10.9	21 32.8	62 96.9	51 79.7	41 64.1	4 6.3	0 0.0	0 0.0
	5~10万人	115 100.0	83 72.2	42 36.5	95 82.6	48 41.7	48 41.7	68 59.1	94 81.7	7 6.1	35 30.4	104 90.4	82 71.3	54 47.0	4 3.5	0 0.0	0 0.0
	3~5万人	94 100.0	70 74.5	41 43.6	76 80.9	33 35.1	33 35.1	50 53.2	70 74.5	3 3.2	24 25.5	76 80.9	54 57.4	46 48.9	3 3.2	0 0.0	0 0.0
	1~3万人	157 100.0	83 52.9	69 43.9	131 83.4	70 44.6	47 29.9	71 45.2	91 58.0	2 1.3	29 18.5	121 77.1	101 64.3	35 22.3	7 4.5	0 0.0	1 0.6
	1万人未満	133 100.0	60 45.1	46 34.6	82 61.7	56 42.1	38 28.6	50 37.6	47 35.3	1 0.8	29 21.8	87 65.4	64 48.1	21 15.8	2 1.5	9 6.8	5 3.8
市町村合併	経験あり	237 100.0	160 67.5	105 44.3	184 77.6	102 43.0	81 34.2	125 52.7	177 74.7	6 2.5	57 24.1	204 86.1	155 65.4	104 43.9	12 5.1	1 0.4	0 0.0
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	経験・予定なし	397 100.0	249 62.7	159 40.1	316 79.6	180 45.3	158 39.8	214 53.9	249 62.7	22 5.5	110 27.7	313 78.8	262 66.0	148 37.3	18 4.5	9 2.3	6 1.5

第8章 予算編成における住民参加方策

第8章 予算編成における住民参加方策

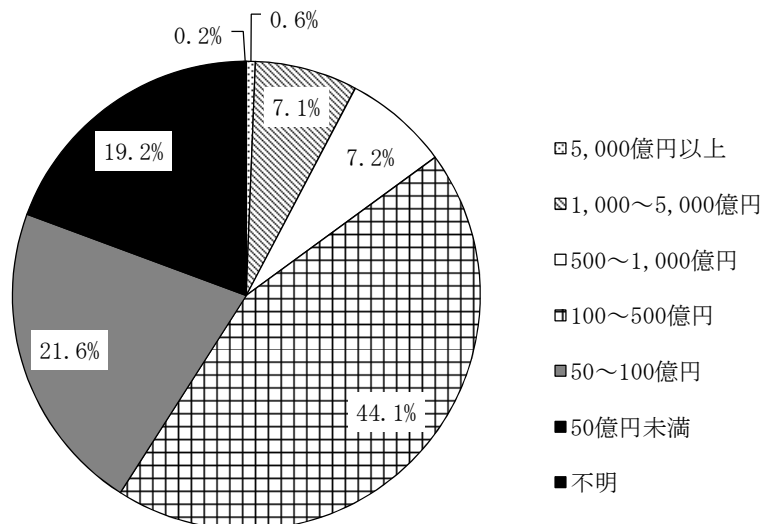
1 財政状況

問 21 貴団体の平成 22 年度の歳出決算額（普通会計決算額）及び財政健全化判断比率（財政健全化法）についてご記入ください。

(1) 歳出決算額の状況

平成 22 年度の歳出決算額（普通会計）については、平均額が 35,065,543 千円。会計規模別にみると、「5,000 億円以上」(0.6%)、「1,000～5,000 億円」(7.1%)、「500～1,000 億円」(7.2%)、「100～500 億円」(44.1%)、「50～100 億円」(21.6%)、「50 億円未満」(19.2%) となっている。

図表 8-1 歳出決算額の状況 (Q U)



No.	カテゴリー名	n	%
1	5,000 億円以上	4	0.6
2	1,000～5,000 億円	45	7.1
3	500～1,000 億円	46	7.2
4	100～500 億円	280	44.1
5	50～100 億円	137	21.6
6	50 億円未満	122	19.2
	不明	1	0.2
	全体	635	100.0

図表 8-2 歳出決算額の状況 (QU)

区分		調査数	5,000 億円 以上	1,000 ～ 5,000 億円	500 ～ 1,000 億円	100 ～ 500 億円	50 ～ 100 億円	50 億円 未満	不明	平均 額
合計		635 100.0	4 0.6	45 7.1	46 7.2	280 44.1	137 21.6	122 19.2	1 0.2	35,065,543
市区 町村	政令市	7 100.0	3 42.9	4 57.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	493,288,992
	中核市	23 100.0	0 0.0	22 95.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.3	0 0.0	137,732,363
	特例市	21 100.0	0 0.0	6 28.6	14 66.7	0 0.0	0 0.0	1 4.8	0 0.0	84,922,124
	市	287 100.0	1 0.3	6 2.1	31 10.8	232 80.8	5 1.7	11 3.8	1 0.3	36,500,954
	特別区	10 100.0	0 0.0	7 70.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	130,354,137
	町村	287 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	47 16.4	132 46.0	108 37.6	0 0.0	6,499,174
	エリ ア	北海道	68 100.0	0 0.0	1 1.5	3 4.4	19 27.9	21 30.9	24 35.3	0 0.0
東北		69 100.0	0 0.0	4 5.8	4 5.8	27 39.1	14 20.3	20 29.0	0 0.0	21,508,422
関東		130 100.0	0 0.0	16 12.3	14 10.8	62 47.7	24 18.5	14 10.8	0 0.0	43,544,890
中部		123 100.0	0 0.0	11 8.9	8 6.5	63 51.2	21 17.1	20 16.3	0 0.0	33,580,705
近畿		87 100.0	2 2.3	7 8.0	6 6.9	36 41.4	12 13.8	23 26.4	1 1.1	57,893,108
中国		41 100.0	1 2.4	1 2.4	3 7.3	19 46.3	11 26.8	6 14.6	0 0.0	38,492,810
四国		24 100.0	0 0.0	2 8.3	1 4.2	12 50.0	2 8.3	7 29.2	0 0.0	29,335,984
九州・沖縄		93 100.0	1 1.1	3 3.2	7 7.5	42 45.2	32 34.4	8 8.6	0 0.0	30,137,900
人口	50万以上	16 100.0	4 25.0	10 62.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 12.5	0 0.0	386,221,756
	30～50万人	32 100.0	0 0.0	31 96.9	1 3.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	136,602,299
	20～30万人	24 100.0	0 0.0	4 16.7	19 79.2	0 0.0	0 0.0	1 4.2	0 0.0	82,439,723
	10～20万人	64 100.0	0 0.0	0 0.0	23 35.9	39 60.9	0 0.0	2 3.1	0 0.0	46,364,669
	5～10万人	115 100.0	0 0.0	0 0.0	3 2.6	108 93.9	0 0.0	4 3.5	0 0.0	26,286,970
	3～5万人	94 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	75 79.8	13 13.8	5 5.3	1 1.1	16,351,657
	1～3万人	157 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	57 36.3	83 52.9	17 10.8	0 0.0	8,880,947
	1万人未満	133 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.8	41 30.8	91 68.4	0 0.0	4,339,136
市 町 村 合 併	経験あり	237 100.0	2 0.8	23 9.7	23 9.7	147 62.0	30 12.7	11 4.6	1 0.4	45,418,535
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	-
	経験・予定なし	397 100.0	2 0.5	22 5.5	23 5.8	133 33.5	107 27.0	110 27.7	0 0.0	29,010,481

(2) 財政健全化指標の状況

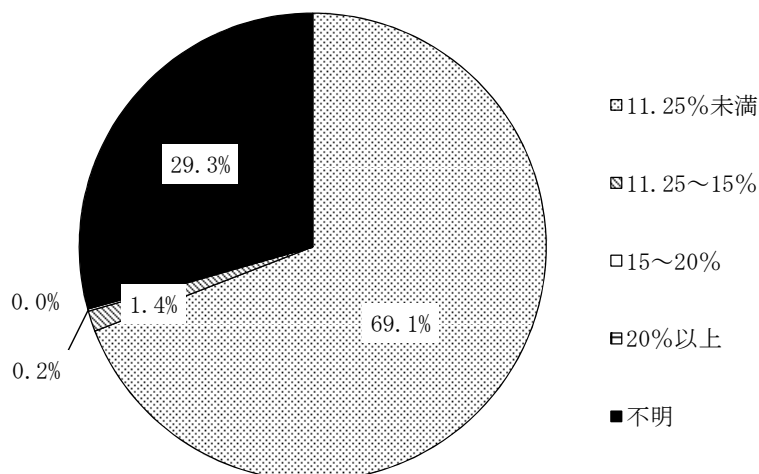
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)では、地方公共団体の財政の健全化のために、健全性に関する比率として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率を公表することとしている。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表している。現在の基準では、早期健全化基準が財政規模に応じ11.25%～15%、財政再生基準が20%となっている。

「11.25%未満」(69.1%)が最も多く、以下、「11.25～15%」(1.4%)、「15～20%」(0.2%)、「20%以上」(0.0%)となっている。

図表8-3 実質赤字比率の状況 (QU)



No.	カテゴリー名	n	%
1	11.25%未満	439	69.1
2	11.25～15%	9	1.4
3	15～20%	1	0.2
4	20%以上	0	0.0
	不明	186	29.3
	全体	635	100.0

図表 8-4 実質赤字比率の状況 (QU)

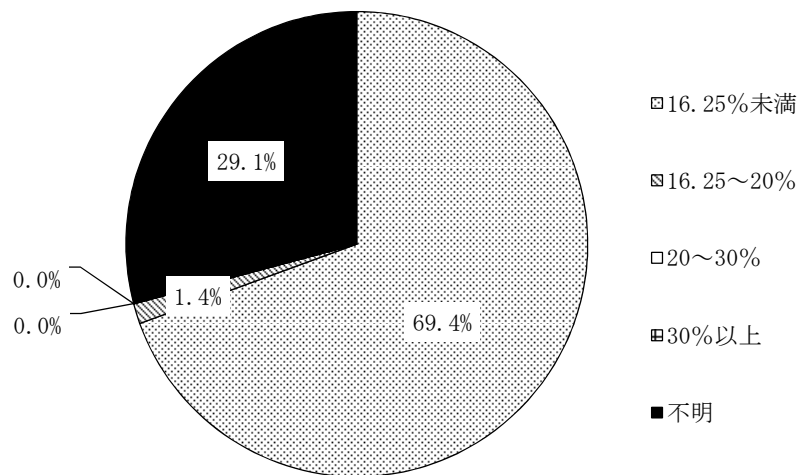
区分	調査数	11.25 % 未満	11.25 % ~ 15 %	15 % ~ 20 %	20 % 以上	不明	平均比率
合計	635	439	9	1	0	186	-0.31
	100.0	69.1	1.4	0.2	0.0	29.3	
市区町村	政令市	7	2	0	0	5	0.00
		100.0	28.6	0.0	0.0	71.4	
	中核市	23	13	0	0	10	0.00
		100.0	56.5	0.0	0.0	43.5	
	特例市	21	9	0	0	12	0.00
		100.0	42.9	0.0	0.0	57.1	
市	287	188	6	0	93	-0.20	
		100.0	65.5	2.1	0.0	32.4	
	特別区	10	5	0	0	5	-0.99
	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0		
町村	287	222	3	1	61	-0.43	
	100.0	77.4	1.0	0.3	21.3		
エリア	北海道	68	55	0	0	13	-0.27
		100.0	80.9	0.0	0.0	19.1	
	東北	69	45	2	0	22	0.12
		100.0	65.2	2.9	0.0	31.9	
	関東	130	88	1	0	41	-0.42
		100.0	67.7	0.8	0.0	31.5	
	中部	123	76	4	1	42	-0.05
		100.0	61.8	3.3	0.8	34.1	
近畿	87	54	0	0	33	-0.73	
	100.0	62.1	0.0	0.0	37.9		
中国	41	33	0	0	8	-0.21	
	100.0	80.5	0.0	0.0	19.5		
四国	24	22	0	0	2	-0.08	
	100.0	91.7	0.0	0.0	8.3		
九州・沖縄	93	66	2	0	25	-0.57	
	100.0	71.0	2.2	0.0	26.9		
人口	50 万以上	16	6	0	0	10	-0.87
		100.0	37.5	0.0	0.0	62.5	
	30~50 万人	32	16	0	0	16	-0.25
		100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	
	20~30 万人	24	14	0	0	10	-0.39
		100.0	58.3	0.0	0.0	41.7	
	10~20 万人	64	33	2	0	29	-0.16
		100.0	51.6	3.1	0.0	45.3	
5~10 万人	115	77	2	0	36	-0.26	
	100.0	67.0	1.7	0.0	31.3		
3~5 万人	94	69	2	0	23	-0.13	
	100.0	73.4	2.1	0.0	24.5		
1~3 万人	157	121	1	1	34	-0.25	
	100.0	77.1	0.6	0.6	21.7		
1 万人未満	133	103	2	0	28	-0.57	
	100.0	77.4	1.5	0.0	21.1		
市町村併合	経験あり	237	165	8	0	64	0.22
		100.0	69.6	3.4	0.0	27.0	
	予定あり	0	0	0	0	0	-
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
経験・予定なし	397	273	1	1	122	-0.63	
	100.0	68.8	0.3	0.3	30.7		

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表すものである。現在の基準では、早期健全化基準が財政規模に応じ16.25%～20%、財政再生基準が30%となっている。

「16.25%未満」(69.4%)が最も多く、以下、「16.25～20%」(1.4%)、「20～30%」(0.0%)、「30%以上」(0.0%)となっている。

図表8-5 連結赤字比率の状況 (QU)



No.	カテゴリー名	n	%
1	16.25%未満	441	69.4
2	16.25～20%	9	1.4
3	20～30%	0	0.0
4	30%以上	0	0.0
	不明	185	29.1
	全体	635	100.0

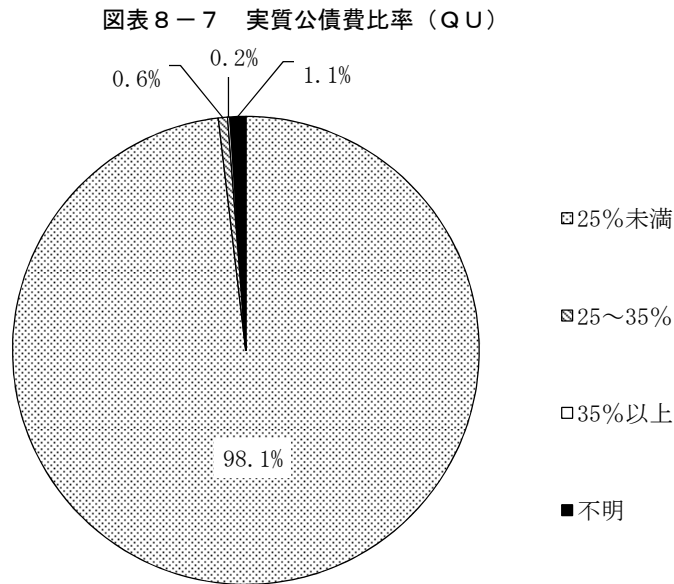
図表 8-6 連結赤字比率の状況 (QU)

区分		調査数	16.25%未満	16.25%~20%	20%~30%	30%以上	不明	平均比率
合計		635	441	9	0	0	185	-1.00
		100.0	69.4	1.4	0.0	0.0	29.1	
市区町村	政令市	7	3	0	0	0	4	0.05
		100.0	42.9	0.0	0.0	0.0	57.1	
	中核市	23	13	0	0	0	10	0.15
		100.0	56.5	0.0	0.0	0.0	43.5	
	特例市	21	9	0	0	0	12	0.00
		100.0	42.9	0.0	0.0	0.0	57.1	
市	市	287	187	7	0	0	93	-0.87
		100.0	65.2	2.4	0.0	0.0	32.4	
	特別区	10	5	0	0	0	5	-1.61
	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0		
町村	町村	287	224	2	0	0	61	-1.21
		100.0	78.0	0.7	0.0	0.0	21.3	
エリア	北海道	68	55	0	0	0	13	-0.50
		100.0	80.9	0.0	0.0	0.0	19.1	
	東北	69	45	2	0	0	22	-0.14
		100.0	65.2	2.9	0.0	0.0	31.9	
	関東	130	88	1	0	0	41	-0.95
		100.0	67.7	0.8	0.0	0.0	31.5	
	中部	123	76	5	0	0	42	-0.62
		100.0	61.8	4.1	0.0	0.0	34.1	
近畿	87	55	0	0	0	32	-1.88	
	100.0	63.2	0.0	0.0	0.0	36.8		
中国	41	33	0	0	0	8	-0.42	
	100.0	80.5	0.0	0.0	0.0	19.5		
四国	24	22	0	0	0	2	-1.64	
	100.0	91.7	0.0	0.0	0.0	8.3		
九州・沖縄	93	67	1	0	0	25	-1.77	
	100.0	72.0	1.1	0.0	0.0	26.9		
人口	50万以上	16	7	0	0	0	9	-1.23
		100.0	43.8	0.0	0.0	0.0	56.3	
	30~50万人	32	16	0	0	0	16	-0.74
		100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	
	20~30万人	24	14	0	0	0	10	-0.50
		100.0	58.3	0.0	0.0	0.0	41.7	
	10~20万人	64	33	2	0	0	29	-2.30
		100.0	51.6	3.1	0.0	0.0	45.3	
5~10万人	115	76	3	0	0	36	-0.59	
	100.0	66.1	2.6	0.0	0.0	31.3		
3~5万人	94	69	2	0	0	23	-0.31	
	100.0	73.4	2.1	0.0	0.0	24.5		
1~3万人	157	122	1	0	0	34	-1.19	
	100.0	77.7	0.6	0.0	0.0	21.7		
1万人未満	133	104	1	0	0	28	-1.17	
	100.0	78.2	0.8	0.0	0.0	21.1		
市町村合併	経験あり	237	165	9	0	0	63	-0.11
		100.0	69.6	3.8	0.0	0.0	26.6	
	予定あり	0	0	0	0	0	0	-
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
経験・予定なし	397	275	0	0	0	122	-1.54	
	100.0	69.3	0.0	0.0	0.0	30.7		

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表すものである。現在の基準では、早期健全化基準が 25%、財政再生基準が 35%となっている。

「25%未満」（98.1%）が最も多く、以下、「25～35%」（0.6%）、「35%以上」（0.2%）となっている。



No.	カテゴリー名	n	%
1	25%未満	623	98.1
2	25～35%	4	0.6
3	35%以上	1	0.2
	不明	7	1.1
	全体	635	100.0

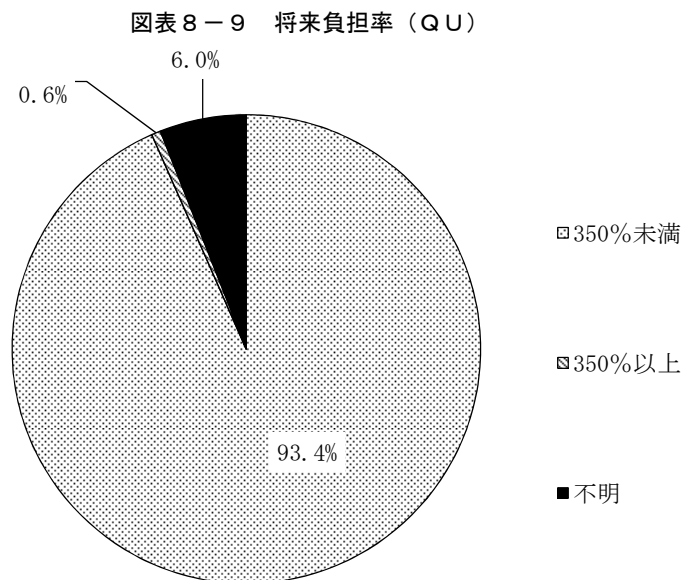
図表 8-8 実質公債費比率 (QU)

区分		調査数	25%未満	25% ～ 35%	35%以上	不明	平均比率
合計		635	623	4	1	7	11.88
		100.0	98.1	0.6	0.2	1.1	
市区町村	政令市	7	7	0	0	0	12.41
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市	23	21	0	0	2	8.51
		100.0	91.3	0.0	0.0	8.7	
	特例市	21	21	0	0	0	8.48
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
市		287	281	3	1	2	11.98
		100.0	97.9	1.0	0.3	0.7	
	特別区	10	7	0	0	3	1.29
	100.0	70.0	0.0	0.0	30.0		
	町村	287	286	1	0	0	12.64
	100.0	99.7	0.3	0.0	0.0		
エリア	北海道	68	66	1	1	0	14.24
		100.0	97.1	1.5	1.5	0.0	
	東北	69	67	2	0	0	14.15
		100.0	97.1	2.9	0.0	0.0	
	関東	130	125	0	0	5	8.57
		100.0	96.2	0.0	0.0	3.8	
	中部	123	121	1	0	1	11.25
		100.0	98.4	0.8	0.0	0.8	
近畿	87	86	0	0	1	12.06	
	100.0	98.9	0.0	0.0	1.1		
中国	41	41	0	0	0	15.47	
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0		
四国	24	24	0	0	0	12.15	
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0		
九州・沖縄	93	93	0	0	0	12.01	
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0		
人口	50万以上	16	16	0	0	0	7.70
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	30～50万人	32	27	0	0	5	7.46
		100.0	84.4	0.0	0.0	15.6	
	20～30万人	24	23	0	0	1	8.71
		100.0	95.8	0.0	0.0	4.2	
	10～20万人	64	63	0	0	1	10.21
		100.0	98.4	0.0	0.0	1.6	
5～10万人	115	114	1	0	0	11.33	
	100.0	99.1	0.9	0.0	0.0		
3～5万人	94	92	2	0	0	12.77	
	100.0	97.9	2.1	0.0	0.0		
1～3万人	157	156	0	1	0	13.42	
	100.0	99.4	0.0	0.6	0.0		
1万人未満	133	132	1	0	0	12.84	
	100.0	99.2	0.8	0.0	0.0		
市町村合併	経験あり	237	232	4	0	1	13.81
		100.0	97.9	1.7	0.0	0.4	
	予定あり	0	0	0	0	0	-
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	経験・予定なし	397	390	0	1	6	10.72
	100.0	98.2	0.0	0.3	1.5		

エ 将来負担率

将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表すものである。現在の基準では、早期健全化基準が 350%となっている。

「350%未満」が 93.4%、「350%以上」が 0.6%となっている。



No.	カテゴリー名	n	%
1	350%未満	593	93.4
2	350%以上	4	0.6
	不明	38	6.0
	全体	635	100.0

図表 8-10 将来負担率の状況 (QU)

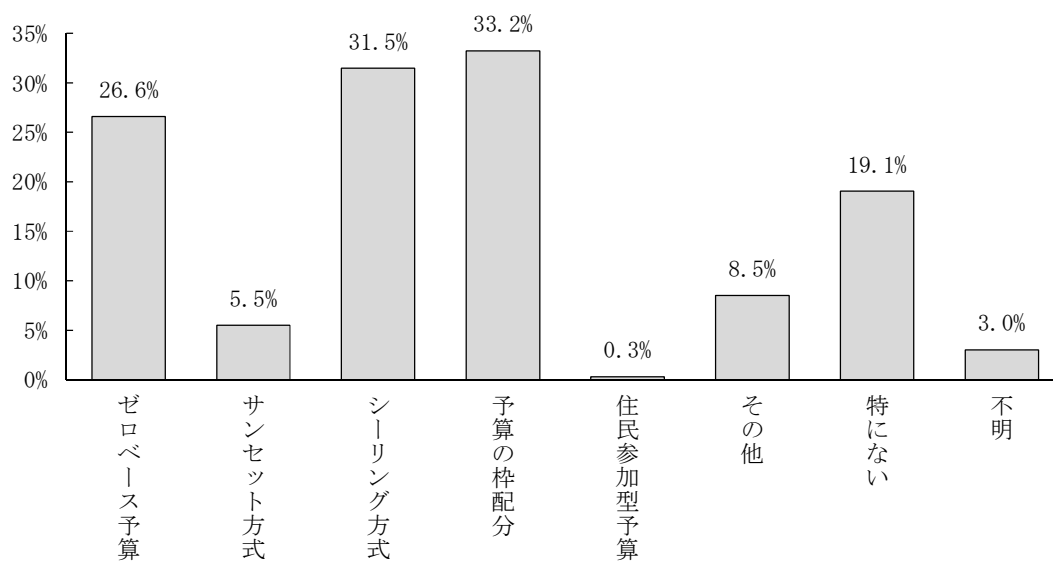
区分		調査数	350%未満	350%以上	不明	平均比率
合計		635 100.0	593 93.4	4 0.6	38 6.0	75.28
市区町村	政令市	7 100.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	148.84
	中核市	23 100.0	22 95.7	0 0.0	1 4.3	85.16
	特例市	21 100.0	19 90.5	0 0.0	2 9.5	90.99
	市	287 100.0	270 94.1	4 1.4	13 4.5	90.48
	特別区	10 100.0	5 50.0	0 0.0	5 50.0	-27.70
	町村	287 100.0	270 94.1	0 0.0	17 5.9	58.99
エリア	北海道	68 100.0	65 95.6	1 1.5	2 2.9	80.88
	東北	69 100.0	65 94.2	2 2.9	2 2.9	101.52
	関東	130 100.0	119 91.5	0 0.0	11 8.5	58.37
	中部	123 100.0	111 90.2	1 0.8	11 8.9	67.31
	近畿	87 100.0	81 93.1	0 0.0	6 6.9	94.57
	中国	41 100.0	41 100.0	0 0.0	0 0.0	114.32
	四国	24 100.0	24 100.0	0 0.0	0 0.0	60.98
	九州・沖縄	93 100.0	87 93.5	0 0.0	6 6.5	53.40
人口	50万以上	16 100.0	13 81.3	0 0.0	3 18.8	83.04
	30~50万人	32 100.0	28 87.5	0 0.0	4 12.5	74.31
	20~30万人	24 100.0	21 87.5	0 0.0	3 12.5	86.70
	10~20万人	64 100.0	57 89.1	0 0.0	7 10.9	75.72
	5~10万人	115 100.0	112 97.4	1 0.9	2 1.7	78.55
	3~5万人	94 100.0	90 95.7	2 2.1	2 2.1	89.04
	1~3万人	157 100.0	151 96.2	1 0.6	5 3.2	87.83
	1万人未満	133 100.0	121 91.0	0 0.0	12 9.0	44.21
	市町村合併	経験あり	237 100.0	233 98.3	3 1.3	1 0.4
予定あり		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	-
経験・予定なし		397 100.0	359 90.4	1 0.3	37 9.3	63.76

2 予算編成方式

問22 予算編成においてどのような編成方式をとっていますか。(あてはまるものすべてに○印)

予算編成方式については、「予算の枠配分」(33.2%)が最も多く、次いで「シーリング方式」(31.5%)、「ゼロベース予算」(26.6%)が続く。

図表8-11 予算編成方式(MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	ゼロベース予算	169	26.6
2	サンセット方式	35	5.5
3	シーリング方式	200	31.5
4	予算の枠配分	211	33.2
5	住民参加型予算	2	0.3
6	その他	54	8.5
7	特にない	121	19.1
	不明	19	3.0
	全体	635	100.0

図表 8-12 予算編成方式 (MA)

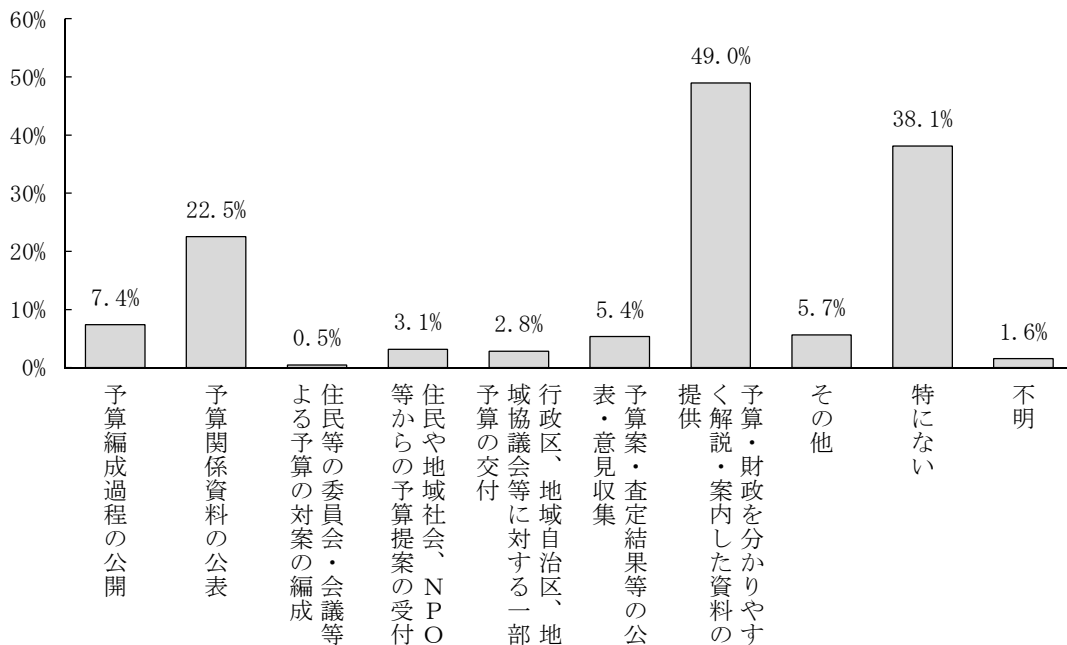
区分	調査数	ゼロベース予算	サンセット方式	シーリング方式	予算の枠配分	住民参加型予算	その他	特になし	不明
合計	635 100.0	169 26.6	35 5.5	200 31.5	211 33.2	2 0.3	54 8.5	121 19.1	19 3.0
市区町村	政令市	7 100.0	1 14.3	0 0.0	4 57.1	5 71.4	1 14.3	2 28.6	0 0.0
	中核市	23 100.0	5 21.7	4 17.4	16 69.6	11 47.8	0 0.0	3 13.0	0 0.0
	特例市	21 100.0	5 23.8	1 4.8	7 33.3	16 76.2	0 0.0	0 0.0	1 4.8
	市	287 100.0	77 26.8	20 7.0	107 37.3	126 43.9	0 0.0	28 9.8	26 9.1
	特別区	10 100.0	0 0.0	1 10.0	6 60.0	9 90.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0
	町村	287 100.0	81 28.2	9 3.1	60 20.9	44 15.3	1 0.3	20 7.0	93 32.4
エリア	北海道	68 100.0	21 30.9	1 1.5	13 19.1	16 23.5	0 0.0	4 5.9	21 30.9
	東北	69 100.0	15 21.7	3 4.3	29 42.0	12 17.4	0 0.0	4 5.8	18 26.1
	関東	130 100.0	38 29.2	11 8.5	41 31.5	61 46.9	0 0.0	16 12.3	18 13.8
	中部	123 100.0	27 22.0	7 5.7	44 35.8	45 36.6	2 1.6	15 12.2	18 14.6
	近畿	87 100.0	18 20.7	4 4.6	27 31.0	33 37.9	0 0.0	6 6.9	16 18.4
	中国	41 100.0	12 29.3	2 4.9	14 34.1	10 24.4	0 0.0	0 0.0	7 17.1
	四国	24 100.0	12 50.0	2 8.3	7 29.2	9 37.5	0 0.0	3 12.5	1 4.2
	九州・沖縄	93 100.0	26 28.0	5 5.4	25 26.9	25 26.9	0 0.0	6 6.5	22 23.7
人口	50万以上	16 100.0	2 12.5	0 0.0	6 37.5	10 62.5	1 6.3	4 25.0	0 0.0
	30~50万人	32 100.0	8 25.0	4 12.5	19 59.4	19 59.4	0 0.0	4 12.5	1 3.1
	20~30万人	24 100.0	6 25.0	2 8.3	13 54.2	17 70.8	0 0.0	1 4.2	1 4.2
	10~20万人	64 100.0	16 25.0	5 7.8	26 40.6	38 59.4	0 0.0	7 10.9	3 4.7
	5~10万人	115 100.0	29 25.2	5 4.3	41 35.7	50 43.5	0 0.0	9 7.8	12 10.4
	3~5万人	94 100.0	26 27.7	7 7.4	33 35.1	32 34.0	0 0.0	10 10.6	13 13.8
	1~3万人	157 100.0	45 28.7	10 6.4	39 24.8	23 14.6	1 0.6	9 5.7	47 29.9
	1万人未満	133 100.0	37 27.8	2 1.5	23 17.3	22 16.5	0 0.0	10 7.5	44 33.1
市町村合併	経験あり	237 100.0	56 23.6	16 6.8	88 37.1	91 38.4	2 0.8	18 7.6	43 18.1
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	経験・予定なし	397 100.0	113 28.5	19 4.8	112 28.2	120 30.2	0 0.0	35 8.8	78 19.6

3 予算編成における住民参加方策

問 23 予算編成過程において住民参加をどのように取り組んでいますか。(あてはまるものすべてに○印)

予算編成過程における住民参加方策については、「予算・財政を分かりやすく解説・案内した資料の提供（予算説明書、財政白書等）」（49.0%）が最も多く、次いで「予算関係資料の公表（予算編成方針、予算査定調書等）」（22.5%）、「予算編成過程の公開」（7.4%）が続く。なお、「特にない」が38.1%となっている。

図表 8-13 予算編成における住民参加方策（MA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	予算編成過程の公開	47	7.4
2	予算関係資料の公表（予算編成方針、予算査定調書等）	143	22.5
3	住民等の委員会・会議等による予算の対案の編成	3	0.5
4	住民や地域社会、NPO等からの予算提案の受付	20	3.1
5	行政区（政令市）、地域自治区（自治法）、地域協議会等に対する一部予算の交付（地域予算制度等）	18	2.8
6	予算案・査定結果等の公表・意見収集（パブリックコメント等）	34	5.4
7	予算・財政を分かりやすく解説・案内した資料の提供（予算説明書、財政白書等）	311	49.0
8	その他	36	5.7
9	特にない	242	38.1
	不明	10	1.6
	全体	635	100.0

図表 8-14 予算編成における住民参加方策 (MA)

区分	調査数	予算編成過程の公開	予算関係資料の公表	住民等の委員会・会議等による予算の対案の編成	住民等の委員会・会議等による予算の対案の編成	住民や地域社会、NPO等からの予算提案の受付	行政区、地域自治区、地域協議会等に対する一部予算の交付	意見収集	予算案・査定結果等の公表・説明・案内した資料の提供	その他	特になし	不明
合計	635 100.0	47 7.4	143 22.5	3 0.5	20 3.1	18 2.8	34 5.4	311 49.0	36 5.7	242 38.1	10 1.6	
市区町村	政令市	7 100.0	4 57.1	7 100.0	0 0.0	0 0.0	3 42.9	4 57.1	6 85.7	1 14.3	0 0.0	0 0.0
	中核市	23 100.0	2 8.7	14 60.9	0 0.0	1 4.3	1 4.3	5 21.7	15 65.2	1 4.3	2 8.7	1 4.3
	特例市	21 100.0	4 19.0	9 42.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 9.5	15 71.4	2 9.5	4 19.0	0 0.0
	市	287 100.0	30 10.5	84 29.3	0 0.0	10 3.5	8 2.8	18 6.3	169 58.9	10 3.5	87 30.3	2 0.7
	特別区	10 100.0	3 30.0	4 40.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	8 80.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0
	町村	287 100.0	4 1.4	25 8.7	3 1.0	8 2.8	6 2.1	5 1.7	98 34.1	21 7.3	148 51.6	7 2.4
エリア	北海道	68 100.0	2 2.9	10 14.7	1 1.5	1 1.5	1 1.5	2 2.9	34 50.0	5 7.4	26 38.2	0 0.0
	東北	69 100.0	0 0.0	7 10.1	0 0.0	2 2.9	0 0.0	0 0.0	26 37.7	6 8.7	30 43.5	0 0.0
	関東	130 100.0	15 11.5	40 30.8	0 0.0	3 2.3	5 3.8	7 5.4	67 51.5	10 7.7	47 36.2	2 1.5
	中部	123 100.0	7 5.7	33 26.8	1 0.8	7 5.7	3 2.4	3 4.9	63 51.2	4 3.3	48 39.0	3 2.4
	近畿	87 100.0	14 16.1	24 27.6	0 0.0	3 3.4	3 3.4	11 12.6	44 50.6	3 3.4	27 31.0	2 2.3
	中国	41 100.0	4 9.8	9 22.0	0 0.0	2 4.9	3 7.3	4 9.8	25 61.0	0 0.0	12 29.3	2 4.9
	四国	24 100.0	1 4.2	6 25.0	1 4.2	0 0.0	1 4.2	2 8.3	13 54.2	1 4.2	8 33.3	0 0.0
	九州・沖縄	93 100.0	4 4.3	14 15.1	0 0.0	2 2.2	2 2.2	2 2.2	39 41.9	7 7.5	44 47.3	1 1.1
人口	50万以上	16 100.0	7 43.8	12 75.0	0 0.0	1 6.3	3 18.8	5 31.3	13 81.3	2 12.5	1 6.3	1 6.3
	30~50万人	32 100.0	5 15.6	18 56.3	0 0.0	1 3.1	1 3.1	5 15.6	23 71.9	2 6.3	3 9.4	0 0.0
	20~30万人	24 100.0	2 8.3	9 37.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 8.3	19 79.2	2 8.3	3 12.5	0 0.0
	10~20万人	64 100.0	10 15.6	26 40.6	0 0.0	4 6.3	3 4.7	9 14.1	41 64.1	3 4.7	13 20.3	0 0.0
	5~10万人	115 100.0	13 11.3	37 32.2	0 0.0	2 1.7	3 2.6	7 6.1	62 53.9	2 1.7	38 33.0	2 1.7
	3~5万人	94 100.0	5 5.3	14 14.9	0 0.0	4 4.3	1 1.1	1 1.1	47 50.0	4 4.3	37 39.4	1 1.1
	1~3万人	157 100.0	5 3.2	17 10.8	1 0.6	5 3.2	6 3.8	4 2.5	72 45.9	15 9.6	69 43.9	2 1.3
	1万人未満	133 100.0	0 0.0	10 7.5	2 1.5	3 2.3	1 0.8	1 0.8	34 25.6	6 4.5	78 58.6	4 3.0
市町村合併	経験あり	237 100.0	17 7.2	63 26.6	1 0.4	9 3.8	13 5.5	18 7.6	127 53.6	11 4.6	82 34.6	2 0.8
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	経験・予定なし	397 100.0	30 7.6	80 20.2	2 0.5	11 2.8	5 1.3	16 4.0	184 46.3	25 6.3	159 40.1	8 2.0

第9章 行政評価における住民参加方策

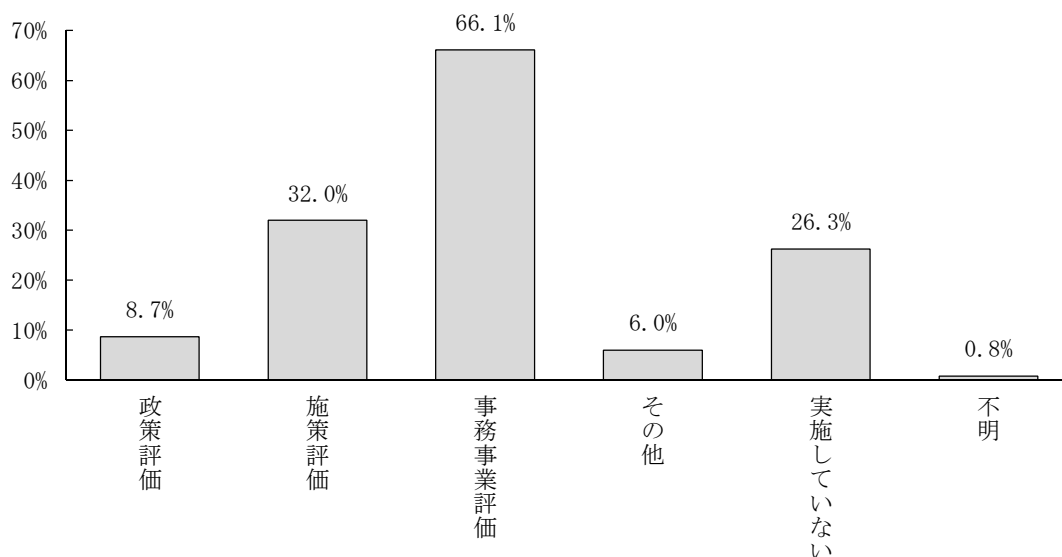
第9章 行政評価における住民参加方策

1 行政評価の状況

問 24 貴団体では、行政評価として実施しているものはどれですか。（あてはまるものすべてに○印）

行政評価として実施しているものについては、「事務事業評価」(66.1%)が最も多く、次いで「施策評価」(32.0%)、「政策評価」(8.7%)が続く。なお、「実施していない」が26.3%となっている。

図表9-1 行政評価の状況 (MA)



No.	カテゴリ名	n	%
1	政策評価	55	8.7
2	施策評価	203	32.0
3	事務事業評価	420	66.1
4	その他	38	6.0
5	実施していない	167	26.3
	不明	5	0.8
	全体	635	100.0

図表 9-2 行政評価の状況 (MA)

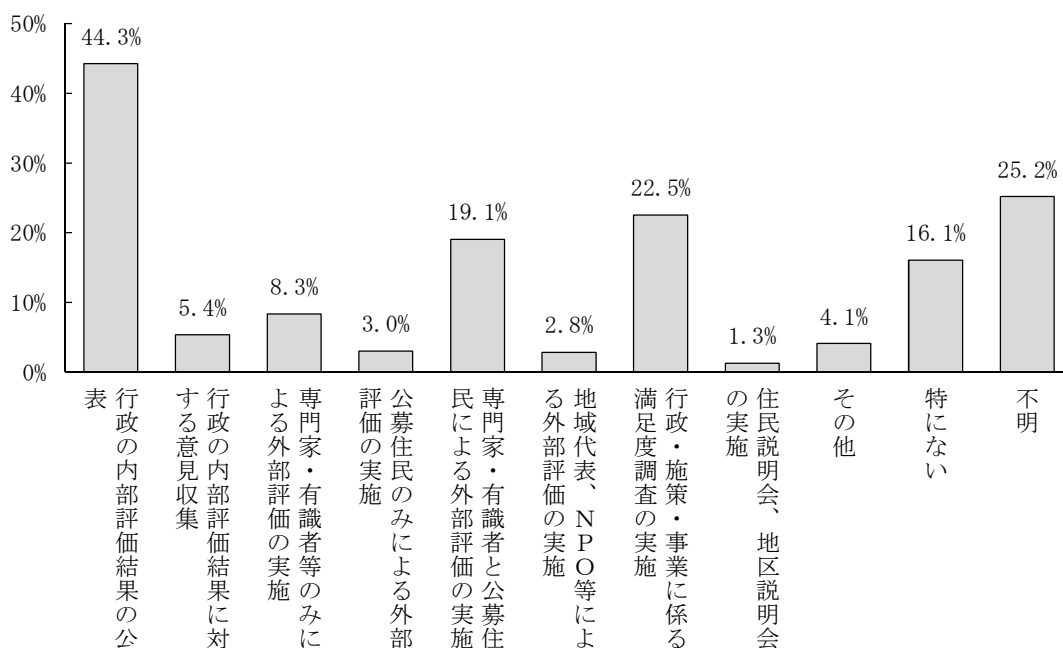
区分	調査数	政策評価	施策評価	事務事業評価	その他	実施していない	不明	
合計	635 100.0	55 8.7	203 32.0	420 66.1	38 6.0	167 26.3	5 0.8	
市区町村	政令市	7 100.0	2 28.6	3 42.9	6 85.7	3 42.9	0 0.0	0 0.0
	中核市	23 100.0	2 8.7	12 52.2	20 87.0	5 21.7	0 0.0	0 0.0
	特例市	21 100.0	2 9.5	17 81.0	14 66.7	1 4.8	0 0.0	0 0.0
	市	287 100.0	36 12.5	126 43.9	234 81.5	20 7.0	31 10.8	1 0.3
	特別区	10 100.0	2 20.0	8 80.0	10 100.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0
	町村	287 100.0	11 3.8	37 12.9	136 47.4	8 2.8	136 47.4	4 1.4
エリア	北海道	68 100.0	7 10.3	15 22.1	36 52.9	4 5.9	29 42.6	0 0.0
	東北	69 100.0	6 8.7	15 21.7	40 58.0	2 2.9	27 39.1	0 0.0
	関東	130 100.0	16 12.3	55 42.3	97 74.6	9 6.9	24 18.5	0 0.0
	中部	123 100.0	9 7.3	47 38.2	92 74.8	7 5.7	18 14.6	2 1.6
	近畿	87 100.0	4 4.6	35 40.2	58 66.7	6 6.9	20 23.0	1 1.1
	中国	41 100.0	3 7.3	8 19.5	26 63.4	5 12.2	11 26.8	0 0.0
	四国	24 100.0	1 4.2	7 29.2	15 62.5	1 4.2	8 33.3	0 0.0
	九州・沖縄	93 100.0	9 9.7	21 22.6	56 60.2	4 4.3	30 32.3	2 2.2
人口	50万以上	16 100.0	2 12.5	10 62.5	14 87.5	6 37.5	0 0.0	0 0.0
	30~50万人	32 100.0	3 9.4	20 62.5	26 81.3	4 12.5	1 3.1	0 0.0
	20~30万人	24 100.0	6 25.0	17 70.8	18 75.0	3 12.5	0 0.0	0 0.0
	10~20万人	64 100.0	7 10.9	32 50.0	55 85.9	6 9.4	3 4.7	0 0.0
	5~10万人	115 100.0	15 13.0	55 47.8	94 81.7	9 7.8	11 9.6	1 0.9
	3~5万人	94 100.0	9 9.6	33 35.1	74 78.7	4 4.3	15 16.0	0 0.0
	1~3万人	157 100.0	8 5.1	25 15.9	85 54.1	4 2.5	61 38.9	3 1.9
	1万人未満	133 100.0	5 3.8	11 8.3	54 40.6	2 1.5	76 57.1	1 0.8
市町村合併	経験あり	237 100.0	22 9.3	79 33.3	178 75.1	18 7.6	38 16.0	1 0.4
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	経験・予定なし	397 100.0	33 8.3	124 31.2	242 61.0	20 5.0	128 32.2	4 1.0

2 行政評価における住民参加方策

問 25 行政評価を実施している団体にうかがいます。行政評価のなかで、住民参加をどのように取り込んでいますか。(あてはまるものすべてに○印)

行政評価における住民参加方策については、「行政の内部評価結果の公表」(44.3%)が最も多く、次いで「行政・施策・事業に係る満足度調査の実施(住民満足度アンケート調査等)」(22.5%)、「専門家・有識者と公募住民による外部評価の実施」(19.1%)が続く。

図表 9-3 行政評価における住民参加方策 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	行政の内部評価結果の公表	281	44.3
2	行政の内部評価結果に対する意見収集 (パブリックコメント等)	34	5.4
3	専門家・有識者等のみによる外部評価の実施	53	8.3
4	公募住民のみによる外部評価の実施	19	3.0
5	専門家・有識者と公募住民による外部評価の実施	121	19.1
6	地域代表、NPO等による外部評価の実施	18	2.8
7	行政・施策・事業に係る満足度調査の実施 (住民満足度アンケート調査等)	143	22.5
8	住民説明会、地区説明会の実施	8	1.3
9	その他	26	4.1
10	特にない	102	16.1
	不明	160	25.2
	全体	635	100.0

図表 9-4 行政評価における住民参加方策 (MA)

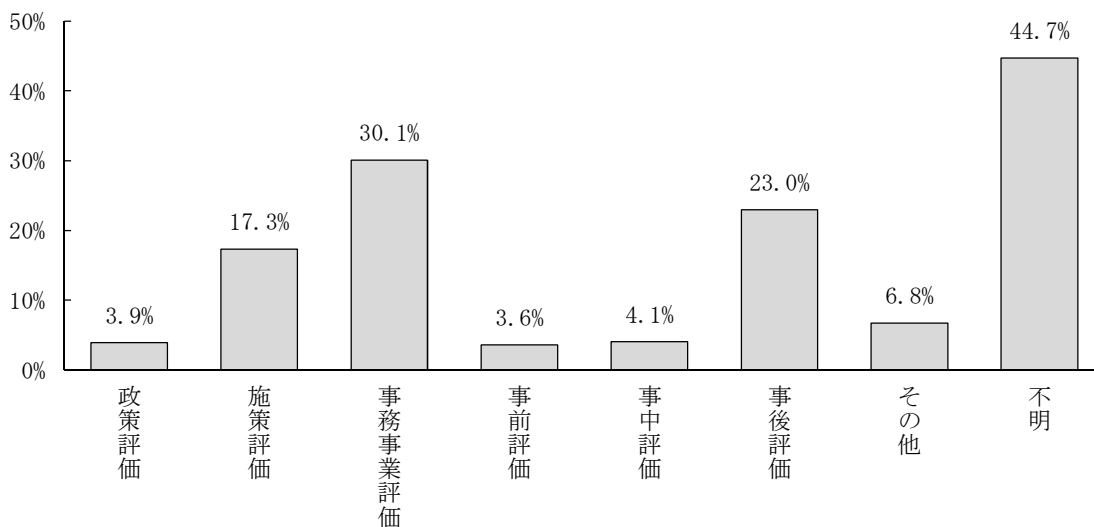
区分	調査数	行政の内部評価結果の公表	意見収集	行政の内部評価結果に対する	外部評価の実施	専門家・有識者等のみによる外部評価の実施	公募住民のみによる外部評価の実施	専門家・有識者と公募住民による外部評価の実施	地域代表、NPO等による外部評価の実施	度調査の実施	行政・施策・事業に係る満足	住民説明会、地区説明会の実施	その他	不明
合計	635 100.0	281 44.3	34 5.4	53 8.3	19 3.0	121 19.1	18 2.8	143 22.5	8 1.3	26 4.1	102 16.1			
市区町村	政令市	7 100.0	5 71.4	1 14.3	1 14.3	0 0.0	4 57.1	1 14.3	3 42.9	0 0.0	1 14.3	0 0.0		
	中核市	23 100.0	18 78.3	2 8.7	4 17.4	0 0.0	9 39.1	1 4.3	10 43.5	0 0.0	0 0.0	1 4.3		
	特例市	21 100.0	14 66.7	3 14.3	6 28.6	1 4.8	7 33.3	2 9.5	11 52.4	0 0.0	3 14.3	1 4.8		
	市	287 100.0	178 62.0	16 5.6	33 11.5	12 4.2	70 24.4	8 2.8	93 32.4	3 1.0	14 4.9	31 10.8		
	特別区	10 100.0	9 90.0	2 20.0	0 0.0	0 0.0	8 80.0	1 10.0	4 40.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0		
	町村	287 100.0	57 19.9	10 3.5	9 3.1	6 2.1	23 8.0	5 1.7	22 7.7	5 1.7	6 2.1	69 24.0		
エリア	北海道	68 100.0	19 27.9	6 8.8	4 5.9	2 2.9	7 10.3	0 0.0	6 8.8	1 1.5	0 0.0	14 20.6		
	東北	69 100.0	24 34.8	1 1.4	2 2.9	1 1.4	15 21.7	2 2.9	15 21.7	2 2.9	2 2.9	8 11.6		
	関東	130 100.0	72 55.4	11 8.5	12 9.2	5 3.8	28 21.5	5 3.8	41 31.5	2 1.5	11 8.5	15 11.5		
	中部	123 100.0	68 55.3	6 4.9	15 12.2	7 5.7	28 22.8	5 4.1	31 25.2	0 0.0	3 2.4	18 14.6		
	近畿	87 100.0	46 52.9	5 5.7	12 13.8	1 1.1	15 17.2	5 5.7	22 25.3	1 1.1	4 4.6	13 14.9		
	中国	41 100.0	14 34.1	2 4.9	2 4.9	1 2.4	7 17.1	0 0.0	8 19.5	1 2.4	2 4.9	10 24.4		
	四国	24 100.0	8 33.3	0 0.0	3 12.5	1 4.2	5 20.8	0 0.0	4 16.7	0 0.0	0 0.0	7 29.2		
	九州・沖縄	93 100.0	30 32.3	3 3.2	3 3.2	1 1.1	16 17.2	1 1.1	16 17.2	1 1.1	4 4.3	17 18.3		
人口	50万以上	16 100.0	13 81.3	2 12.5	2 12.5	1 6.3	10 62.5	1 6.3	7 43.8	0 0.0	2 12.5	0 0.0		
	30~50万人	32 100.0	28 87.5	5 15.6	7 21.9	1 3.1	12 37.5	4 12.5	13 40.6	0 0.0	2 6.3	1 3.1		
	20~30万人	24 100.0	15 62.5	2 8.3	6 25.0	0 0.0	8 33.3	1 4.2	12 50.0	0 0.0	2 8.3	1 4.2		
	10~20万人	64 100.0	45 70.3	6 9.4	7 10.9	5 7.8	20 31.3	1 1.6	22 34.4	0 0.0	4 6.3	1 1.6		
	5~10万人	115 100.0	74 64.3	6 5.2	11 9.6	3 2.6	26 22.6	3 2.6	39 33.9	1 0.9	6 5.2	18 15.7		
	3~5万人	94 100.0	47 50.0	3 3.2	10 10.6	3 3.2	23 24.5	1 1.1	28 29.8	2 2.1	4 4.3	13 13.8		
	1~3万人	157 100.0	38 24.2	6 3.8	6 3.8	5 3.2	16 10.2	5 3.2	16 10.2	2 1.3	4 2.5	32 20.4		
	1万人未満	133 100.0	21 15.8	4 3.0	4 3.0	1 0.8	6 4.5	2 1.5	6 4.5	3 2.3	2 1.5	36 27.1		
市町村合併	経験あり	237 100.0	118 49.8	18 7.6	27 11.4	6 2.5	49 20.7	6 2.5	62 26.2	2 0.8	5 2.1	41 17.3		
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		
	経験・予定なし	397 100.0	163 41.1	16 4.0	26 6.5	13 3.3	72 18.1	12 3.0	81 20.4	6 1.5	21 5.3	61 15.4		

3 住民参加方策を実施している行政評価レベル

問 26 行政評価のどのレベル・段階で住民参加を実施していますか。(あてはまるものすべてに○印)

住民参加方策を実施している行政評価レベルについては、「事務事業評価」(30.1%)が最も多く、次いで「事後評価」(23.0%)、「施策評価」(17.3%)が続く。

図表9-5 住民参加方策を実施している行政評価レベル (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	政策評価	25	3.9
2	施策評価	110	17.3
3	事務事業評価	191	30.1
4	事前評価	23	3.6
5	事中評価	26	4.1
6	事後評価	146	23.0
7	その他	43	6.8
	不明	284	44.7
	全体	635	100.0

図表 9-6 住民参加方策を実施している行政評価レベル (MA)

区分	調査数	政策評価	施策評価	事務事業評価	事前評価	事中評価	事後評価	その他	不明	
合計	635 100.0	25 3.9	110 17.3	191 30.1	23 3.6	26 4.1	146 23.0	43 6.8	284 44.7	
市区町村	政令市	7 100.0	2 28.6	2 28.6	6 85.7	1 14.3	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3
	中核市	23 100.0	2 8.7	5 21.7	11 47.8	0 0.0	2 8.7	7 30.4	2 8.7	3 13.0
	特例市	21 100.0	1 4.8	10 47.6	9 42.9	4 19.0	5 23.8	8 38.1	2 9.5	1 4.8
	市	287 100.0	15 5.2	72 25.1	110 38.3	16 5.6	15 5.2	82 28.6	24 8.4	90 31.4
	特別区	10 100.0	1 10.0	4 40.0	5 50.0	0 0.0	0 0.0	7 70.0	0 0.0	1 10.0
	町村	287 100.0	4 1.4	17 5.9	50 17.4	2 0.7	2 0.7	39 13.6	14 4.9	188 65.5
エリア	北海道	68 100.0	1 1.5	9 13.2	15 22.1	0 0.0	2 2.9	10 14.7	1 1.5	43 63.2
	東北	69 100.0	6 8.7	10 14.5	19 27.5	4 5.8	4 5.8	14 20.3	0 0.0	37 53.6
	関東	130 100.0	7 5.4	32 24.6	43 33.1	6 4.6	8 6.2	35 26.9	9 6.9	46 35.4
	中部	123 100.0	4 3.3	27 22.0	49 39.8	5 4.1	6 4.9	33 26.8	9 7.3	41 33.3
	近畿	87 100.0	2 2.3	19 21.8	21 24.1	4 4.6	2 2.3	23 26.4	7 8.0	41 47.1
	中国	41 100.0	2 4.9	3 7.3	12 29.3	0 0.0	1 2.4	7 17.1	4 9.8	21 51.2
	四国	24 100.0	1 4.2	2 8.3	7 29.2	1 4.2	0 0.0	5 20.8	4 16.7	10 41.7
	九州・沖縄	93 100.0	2 2.2	8 8.6	25 26.9	3 3.2	3 3.2	19 20.4	9 9.7	45 48.4
人口	50万以上	16 100.0	2 12.5	5 31.3	8 50.0	1 6.3	3 18.8	9 56.3	2 12.5	3 18.8
	30~50万人	32 100.0	3 9.4	12 37.5	15 46.9	2 6.3	3 9.4	11 34.4	2 6.3	4 12.5
	20~30万人	24 100.0	3 12.5	10 41.7	10 41.7	3 12.5	5 20.8	8 33.3	2 8.3	3 12.5
	10~20万人	64 100.0	3 4.7	16 25.0	32 50.0	6 9.4	5 7.8	24 37.5	9 14.1	14 21.9
	5~10万人	115 100.0	6 5.2	30 26.1	42 36.5	3 2.6	4 3.5	32 27.8	7 6.1	34 29.6
	3~5万人	94 100.0	4 4.3	19 20.2	32 34.0	4 4.3	4 4.3	21 22.3	9 9.6	37 39.4
	1~3万人	157 100.0	4 2.5	12 7.6	35 22.3	3 1.9	2 1.3	27 17.2	6 3.8	93 59.2
	1万人未満	133 100.0	0 0.0	6 4.5	17 12.8	1 0.8	0 0.0	14 10.5	6 4.5	96 72.2
市町村合併	経験あり	237 100.0	8 3.4	41 17.3	79 33.3	14 5.9	16 6.8	65 27.4	20 8.4	86 36.3
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	経験・予定なし	397 100.0	17 4.3	69 17.4	112 28.2	9 2.3	10 2.5	81 20.4	23 5.8	197 49.6

4 住民参加に係る制度・事業

No.	1
都道府県名	北海道
市区町村名	室蘭市
制度・事業等の名称	行政パートナー制度
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	自らの持つ知識や経験、能力をいかして、行政サービスに自発的に協力またはサービスを担い、行政と共にまちづくりをする制度で3種類ある。①まかせてパートナー→行政サービスの一部(施設等)を有償で市民団体が担う ②まごころパートナー→行政サービスの向上に市民等が無償で協力する。③まち「ピカ」パートナー→道路や公園の清掃美化活動に、市民が無償で協力(アダプトプログラム)
住民参加の対象・主体	住民、各種団体。
事業費(千円)	—
具体的効果・成果	①まかせてパートナー2施設2団体、11名、②まごころパートナー19事業437名、③まち「ピカ」パートナー205団体6562名 ※平成24.7現在。
実施等に係る問題点・課題	

No.	2
都道府県名	青森県
市区町村名	弘前市
制度・事業等の名称	弘前市市民参加型まちづくり1%システム
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	個人市民税の1%相当額を財源に、市民自らが実践するまちづくり、地域づくり活動に必要な経費を助成する、公募型補助金制度。応募された事業については、学識経験者や団体推薦者、公募市民などで構成される「まちづくり1%システム審査委員会」による公開の審査会において、市民目線で審査し決定する内容。
住民参加の対象・主体	応募団体は、町会やNPO、ボランティア団体をはじめとする市民活動団体などを対象。
事業費(千円)	60,000
具体的効果・成果	この制度の導入により、地域の課題を自分たちの力で解決しようとする動きや、停滞していた町会の交流事業を復活させる動き、また、若い人たちが中心となった地域活性化を図る動きなどが生まれ、「市民力」による魅力あるまちづくりの一助となっている。
実施等に係る問題点・課題	平成23年度から実施した事業で、申請件数・採択事業共に少ない状況にある。制度内容の見直しをしながら、制度の周知を図り、市民の理解を深めながら、より活用しやすいシステムづくりが必要である。

No.	3
都道府県名	岩手県
市区町村名	滝沢村
制度・事業等の名称	滝沢村大沢地域まちづくり推進委員会主催「地域の宝活用研究事業」
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	地域の貴重な資源(自然環境や歴史・文化など)の継承を目指し、「大沢体験まるごとツアー」という地域主体のイベントを行った。その中で、昔行われた馬耕や代掻き、田植え等の農作業体験も行う事業も企画するとともに、被災地支援も視野にいれ、事業を実施し、秋には収穫された米等を被災地に届けた。
住民参加の対象・主体	平成12年に策定した地域の整備方針でもある「滝沢地域デザイン」の実現に向け結成された「大沢地域まちづくり推進委員会」の委員を中心に、自治会や老人クラブ、子ども会との連携の下、事業を実施した。
事業費(千円)	約700
具体的効果・成果	村内外から、多くの方が大沢地域に足を運んでいただき、大沢地域の良さをアピールできたと考える。イベントを実施した会場は、茅葺屋根で馬と人が一緒に暮らす「南部曲り家」がある会場で、その曲り家を一番の地域資源と考え、その保存と活用に向け、積極的な動きがスタートし、今年度、まちづくりに関連するNPO法人が立ち上がった。
実施等に係る問題点・課題	茅葺屋根の葺き替えが急務であり、その財源確保が問題であるとともに、地域の力を最大限に生かしたNPO法人の活動が軌道に乗るかが大きなポイントである。

No.	4
都道府県名	岩手県
市区町村名	遠野市
制度・事業等の名称	市長と語ろう会
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	市長が各町に出向き地域住民からの政策提案、地域課題等を広聴し、市政運営の参考とするもの。
住民参加の対象・主体	地域住民(行政区長、地域づくり連絡協議会等)
事業費(千円)	—
具体的効果・成果	地域住民の声を直接市政運営に反映できる。 なお、住民から出された提案、地域課題については全て文書で市の方針を回答している。(着手済、今後の方針とする、検討する、現状で了とされたいなどの対応区分を設置)
実施等に係る問題点・課題	地域課題と行政課題の住み分け

No.	5
都道府県名	岩手県
市区町村名	岩泉町
制度・事業等の名称	中学生議会
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	町内中学生による模擬議会形式による町政への提言等
住民参加の対象・主体	中学生
事業費(千円)	16
具体的効果・成果	町政及び学校生活等の課題指摘、提言等
実施等に係る問題点・課題	12回を実施し、マンネリ化してきている。

No.	6
都道府県名	宮城県
市区町村名	大崎市
制度・事業等の名称	大崎市パートナーシップ会議に関する指針の制定
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	<p>■策定の背景 これまでの市政運営に対する市民参加の手法については、各種審議会や住民説明会、パブリックコメントの実施など、様々な手法が行われてきました。しかし、これらの市民参加手法は、すでに行政で素案や事業計画など、ある一定の政策形成がなされた後において、市民の参加を求める場合が多く、初期の段階から市民と行政が一緒になって、素案づくりや事業計画の作成などに取り組む機会が少なかったと言えます。そこで、「市民が主役協働のまちづくり(総合計画)」を掲げる本市において、「協働のまちづくりとは何か?」ということについて、市民と議論を重ねた結果、「協働とは、各種事業や活動と一緒に進めるだけでなく、話し合いを含む一連のプロセス(過程)が協働である」との結論が導かれ、「市民と行政が互いの情報や知識を出し合い、ともに考え、ともに話し合う場」を創設する必要がある、本市のまちづくりにおける市民と行政の新たな協働体制を構築することが求められました。この議論の中では、協働を推進するためには「市民と行政が対等な関係で話し合える場」が大切であり「その手続き(仕組み)」を確立(ルール化)する必要があるとの結論に至りました。本指針は、市民と行政の共通・共有のものと位置付け、今後、協働を推進する上での市民参画の一手法として活用を図るものです。</p> <p>■目的と役割 パートナーシップ会議は、市民と行政が互いの情報や知恵を出し合い、ともに考え、ともに話し合う場を形成し、まちづくりにおける市民と行政の協働を推進することを目的としています。これまでの各種審議会や懇談会、説明会、さらにはアンケート調査やパブリックコメントなどの市民参加手法の一つとして活用するものであり、協働体制の充実を図るものです。</p> <p>パートナーシップ会議には、「①市民が政策形成過程へ参画することにより、真の市民協働が図られる」、「②本会議を経ることで、行政施策に対する市民の信頼が高まる」の2つの役割があり、本市では、各種事業や活動と一緒に進めるだけでなく、「話し合いを含む一連のプロセス(過程)が協働である」と定義しています。</p> <p>■パートナーシップ会議のルール パートナーシップ会議とは、市民と行政がともに取り組むべき事案等について、市民と行政が互いの情報や知恵を出し合い、ともに考え、ともに話し合う場(テーブル)のことを言います。具体的には、市民と行政が対等な関係で一つの場(テーブル)につき、合意形成を図りながら素案等の作成や事業実施のプランを立てることになります。①対等な関係であること。②情報を提供すること。③目的を共有すること。④話し合いであること。の4つをパートナーシップ会議のメールと定め、賛否や是非を問う議論ではなく、「理念や考え方」を論じるといった大きな特徴があります。</p> <p>■パートナーシップ会議の設置と運営 パートナーシップ会議は、①行政の必要により設置する場合、②市民の提案により設置する場合の2通りあります。特に、合併した本市にとって、市民から精神的にも実質的にも行政が遠くなったとの声や、行政のみの都合のみで会議の設置するのではなく、市民の意思に基づく設置を制度的に認めていることが大きな特徴となっています。さらに、市民の提案により設置する場合は、当該地域のまちづくり協議会を経由することとし、地域内での課題の共有と、解決に向けた話し合いの場づくり及び各種機関の連携などの環境を同時に促進することとしています。そういう意味では、地域提案による設置は、市民主体の課題解決と行政との協働を制度的に確保したものとなっています。また、運営については、それぞれの事案毎に設置し、事案の担当課が所管します。委員の数については、その設置目的及び対象事案に応じて定め、委員の選定にあたっては、市民各層からの幅広い参加を求め、市民が参加する機会を失うことがないよう適切な方法により選定します。</p>
住民参加の対象・主体	—
事業費(千円)	—
具体的効果・成果	これまで①保育所等の民営化に係るパートナーシップ会議、②出張所・公民館施設のあり方に関するパートナーシップ会議、③ふるさとプラザのあり方に関するパートナーシップ会議、④地域自治組織の財政支援のあり方に関するパートナーシップ会議、⑤大崎市の図書館を考えるパートナーシップ会議などを設置。それらの報告書をもとに、施策の方向性を取りまとめています。
実施等に係る問題点・課題	○従来の行政の会議仕方に慣れ、話し合いの進め方を含む白紙の状態からの議論に市民はもとより職員も戸惑う状況が存在すること。○パートナーシップ会議のメンバーが地域にフィードバックすることや、地域の声を収集して会議に出席するというメンバーの立場が課題となっています。○会議が公開されることによって、自由な意見を発言し難い環境がつけられる場合が存在すること。

No.	7
都道府県名	山形県
市区町村名	天童市
制度・事業等の名称	市民満足度・重要度アンケート調査
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	政策・施策に対する市民の満足度・重要度のクロス調査
住民参加の対象・主体	無作為抽出による18歳以上
事業費(千円)	600
具体的効果・成果	市の施策に対する市民意識を数値化し、次年度以降の施策に反映できる。
実施等に係る問題点・課題	—

No.	8
都道府県名	山形県
市区町村名	山形市
制度・事業等の名称	管理職の出前講座
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	管理職が地域に足を運び、市の施策などについて市民と意見交換を行う出前講座を実施し、管理職が市民の希望に応じて直接情報提供するとともに、市民ニーズを把握し、市民と行政との共創関係の発展を図る。
住民参加の対象・主体	山形市内に居住、通勤、通学する概ね10名以上が参加するグループや団体(営利、宗教、政治活動及び苦情、要望、陳情等を目的とするものは除く)
事業費(千円)	—
具体的効果・成果	年間30～40件 1100～1500人の参加実績
実施等に係る問題点・課題	—

No.	9
都道府県名	福島県
市区町村名	郡山市
制度・事業等の名称	猪苗代湖の水を守りたい事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	郡山市水道水源の7割以上を占める貴重な水源「猪苗代湖」の湖岸清掃及び水道関連施設の見学を実施し、水源環境保全の大切さや水道についての理解を深めてもらう
住民参加の対象・主体	①市民(年齢制限なし)：5月下旬～6月初旬に実施 ②小学生とその保護者：8月下旬～9月上旬に実施
事業費(千円)	644
具体的効果・成果	①清掃活動により、湖岸がきれいになる ②参加した市民が水源を身近に感じてもらうとともに、水源環境保全の大切さや水道についての理解を深めてもらうことができる
実施等に係る問題点・課題	実施時期を含め、より多くの参加者を集めるためにはどうしたら良いかが課題

No.	10
都道府県名	福島県
市区町村名	郡山市
制度・事業等の名称	水源の森づくり事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	水源地周辺区域の雑木林を整備、保育管理するとともに、市民や関係団体等参加により広葉樹を植林する
住民参加の対象・主体	市民(親子)
事業費(千円)	3,179(平成22年度実績)
具体的効果・成果	涵養能力の高い広葉樹を植林することにより、将来にわたり水道水源の水量が確保できるとともに、参加した市民に水道水源を保全することの大切さや水道の重要性を理解してもらうことができる
実施等に係る問題点・課題	東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、植林場所の放射線量等を見極めながら実施する必要がある(平成23、24年度は実施見送り)

No.	11
都道府県名	福島県
市区町村名	郡山市
制度・事業等の名称	知って安心、耐震性貯水槽（耐震性貯水槽操作訓練事業）
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	市民を対象として、市内 15 箇所を設置している耐震性貯水槽の操作訓練を実施する
住民参加の対象・主体	市民（自主防災組織、地域住民、消防団等）
事業費（千円）	—
具体的効果・成果	耐震性貯水槽の設置目的や仕組みについて理解してもらうことにより、災害時に市民自らが給水活動を行うことができる
実施等に係る問題点・課題	より多くの参加者を集めるためにはどうしたら良いかが課題

No.	12
都道府県名	福島県
市区町村名	西会津町
制度・事業等の名称	総合計画検討会議の設置
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	現行の総合計画（平成 22～平成 31）の基本構想及び基本計画について、公募メンバーを含む町民 30 名による組織「総合計画検討会議」で検討。設置根拠は「西会津町まちづくり基本条例」。
住民参加の対象・主体	町民
事業費（千円）	—
具体的効果・成果	・町民、行政職員とも、まちづくりへの町民参加をより意識するようになった。 ・情報共有が進んだ。
実施等に係る問題点・課題	総合計画策定とともに組織は解散した。その進行管理や評価に町民が参加するしくみも必要か。

No.	13
都道府県名	茨城県
市区町村名	笠間市
制度・事業等の名称	笠間市地域ポイント制度（社会実験）
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	地域ポイント制度は、協働のまちづくりを進めるにあたり、市民活動に対して新たな価値を付加し、流通させることにより、参加機会や新たな人材を掘り起こし、継続的な市民活動への支援、活動のやりがいや楽しみなどを創出するものです。 具体的には、市が主催するイベントや講座、様々なボランティア活動に参加・協力した場合などにポイントを発行し、地域特産品との交換をはじめ、公益的な事業の実施、市民活動団体の支援などに還元するしくみづくりを目指すものです。
住民参加の対象・主体	一般市民
事業費（千円）	2,497
具体的効果・成果	平成 24 年 1 月から地域ポイント制度の社会実験事業を開始し、平成 24 年 8 月末現在で、社会実験事業に登録していただいた市民は、男性 345 名、女性 895 名、合計 1,240 名になり、その内 203 名のポイントカードを紙から IC カードへ切り替えて、ポイント数を把握した。また、本格実施に向けた問題点や課題、市民からの意見なども把握しつつある。
実施等に係る問題点・課題	ポイント対象事業、対象外事業の明確な区別の確立。ポイント発行端末数の不足。市主催ではない団体実施事業におけるポイント発行数の確認方法及び各事業によるポイント発行数の偏りの調整。ポイント還元メニューの作成。継続運用のための資金源の確保。

No.	14
都道府県名	群馬県
市区町村名	前橋市
制度・事業等の名称	一地区一自慢コンテスト（平成 18～）
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	各地区の魅力を再発見し、本市への愛着や理解を深めることを目的に、それぞれの地域で親しまれ、大切に守り育てられている自然や伝統行事などの「地区自慢」を募集し、大賞を決定するもの。「元気」、「健康づくり」、「楽」、「花と緑」、「誇り」など、年度ごとにテーマを設定して募集した。
住民参加の対象・主体	地域（自治会単位）
事業費（千円）	各年度 約 2,000
具体的効果・成果	各地域が独自に取り組んでいる活動や地域資源にスポットがあたり、市民への周知・啓発効果があったほか、地域活動に取り組んでいる人々のモチベーションの向上、新たな地域人材の発掘につながった。
実施等に係る問題点・課題	事業を 5 年間継続し、地域の資源が概ね出揃い、市民の地域に対する意識が高まったと考えられたため、いったん事業を終了した。

No.	15
都道府県名	群馬県
市区町村名	前橋市
制度・事業等の名称	地域づくり推進事業（平成18～）
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	平成16年度に設置された「前橋再生戦略会議」からの提言を受ける形で、地域の支えあいを強化するとともに、地域の主体的な活動を引き出す仕組みづくりとしてスタートした。「地域のために自分たちでやれること」について、地域住民同士が議論し、具体的な活動へ発展させることを目的とする。
住民参加の対象・主体	地域（主に自治会）
事業費（千円）	24年度当初予算 22,075
具体的効果・成果	平成18年度のモデル地区指定（5地区）を皮切りに、各地域でさまざまな活動が定着し、平成24年度現在、市内20地区で地域づくり協議会が設置されている。早い段階で協議会に移行した地域では、SNSを活用した地域掲示板の運用や、地域の特産物の開発などが行われている。
実施等に係る問題点・課題	市内全地区で協議会が設置された後の展開を検討する必要がある。各地域で始まった独自の取り組みを継続・発展させつつ、「新たな公共」の担い手としていかに育成していけるかが課題である。

No.	16
都道府県名	群馬県
市区町村名	富岡市
制度・事業等の名称	富岡市版 事業仕分け
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	行政評価の外部評価として、平成22年度から実施。平成22年度、23年度は、市民判定人、24年度は市民仕分け人として、評価に参加していただいた。
住民参加の対象・主体	公募、団体推薦
事業費（千円）	1,140
具体的効果・成果	市民の意見等が直接、行政に届くとともに、結果も次年度に反映させたため、市民の参加協力意識が向上した。
実施等に係る問題点・課題	より多くの市民に参加していただく方策の検討が必要。

No.	17
都道府県名	群馬県
市区町村名	藤岡市
制度・事業等の名称	ふじおか市民等議会
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	下記主体が中心となり、実行委員会を組織した上で、無作為抽出による市民参加の討議会を開催します。そこでは行政課題について話し合い、そこで出された意見を集約して行政へ提案するものです。
住民参加の対象・主体	藤岡市民・藤岡青年会議所・藤岡市役所
事業費（千円）	300
具体的効果・成果	行政への提案を頂くことは当然のこととして、提案した内容で自分たち（参加者自ら）ができることを実践している。
実施等に係る問題点・課題	市民と行政が一緒にやることを目指して実施しているが、なかなか行政への関心が少ないように感じる。

No.	18
都道府県名	埼玉県
市区町村名	三郷市
制度・事業等の名称	「親の学習」
制度・事業等の概要 （対象・内容等）	市民団体の青少年育成市民会議が、ファシリテーターを組織化し、事業を展開している。「親が親として育ち、力をつけるための学習」として、参加型学習を基本とし、小グループによる意見交換やロールプレイング等体験的な学びを交えて楽しく学習を進めることにより、親どうしのコミュニケーション形成に期するとともに、子育てについての悩みや不安の解消を図る。
住民参加の対象・主体	乳幼児・小中高校生の保護者、近い将来親となる中学生・高校生、市民・教職員等を対象とし、三郷市青少年育成市民会議が主体となって行っている。
事業費（千円）	1,100
具体的効果・成果	保護者、学校等とのコミュニケーションがスムーズになったという感想が多く聞かれ、講座の開催がコミュニケーションを深めるきっかけとなり、効果を発揮している。学校が保護者へ伝えづらい微妙な内容について、ファシリテーターを介することで伝えられるという点で学校と保護者との潤滑油としての機能を果たしている。平成21年度56講座 平成22年度101講座 平成23年度132講座開催
実施等に係る問題点・課題	乳幼児健診時や幼稚園・保育園での実施数拡大をとおして、早い時期且つ多くの保護者が参加しやすいタイミングを狙って、講座を展開するための方策を探っている。また、講座に複数回参加する保護者に同様の内容を提供することのないよう、プログラム体系に基づいて段階的な講座内容を提供できることを目指している。

No.	19
都道府県名	埼玉県
市区町村名	宮代町
制度・事業等の名称	総合計画・市民ワークショップ
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	無作為抽出市民によるワールド・カフェ方式のアイデア出し。2日間実施。
住民参加の対象・主体	無作為に選ばれた18歳以上の町民1,000人へ参加依頼を発送。参加者は申込のあった18歳から85歳までの46人。
事業費(千円)	329
具体的効果・成果	無作為抽出により、年齢・性別に偏りのないアイデア・意見を集めることができた。
実施等に係る問題点・課題	—

No.	20
都道府県名	埼玉県
市区町村名	富士見市
制度・事業等の名称	市民判定人方式による事業仕分け
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	富士見市が実施している事務事業について、市民及び外部の識者を交えて公開の場で議論し、改めて事業の必要性や改善点などを検証し、市民との情報共有や行政の透明性の確保を図るもの。
住民参加の対象・主体	無作為抽出による市民(1,000人を無作為抽出し、参加希望者を市民判定人として依頼した)
事業費(千円)	平成21年度1,145千円・平成23年度427千円
具体的効果・成果	・各事業仕分けの結果をもとに事業の見直しを行った結果は下記のとおり。(平成22年度予算で4事業を廃止し、4事業の見直しを行い、合計で25,450千円を削限。平成23年度予算で5事業の見直しを行い、3,920千円を削限。)・全国で初めて無作為抽出による市民判定人方式を採用、平成23年度からは、仕分け人としても参加してもらっている。・第三者が評価することで、これまでにない視点での改善や、効率的な事業実施などの提案をいただくことができた。
実施等に係る問題点・課題	・行財政改革の取組みなどが進んだ結果、これ以上の削限効果をうみ出すことが難しくなっているため、継続して実施する場合、単なる事務改善の提案などで終わってしまう懸念がある。

No.	21
都道府県名	埼玉県
市区町村名	富士見市
制度・事業等の名称	中学生まちづくり未来会議
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	基本構想の策定時において、市の将来を担う若い世代の意見を取り入れるために、市内の中学生と市長が直接意見交換を行った。
住民参加の対象・主体	市内の中学校に通う中学生
事業費(千円)	—
具体的効果・成果	・中学生の視点で、市の長所だけでなく、不満に感じている点や改善してほしい点など、率直な意見を聴くことができた。・中学生に基本構想策定に参加してもらうことで、市政への理解を深めることができた。
実施等に係る問題点・課題	単発の開催であり、参加人数が限られてしまった。

No.	22
都道府県名	埼玉県
市区町村名	川口市
制度・事業等の名称	生活道路における最高速度時速30km規制
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	本市では市内全域の生活道路を対象に最高速度時速30km規制とするため、町会に速度規制の要望調査を実施し、その調査結果を踏まえた要望書を川口・武南両警察署へ提出した。その結果、個別の要望路線とあわせ、全国初のモデル的な取り組みとして、一部の区域を指定し、区域内の全ての道路は最高速度を一律に時速30kmとする面的規制(ゾーン規制)が実施された。
住民参加の対象・主体	市内全ての218町会を通じて、そこに加入する市民へ、各町会の会合や回覧版等で広く周知し、日常使用する生活道路のうち、速度規制が必要と思われる道路を選定してもらい、これをもとに警察に規制を要望し、警察と道路管理者等で現場診断を実施した。
事業費(千円)	約95,000
具体的効果・成果	埼玉県警察本部によると、平成22年度に実施した川口警察署管内の面的規制のうち、芝地区における対策前後6か月の人身事故・物損事故の発生件数は、16.9%の減少が確認された。
実施等に係る問題点・課題	本市が全国で初めて実施した面的規制は、この取組みが評価され、平成24年度からゾーン30として全国で実施されることとなった。本市内でのゾーン実施は、23年度未現在、7エリアであり、さらにゾーンを拡大し安全で安心に暮らせるまちづくりを推進していくこととしている。

No.	23
都道府県名	東京都
市区町村名	千代田区
制度・事業等の名称	外部からの事務事業評価
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	有識者5名からなる外部評価委員会が施策・事務事業について評価を行う。評価にあたっては、「区民アンケート」や区民、区職員、外部評価委員が参加する。
住民参加の対象・主体	「区民参加会議」での議論を参考とする。住民基本台帳より無作為抽出した2,000名の区民へのアンケート及びインターネットにより行う昼間区民向けアンケートを実施し、アンケート回答者の中で「区民参加会議」参加希望を申し出た方から抽出した13名の区民
事業費(千円)	10,773
具体的効果・成果	無作為抽出方式による区民アンケートを併用することにより、評価の客観性が維持されている。
実施等に係る問題点・課題	外部評価に関する事業部への負担と事業部からの協力体制

No.	24
都道府県名	東京都
市区町村名	町田市
制度・事業等の名称	町田市基本計画検討市民モニター
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	無作為抽出した市民のうち、参加の了承をいただいた約1,200名を対象に、計4回のアンケートを継続的に実施。回答には1回500円の謝礼を支払った。
住民参加の対象・主体	基本計画の検討
事業費(千円)	2,127
具体的効果・成果	多様な住民からの意見収集。 回答内容の深掘り。
実施等に係る問題点・課題	回収・集計に時間を要し、短期間で複数回の調査を行うことが困難。

No.	25
都道府県名	東京都
市区町村名	東村山市
制度・事業等の名称	東村山市版株主総会
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	市政全般について市民に報告し、市政に対する意見・提案をいただくとともに、前年度の市の取り組みや成果に対して評価をいただく。これらのことを通じ、市民に東村山市のオーナーであるという意識を更に高めていただくとともに、自治体経営の質を高めていく。
住民参加の対象・主体	無作為抽出により、18歳以上の市民2,000人に案内を送付し、そのうち参加申込みをした方
事業費(千円)	(平成23年度決算) 323
具体的効果・成果	傍聴者が43名ということで、参加者だけでなく多くの方にも市政に対する知識をお持ちいただく契機となったと考えている。
実施等に係る問題点・課題	84名から参加申込みをいただいたが、当日実際に参加いただいた方は52名だった。今後、幅広く市民に市政へ参加いただくために、広報を工夫することが課題と考えている。

No.	26
都道府県名	東京都
市区町村名	小金井市
制度・事業等の名称	こがねい市民付議会 2009
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	「子育て、子育てと一緒に考えよう」をテーマに無作為抽出の参加者による市民付議会と公募型のワークショップを同一プログラムで実施し、結果を比較して。
住民参加の対象・主体	市民、小金井青年会議所
事業費(千円)	652
具体的効果・成果	・市民付議会は参加申込44人、参加者29人、ワークショップは参加者16人 ・「協働が必要」と結論はほぼ同じだったが、制度改革について、話がワークショップでは出ない等の差異が見られた(市民付議会の方が本質的議論、ワークショップの方が現実的議論)
実施等に係る問題点・課題	・参加者の確保、特に20～30代

No.	27
都道府県名	神奈川県
市区町村名	厚木市
制度・事業等の名称	外部評価
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	学識経験者と公募市民により、事務事業を評価する。評価方法は、評価対象事業の担当職員から対象事業の概要を説明し、その後、質疑応答、意見交換を行い、50分間で事業を評価するもの。なお、評価は、全て公開の場で行っている。 平成19年度に全国的にも早い時期に事業の仕分けを行い、その成果や傍聴者等の意見を踏まえ、外部評価として行っているもの。
住民参加の対象・主体	公募市民、市内企業経営者（学識経験者）
事業費（千円）	423
具体的効果・成果	平成20年度から平成23年度までの4年間の実施で、効果額は約3億6千万円である。
実施等に係る問題点・課題	積極的な情報公開の促進の観点から、公開で評価を行っているため、更なる市民傍聴者の増加を課題としている。

No.	28
都道府県名	福井県
市区町村名	鯖江市
制度・事業等の名称	提案型市民主役事業化制度
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	本市の行っている公共的な事業の中から、市民が「新しい公共」の担い手として自ら行ったほうが良い事業を「市民主役事業」として創出し、団体から事業を委託・民営化する提案を募る。
住民参加の対象・主体	市内を拠点に活動している民間の営利法人、非営利法人（NPO法人等）、その他の法人または法人以外の団体（市民活動団体、地域のまちづくり組織等）で、提案した内容を自立して実施する能力がある団体。
事業費（千円）	—
具体的効果・成果	職員の削減
実施等に係る問題点・課題	—

No.	29
都道府県名	山梨県
市区町村名	都留市
制度・事業等の名称	市民参画による事業仕分け
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	既存の事務事業の見直し、選択と集中を図るとともに、新しい公共空間の形成を加速化地、市民と行政との協働による地域経営を推進するため、外部仕分け人と市民判定人による事業仕分けを実施
住民参加の対象・主体	市民が仕分人、市民判定人又は傍聴者として参加
事業費（千円）	129千円（仕分け人派遣手数料を除く）
具体的効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業そもそもの必要性を考慮することができる ・仕分けの結果を予算編成の参考とすることにより、効率的な行財政運営が図れる ・住民に対し、事業の具体的な内容（税金の使い方）の見える化が図れる。 ・行政内部の問題意識が高まり、内部改革のきっかけになる。 ・職員のプレゼンテーション能力の向上につながる。
実施等に係る問題点・課題	事務事業の再編・整理の有効なツールとなり、また、市民との協働につながるよう、参画する市民の増加を図る必要がある。

No.	30
都道府県名	山梨県
市区町村名	富士河口湖町
制度・事業等の名称	町誕生祭
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	平成15の合併に伴い、町民みんなで町の誕生とお祝いすることを大きな目的とする。
住民参加の対象・主体	住民のボランティア
事業費（千円）	700
具体的効果・成果	出店（展）：地域特産品の販売や民間企業の方々の活動などのPRの場 出演：町内で活動されている方々の発表の場として実施。（合唱団やダンスチーム他）町内の事業者より協賛をつのり抽選会など様々な企画を住民のボランティアの方で行っている。
実施等に係る問題点・課題	活動団体の参加が増えて1日におさまちはいような、うれしい状態にあります。

No.	31
都道府県名	静岡県
市区町村名	浜松市
制度・事業等の名称	政策・事業外部評価
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度 事業仕分け実施 ◆平成21年度～現在 政策・事業外部評価（平成20年度実施の事業仕分けを参考に平成21年度から政策・事業外部評価として実施） ◆現在（平成24年度）の政策・事業外部評価の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に市が実施した全事業（約1,000事業）を対象にした所管課による1次評価 ・庁内評価プロジェクトチームによる2次評価（約100事業）及び外部評価対象事業の選定（約30事業） ・市民評価者、他自治体職員、有識者といった第三者における外部評価の実施
住民参加の対象・主体	平成24年度 公募による市民評価者33人 (30歳未満を優先にした公募枠11名を含む)
事業費（千円）	1,619
具体的効果・成果	政策・事業評価に市職員以外の第三者の視点を加えることによる評価の質の向上と信頼性の向上
実施等に係る問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公募市民の方に短時間で事業を理解し評価してもらうことが課題。（対象事業の理解を深められるよう平成24年度に事前勉強会を実施した。） ・公募市民以外からの多くの評価（声）を集めること。（全事業評価シートの公表、外部評価対象事業に対するホームページでの意見募集を実施している。）

No.	32
都道府県名	静岡県
市区町村名	焼津市
制度・事業等の名称	総合計画進行管理に係る「まちづくり市民会議」
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	第5次焼津市総合計画（平成23～平成30）は、行政評価の手法を用い進行管理を行っている。各年度ごとの評価結果及び、次年度の施策の方針に対する市民からの意見聴取、情報の共有化（公開）を目的として、「まちづくり市民会議」を開催する。（対象）総合計画基本計画の32施策（内容）32施策の事後評価結果等
住民参加の対象・主体	〈対象者〉総合計画策定に携わった市民及び公募市民、50名以内
事業費（千円）	300
具体的効果・成果	総合計画は、将来都市像の実現を市民との協働により推進することとしており、市民と直接意見交換ができ、その意見を翌年度の「行政経営方針」及び予算編成に反映することが可能となり、市民の行政経営への参画と説明責任の実現・情報の共有化が実現できる。
実施等に係る問題点・課題	参加者が行政について興味をもっている、一部の市民に限られてきており、サイレントマジョリティー（特に若者・子育て世代等）の参加や意見聴取の手段を検討する必要がある。

No.	33
都道府県名	静岡県
市区町村名	焼津市
制度・事業等の名称	自治基本条例策定事業（大ワールドカフェ・市民P・Iの実施事業）
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	自治基本条例の策定を、市民との協働により、策定しており、「自治基本条例」を考える市民会議（公募市民等30名で構成）を設立し、同条例市民案を策定中である。策定段階におけるPR及び意見聴取を、行うための手段として、「大ワールドカフェ」や市民会議メンバーによる「P・I活動」を実施。
住民参加の対象・主体	①「大ワールドカフェ」〈対象〉公募市民等100名以内、②P・I〈対象〉市内の企業・市民・NPO等市民団体
事業費（千円）	①大ワールドカフェ300千円、②P・I100千円
具体的効果・成果	①「大ワールドカフェ」カフェのような自由でリラックスした、雰囲気、市民が自由に意見交換ができ質の高い。多種多様な意見聴取が可能となる。②P・I 行政ではなく、市民会議メンバーが、P・I活動を行うことで、多種多様な意見聴取や幅広い、PRが可能となる。
実施等に係る問題点・課題	サイレントマジョリティーの意見聴取や手段の検討。

No.	34
都道府県名	愛知県
市区町村名	豊田市
制度・事業等の名称	地域予算提案事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	地域で共通する課題に対して、地域住民で構成された「地域会議（中学校単位で設置・市内 27 地域）」がその解決作を市へ提案、市の施策（予算）に反映させることで効果的に地域課題を解消する仕組み。対象事業は、地域課題の解決や地域を活性化するための事業で、地域住民の合意形成を必要とするとともに、地域と行政との役割分担に基づく共働の取組が基本。・予算上限 2,000 万円／地域会議・年
住民参加の対象・主体	自治区、コミュニティ会議、地域住民等
事業費（千円）	（平成 24 年度予算）67 事業・276,029 千円
具体的効果・成果	実績（平成 21 年度開始）平成 21 年度：23 事業・57,960 千円 平成 22 年度：52 事業・166,275 千円 平成 23 年度：55 事業・112,189 千円
実施等に係る問題点・課題	—

No.	35
都道府県名	愛知県
市区町村名	豊田市
制度・事業等の名称	わくわく事業補助金
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	地域の組織や市民活動団体などが、住みやすい地域づくりに向け、人、文化、自然などの地域資源を活用し主体的に取組事業に対し、補助金を交付する仕組み。・予算上限 500 万円／地域会議・年
住民参加の対象・主体	地域住民（市民活動団体など・5 人以上の任意団体）
事業費（千円）	（平成 24 年度申請状況）269 事業・85,720 千円
具体的効果・成果	実績（平成 17 年度開始）平成 17 年度：137 事業・67,932 千円 平成 18 年度：264 事業・104,804 千円 平成 19 年度：240 事業・103,696 千円 平成 20 年度：257 事業・104,164 千円 平成 21 年度：270 事業・102,312 千円 平成 22 年度：380 事業・98,134 千円 平成 23 年度：274 事業・84,348 千円
実施等に係る問題点・課題	—

No.	36
都道府県名	愛知県
市区町村名	豊川市
制度・事業等の名称	豊川地域ポータルサイトみてみん！（地域ポータルサイト運営）
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	地域住民の情報交流及び情報化による地域振興を目的とした豊川地域ポータルサイトを運営する。
住民参加の対象・主体	市からの行政情報以外にも個人やグループで日記を書いたりイベントなどの書き込みをするなど利用者が「市民記者」として情報を発信することが可能。
事業費（千円）	2,400
具体的効果・成果	トップページ閲覧数が平成 23 年度が 259,178 件に対して平成 24 年度 4～7 月が 123,250 件となっており増加傾向にある。また会員数（延べ）も、平成 23 年度が 17,308 人に対して平成 24 年度 4～7 月が 19,881 人となっており認知度が上がってきている。
実施等に係る問題点・課題	観光情報等のパンフレット発行情報の掲載スマートフォン利用対象者向けのマニュアル作成（スマートフォンについての登録方法、メールの受信方法等）

No.	37
都道府県名	愛知県
市区町村名	高浜市
制度・事業等の名称	高浜市の未来を創る市民会議
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	市民と行政の協働により、テーマごとに 9 つの分科会を設け、総合計画の目標達成に向けた「点検・確認（アクションプランの実効性の点検、事業の見直し・改善に対する意見・アイデア出し）」と「実行（アクションプランを協働で取り組む）」を行う。
住民参加の対象・主体	高浜市民（在住、在勤、在学、市内でまちづくり活動を行う方）
事業費（千円）	5,463
具体的効果・成果	①市政運営の状況やまちづくりに関する情報共有の推進 ②市民目線によるアイデアを、アクションプランや予算の立案等へ反映 ③市民と行政が協働で作業を進めることによる信頼関係や協働の礎の構築、まちづくりへの関心の向上
実施等に係る問題点・課題	多様な意見を反映できるよう、若い世代や女性にも参画していただけるような配慮、さまざまな分野から参画していただくための積極的な呼びかけが必要。

No.	38
都道府県名	愛知県
市区町村名	高浜市
制度・事業等の名称	まちづくり協議会
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	町内会、PTA、いきいきクラブ、民生委員など、地域の一つひとつの団体ではなかなか解決が難しい課題に対して、協議・調整・対応をしていく場で、各種団体が一堂に集まり、それぞれの力を結集させ、地域の総合力で、課題の解決にあたる。
住民参加の対象・主体	各小学校区の住民、団体
事業費（千円）	89,358（市民予算枠事業費からの51,000千円含む）
具体的効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの団体だけでは解決できない課題（広域的な課題、複数年にわたる課題、新たな活動など）に取り組むことができる。 ・「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、地域に身近な課題は、地域をよく知る市民の皆さんが主体的に考え、対応・解決するといった、地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを展開することができる。
実施等に係る問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各団体が協力し合うことが不可欠。 ・地域の総意（幅広い市民の皆さんからの声）を、きちんと拾い上げる工夫が必要。 ・活動の担い手を広げていくことが必要。

No.	39
都道府県名	愛知県
市区町村名	高浜市
制度・事業等の名称	市民予算枠事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の5%を財源とする「市民予算枠」の一部を活用し、限りある財源の中で、地域のニーズに即した税の有効活用を図り、高浜市を住みやすいまちにするため、地域の「やりたい」という想いを実現する。 ・①「地域内分権推進型」、②「協働推進型」、③「市民提案型」の3種類で構成。
住民参加の対象・主体	<p><提案者></p> <p>①まちづくり協議会及びその構成団体、②「まちづくりパートナー」に登録した市民公益活動団体、③市民又は市民公益活動団体</p> <p><事業実施者></p> <p>①、②提案者、③市</p>
事業費（千円）	61,244
具体的効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい切り口からの事業を進める団体も参入するなど、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識が広がりを見せ、地域の実情に合った個性豊かな取組みが行われており、まちづくりと、まちづくりを担う人材育成が進んできている。
実施等に係る問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・より活発なまちづくりにつなげるため、積極的に制度の内容や効果を分かりやすく発信し、制度の活用を促す必要がある。 ・交付金依存にならないよう、自主財源の確保にも努めていただく必要がある。

No.	40
都道府県名	愛知県
市区町村名	知立市
制度・事業等の名称	実施計画メニューコンペティション
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	平成25年度の実施計画の新規事業について、市民より意見を求める。
住民参加の対象・主体	公募市民及び無作為抽出の公募市民 20名
事業費（千円）	—
具体的効果・成果	判定結果を平成25年度の実施計画の採択に反映させる。
実施等に係る問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業を選ぶのに事業数が少ないため苦労した。 ・市民の代表は、議員であるため意見が参考までにとどめる。

No.	41
都道府県名	愛知県
市区町村名	東海市
制度・事業等の名称	東海市まちづくり市民委員会
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	まちづくりの進み具合の確認、及び評価を行う。 まちづくりに関する提言及び提案を行う。 市民活動の推進に関する啓発としてまちづくりガイドブックを編集・作成する。 その他協働と共創によるまちづくりの推進に必要な事項の調査等を行う。
住民参加の対象・主体	市内に住所を有し、協働と共創のまちづくりに熱意を持つ 18歳以上の市民を対象に公募を行い、市長が委嘱する。
事業費(千円)	4,202
具体的効果・成果	市民が選定した38の生活課題と99のまちづくり指標は、第5次東海市総合計画(平成16年度～平成25年度)53の施策・142の成果指標の骨格となっている。なお、平成23年度では成果指標のうち基準値と比較して99指標(70%)で改善が見られた。
実施等に係る問題点・課題	生活課題の改善に向けて、行政以外の役割(コミュニティ・町内会、企業・農協・商工会議所等)にどうやって働きかけていくかが次の課題であり、この課題が解決されることで多方面からのまちづくりに対する更なる発展的な取り組みが期待できる。

No.	42
都道府県名	京都府
市区町村名	京都市
制度・事業等の名称	京都市未来まちづくり100人委員会
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	京都の未来を築くため、幅広い分野の市民の参加による、市民主体のまちづくりを推進することを目的に、平成20年9月に設置。京都のまちづくりについて市民自らテーマを設定し、多様な観点から議論し、その結果を提言するとともに、自ら発信・実践を行っている。
住民参加の対象・主体	NPO、自治会、大学、企業・事業者、主婦、行政など、幅広い分野の属性を持つ市民
事業費(千円)	18,130
具体的効果・成果	<ul style="list-style-type: none"> これまで行政(公共)との接点が少なかった市民が参加・交流するなど、潜在していた、公共を担う人材の発掘 委員会活動(調査や議論、実践活動)を通じた市民意識の向上により、今後、京都の公共を担う人材の育成 市民目線による新たな課題抽出と、課題解決への新たなアプローチの検討・実践 活動に関わった市職員の意識改革など、行政内部における協働の気運の醸成
実施等に係る問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 運営を担うNPOと共に試行錯誤で取り組んでいることから、早い段階で達成目標や運営方針を明確にすることが難しい。 取組の広がりだが、委員会を中心とする一定の範囲内にとどまっており、より多くの市民の賛同・協力を得て社会に波及するところまで至っていない。

No.	43
都道府県名	京都府
市区町村名	京都市
制度・事業等の名称	低炭素のモデル地区「エコ学区」事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	京都ならではの低炭素社会実現に向け、住民自治や地域活動の中心的役割を担っている「学区」を単位とし、省エネ活動・環境学習などの地域独自の取組を総合的に実施し、学区全体でのライフスタイルの転換を促すと同時に、地域力の向上を図る。平成23年度に14のモデル学区を認定し、2箇年にわたり事業を進めている。
住民参加の対象・主体	モデル学区に居住する市民
事業費(千円)	29,300
具体的効果・成果	平成23年度から2箇年に渡る事業のため、効果等に係る検証が終了していない。
実施等に係る問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学区において意見を引き出すために必要な、高いファシリテーション能力のある人材の確保。 継続した活動になるための仕組みの構築。

No.	44
都道府県名	京都府
市区町村名	南丹市
制度・事業等の名称	南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	地域の公共的な課題を解決するため、提案・実施する市民活動に対し、補助金を交付する。 ・自由提案型事業：市民団体等が自由なテーマで提案した社会的又は地域的な課題解決のために実施する事業。補助率 10/10 以内、上減額 10 万円。 ・課題設定型事業：市が設定したテーマに基づき市民団体等が主体になって課題解決のために実施する事業。補助率 10/10 以内、上限額 20 万円。
住民参加の対象・主体	南丹市内を主な活動範囲とし、市民等により構成され自主的に組織された非営利団体等
事業費（千円）	8,700
具体的効果・成果	市民協働による地域活動の活性化を図るため、小さな市民の活動にも支援を進めてきた結果、地域の課題解決のため市民が相互に連携し自主的に取り組もうとする多様なグループ等が生まれてきた。また、市民の提案事業ごとに行政内の担当課も明確にし、共に課題を共有し、役割分担と連携を図りながら推進することで、市民と行政の距離感を縮めている。
実施等に係る問題点・課題	平成 22 年度から実施し、3 年目を迎えている。制度のあり方を見直し、さらに発展できる仕組みへのステップアップが必要。

No.	45
都道府県名	大阪府
市区町村名	大阪狭山市
制度・事業等の名称	まちづくり円卓会議事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	中学校区を単位として、地域内の自治会や住宅会、NPO、市民活動団体、事業者などが、自主的に一堂に会してまちづくりについて話し合う場を設けていただき、そこの議論により、合意に達した事業について、市に予算措置を求める制度
住民参加の対象・主体	対象：地域内の課題等の検討、市への予算の提案等 主体：地域内の自治会、住宅会、NPO、市民活動団体、事業所等、広範な地域の構成員
事業費（千円）	5,865
具体的効果・成果	より市民ニーズに即した事業選択を行うことができるようになり、また、地域内コミュニティの醸成や市民協働の推進、地域内で活動する各種団体の連携を促進していくことができた。
実施等に係る問題点・課題	現在、まちづくり円卓会議は、「大阪狭山市まちづくり円卓会議事業実施要領」に基づいて実施しているが、今後、まちづくり円卓会議がより自律的に活動できるよう、この制度の条例化をめざす。

No.	46
都道府県名	兵庫県
市区町村名	神河町
制度・事業等の名称	集落別行政懇談会
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	・予算、重点施策の説明と住民からの質問、要望の受け答え。 ・神河町全 39 集落を町 3 役と総務課で 2 か月以上かけて巡回している。
住民参加の対象・主体	全住民対象
事業費（千円）	10
具体的効果・成果	要望のあったものですがすぐに改善できるものはすぐに実施している。また、町長自ら質疑に答弁し、参加者に納得感を与えている。
実施等に係る問題点・課題	・予算との関係で毎年継続課題となってしまうものがある。 ・神河町 4,000 世帯中、1,200 世帯の参加（参加率 30%）であり、参加者が固定化されている。

No.	47
都道府県名	兵庫県
市区町村名	明石市
制度・事業等の名称	総合計画子ども版の作成、配布
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	まちづくりへの関心や理解を向上するため、子ども総合計画に掲げるまちづくりの基本方針を分かりやすく解説した子ども版を小学校 6 年生に配布し、授業等で活用するもの。
住民参加の対象・主体	小学校 6 年生
事業費（千円）	1,749
具体的効果・成果	まちづくりを知り、興味を持ってもらい、まちへの愛着を高めることや、自分やまちの将来を考え、行動していくきっかけとなることを期待している。
実施等に係る問題点・課題	教職員に作成に関わってもらい、また、子ども版配布に合わせ、教職員向けの解説資料も配布しているが、実際に授業で使用するかどうか、どのように活用するかなどについては、教職員に委ねざるを得ない。

No.	48
都道府県名	奈良県
市区町村名	平群町
制度・事業等の名称	平群町まちづくり会議
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	第5次総合計画策定に向けた住民参加型のワークショップ形式の会議
住民参加の対象・主体	全町民
事業費(千円)	500
具体的効果・成果	別紙「平群町まちづくり会議実施報告書(提言書)」参照
実施等に係る問題点・課題	別紙「平群町まちづくり会議実施報告書(提言書)」参照

No.	49
都道府県名	鳥取県
市区町村名	南部町
制度・事業等の名称	地域振興協議会の設立
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	平成19.7月、町内を7つのエリアに分け、上記協議会を設立、防犯、防災、生涯学習、人権、スポーツ、伝統行事の継承、環境保護、ゴミ減量化、地域福祉など町役場よりも住民に密着した位置での活動に取り組む
住民参加の対象・主体	構成員は住民
事業費(千円)	約30,000
具体的効果・成果	・住民による自治の深化・上記による職員数の減、185→127人
実施等に係る問題点・課題	—

No.	50
都道府県名	岡山県
市区町村名	備前市
制度・事業等の名称	備前市協働事業提案制度
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	地域の課題を解決するため市民と市が行う協働事業の提案を公募するもの。事業内容をパートナー推進会議が審査し、実施の可否を決定する。対象事業：福祉、まちづくり、環境その他で協働事業として実施することが適切と認められるもの。
住民参加の対象・主体	市内の公益的な活動を行う団体
事業費(千円)	500
具体的効果・成果	平成23年9月～10月中旬にかけ、広報等で提案を募集したところ市内のNPO団体から応募があり、審査の結果、協働事業として認定され、平成24年4月からゴミの減量についての事業に着手している。平成24年3月～4月中旬に第2回目の募集でも2事業が認定となり協働事業が増加傾向にある。
実施等に係る問題点・課題	幅広い層への普及啓発

No.	51
都道府県名	広島県
市区町村名	大竹市
制度・事業等の名称	地域公共交通整備事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	市民、事業者、行政等で構成する大竹市地域公共交通活性化協議会が策定した「大竹市地域公共交通総合連携計画」に基づき、「住民自らが創り、守り育てる」という基本方針のもと、住民が主体となって地域の実情に沿った公共交通のあり方を検討し、将来に渡って持続可能な公共交通を整備する。現在は、幹線バスに、希望する各地区からの支線交通を接続させる交通体系の構築に取り組んでいる。
住民参加の対象・主体	・幹線バス：公募による住民(幹線交通検討分科会) ・支線交通：支線交通の導入を希望する各地区住民
事業費(千円)	5ヵ年計(平成20～平成24)：122,500 ※平成20は「地域公共交通活性化事業」として ※平成23・平成24は決算前につき当初予算額を計上
具体的効果・成果	・利用者の実情に沿った運行形態を検討した結果、幹線バスの利用者数は堅調に伸びている。支線交通については、利用者数の多寡はあるが、取組みを通じて、行政任せではなく、自らが希望し、主体となって実現した「自分たちの交通」を「自らが守る」という意識の醸成に繋がっている。 ・平成23年6月に、同協議会の取組みが、「地域公共交通活性化・再生優良団体 国土交通大臣表彰」を受賞。
実施等に係る問題点・課題	・地区によっては、実証運行の結果、思うように利用者数が伸びていないところがある。 ・将来に渡って持続可能な公共交通とするためには、住民が「自分たちの生活を支える自分たちの交通」であるという主体意識を持ち続けることが重要である。また、市全体で公共交通への関心・理解を深めるモビリティ・マネジメントも欠かせない。

No.	52
都道府県名	香川県
市区町村名	丸亀市
制度・事業等の名称	丸亀中学生未来会議
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	総合計画後期基本計画の策定作業の一環として、市内の中学生が将来のまちづくりなどについて話し合うもの。
住民参加の対象・主体	市内7中学生から計25名
事業費(千円)	88
具体的効果・成果	将来を担う若い世代からの意見要望等を聴取できるとともに自治推進の観点から人材育成についても効果があると考ええる。
実施等に係る問題点・課題	—

No.	53
都道府県名	福岡県
市区町村名	福岡市
制度・事業等の名称	アジアのリーダー都市ふくおか！プロジェクト(新ビジョン検討)
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	新たな福岡市総合計画の策定に向け、市民等が描く市の将来の姿をとりまとめたもの。
住民参加の対象・主体	市民、有識者、各種団体、市職員等
事業費(千円)	32,064
具体的効果・成果	インタビューの実施、フォーラム開催、アンケート調査の実施などに加え、100回を超えるワールドカフェの開催や、ツイッター、フェイスブックなども導入することで、プロジェクト全体として関わった人は延べ1万人を超え、ホームページのアクセス数は10万を超えた。得られた意見から福岡市の将来を考えるにあたっての課題や論点、将来のまちのあり方をとりまとめ、冊子「みんなが描いた福岡市の未来」を作成。
実施等に係る問題点・課題	—

No.	54
都道府県名	福岡県
市区町村名	福岡市
制度・事業等の名称	ふくおか未来カフェ！
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	総合計画原案について、パブリック・コメント手続の実施に併せ、市民意見の応募を活性化することを目的として、「ワールドカフェ方式」により参加者同士が自由に對話する場を提供するイベントを実施するもの。
住民参加の対象・主体	中学生以上の者
事業費(千円)	実施予定
具体的効果・成果	実施予定
実施等に係る問題点・課題	—

No.	55
都道府県名	佐賀県
市区町村名	嬉野市
制度・事業等の名称	地域コミュニティ事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	小学校区を基本の範囲とした新たな住民組織「地域コミュニティ運営協議会」を市内全域に設立。各地区の課題解決のための取り組みや、地域の活性化に向けた取り組みを住民自らの企画立案で実施。住民と行政の協働事業。
住民参加の対象・主体	地域住民全てが対象。また、区長会、PTA、老人会など各種団体も対象。
事業費(千円)	26,841
具体的効果・成果	地域でできることは地域で、地域だけではできないことは地域と行政の協働で、地域でできないことは行政で、と言った「自助」、「共助」、「公助」の補完性の原理に基づく地域づくりが期待できる。活動をとおして仲間ができる。
実施等に係る問題点・課題	市内全域に設立してまだ間もないこともありますが、地域全体に浸透していない為、これから各種取り組みを行って、地域住民に「地域コミュニティ」の必要性・重要性を周知していきたく考えています。

No.	56
都道府県名	大分県
市区町村名	豊後大野市
制度・事業等の名称	まちづくりチャレンジ事業
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	3つの定められたテーマに沿って市民が主体となった持続可能な事業の市内において実施されるもの。以上の要件を満たしたものに支援をする。
住民参加の対象・主体	豊後大野市内に活動拠点を有する3人以上の会員その他の構成員により組織された団体
事業費(千円)	3年間の予算(平成22～平成24)旧町村5,000×7ヶ所、35,000
具体的効果・成果	・旧町村で市民が主体となった持続可能な事業が展開され市の方針である協働のまちづくりの構築が図れた。
実施等に係る問題点・課題	・3年間の事業であり評価による事業の見直しが必要である。

No.	57
都道府県名	宮崎県
市区町村名	宮崎市
制度・事業等の名称	ふれあいトーク
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	市長が市内の20の地域自治区と1つの合併特例区へ出向き各地域の代表と直接対話し、意見交換を行う。
住民参加の対象・主体	開催地域の各地域協議会で決定する。
事業費(千円)	250
具体的効果・成果	地域の課題等の解決方策について、地域と行政と相互の理解を深めることで、 (1) 地域における課題等の解決に向けての方向性、具体的な方策を確認できる。 (2) 地域における課題解決力の向上、行政と地域との連携の充実が図れる。
実施等に係る問題点・課題	—

No.	58
都道府県名	鹿児島県
市区町村名	鹿屋市
制度・事業等の名称	鹿屋市外部仕分け(事務事業仕分け)
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	市の行財政改革に広く、市民の意見等を反映させ、市民と行政が一体となって取り組むため、市民等で構成する「鹿屋市行政経営改革委員会」を設置し、当該委員会において、市の全事務事業869事業(平成22年度当初予算事業ベース)について、市民目線で総点検を行うもの。(平成22年9月～平成24年度8月の2年間)
住民参加の対象・主体	委員会の委員(10人で構成) ・市政について優れた見識を有する者(民間経営者等、学識経験者等、地域活動のリーダー等) ・公募によるもの(一般の市民:2名)
事業費(千円)	400
具体的効果・成果	・全869事業(平成22年度当初予算事業ベース)について、事業の「妥当性・必要性」、「有効性・効率性」、「公平性」、「緊急性」等の視点から、事業の在り方等を協議、仕分けを行った。 ・仕分けの結果により事務事業の内容を整理し、事務事業の統合、廃止も行った。 ・仕分けの結果に基づき、事務事業の見直し等を行い、次年度の予算編成等に反映され、平成23年度及び平成24年度当初予算において、合計約1億7千万円の予算削減効果があった。
実施等に係る問題点・課題	外部仕分けにより「市民の利便性と行政の効率化との関係」、「中長期的な財政負担を見据え、全市的な視点に立った施設等の管理・運営の必要性」、「少子高齢化時代における保健福祉及び教育分野の事務事業の在り方」、「市町村合併後6年間が経過する中で、地域特性を生かして展開していくべき事業と、市として統一的に実施すべき事業との見極め」など、今後、様々な課題を検討していく必要がある。

No.	59
都道府県名	沖縄県
市区町村名	宮古島市
制度・事業等の名称	宮古島市地域づくり支援事業補助金
制度・事業等の概要 (対象・内容等)	合併後、旧町村地域が地域の個性及び資源を生かした「自主的で個性豊かな宮古島」を推進するために設立した、地域協議会を支援するため、「宮古島市地域づくり支援事業補助金」として制度化した。 また、旧平良地域は対象範囲が広く、市街地と周辺農村部との文化・歴史・伝統等が違ふ事から「宮古島市地域づくり支援事業（公募型）補助金」を導入し、自主的な地域づくりを企画立案する自治会・団体に対して支援を行っております。
住民参加の対象・主体	○地域づくり協議会 ○地域づくりに関する事業を行う団体
事業費（千円）	1,500
具体的効果・成果	地域の活性化に向けて、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」宮古島市にふさわしい地域づくり活動を支援することにより、自主的で個性豊かな地域社会を構築することができる。
実施等に係る問題点・課題	事業の目的である地域の自主的な活動が徐々に動き出しているが、未だに行政主導的な傾向にある。 行政と地域が同じ目線で協働していける関係を構築していく必要がある。

第10章 住民参加推進に係る課題

第10章 住民参加推進に係る課題

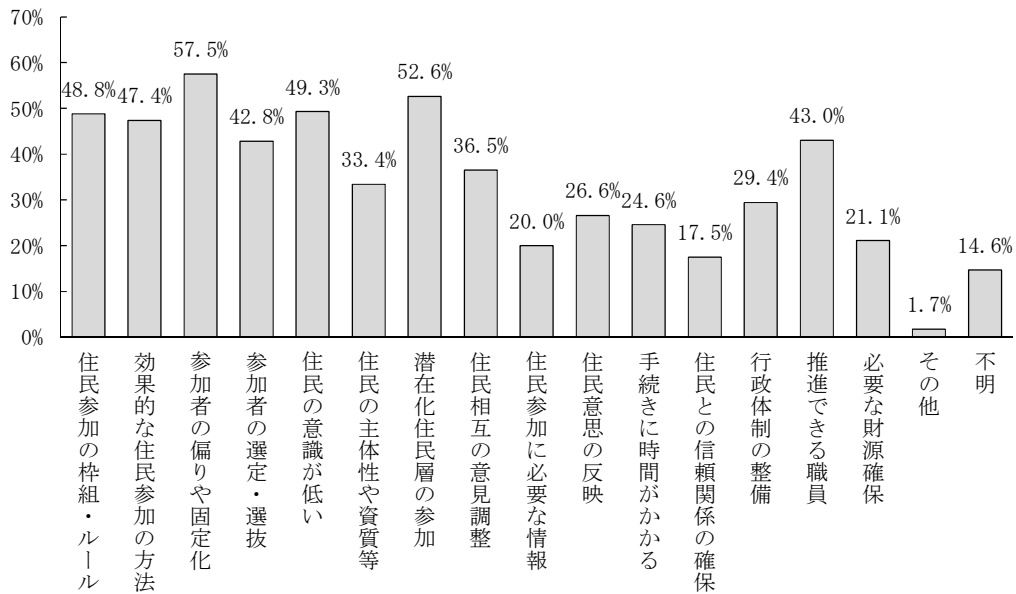
1 政策形成における住民参加の課題

問27 政策形成における住民参加推進の課題は何ですか。(P D C Aサイクル別にそれぞれあてはまるものすべてに○印)

(1) P l a n 段階

P l a n 段階における住民参加推進の課題については、「参加者の偏りや固定化などがある」(57.5%)が最も多く、次いで「潜在化している住民層の参加促進や意見の顕在化が難しい」(52.6%)、「住民の意識・関心が低く、参加者が少ない」(49.3%)が続く。

図表10-1 P l a n 段階における問題点・課題 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	住民参加の枠組みやルールが決まっていない	310	48.8
2	効果的な住民参加の方法やノウハウが十分でない	301	47.4
3	参加者の偏りや固定化などがある	365	57.5
4	参加者の選定・選抜が難しい	272	42.8
5	住民の意識・関心が低く、参加者が少ない	313	49.3
6	住民の主体性や資質・能力が十分に確保されていない	212	33.4
7	潜在化している住民層の参加促進や意見の顕在化が難しい	334	52.6
8	住民相互の意見調整・集約が難しい	232	36.5
9	住民参加に必要な情報の公開や提供ができていない	127	20.0
10	住民意思・意見を政策に反映することが難しい	169	26.6
11	手続きや決定に時間がかかり、政策形成に支障が生じる	156	24.6
12	住民と行政との間に十分な信頼関係が確保されていない	111	17.5
13	担当セクションの設置や担当職員の配置など行政体制が整備されていない	187	29.4
14	住民参加を推進・コーディネートできる職員が確保されていない	273	43.0
15	住民参加に必要な財源が十分に確保されていない	134	21.1
16	その他	11	1.7
	不明	93	14.6
	全体	635	100.0

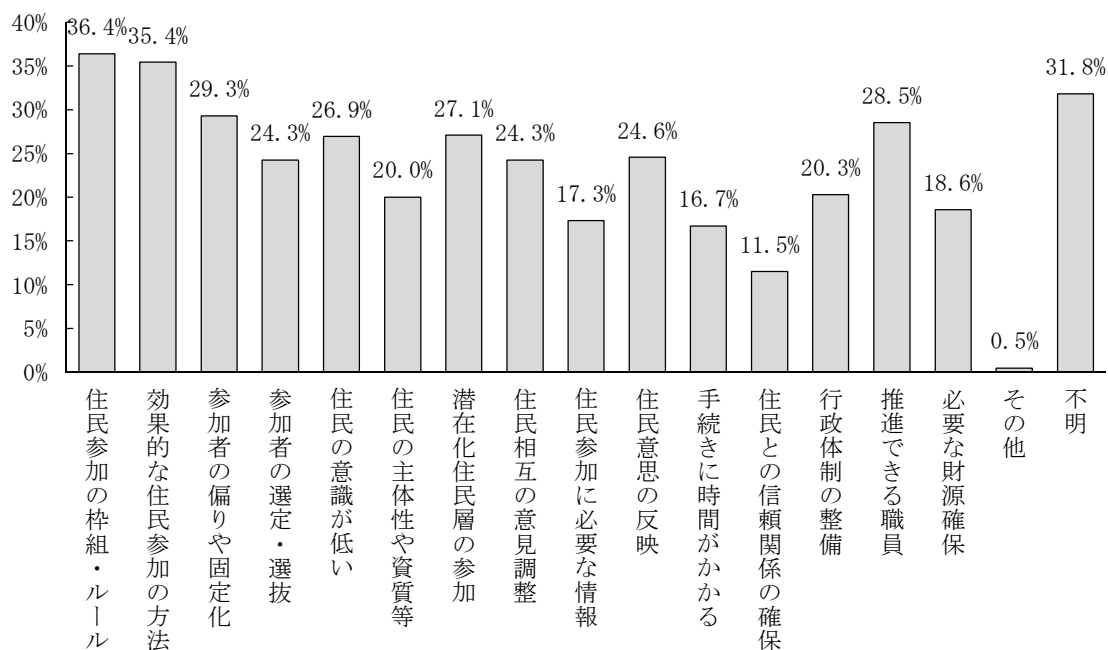
図表 10-2 Plan段階における問題点・課題 (MA)

区分	調査数	住民参加の枠組みやルールが決まっていない	効果的な住民参加の方法やノウハウが十分にない	参加者の偏りや固定化などがある	参加者の選定・選抜が難しい	住民の意識・関心が低く、参加者が少ない	住民の主体性や資質・能力が十分に確保されていない	促進や意見の顕在化が難しい	住民相互の意見調整・集約が難しい	住民参加に必要な情報の公開や提供ができていない	住民意思・意見を政策に反映することが難しい	手続や決定に時間がかかり、政策形成に支障が生じる	住民と行政との間に十分な信頼関係が確保されていない	担当セクションの設置や担当職員の配置など行政体制が整備されていない	住民参加を推進・コーディネートできる職員が確保されていない	住民参加に必要な財源が十分に確保されていない	その他	不明	
合計	635 100.0	310 48.8	301 47.4	365 57.5	272 42.8	313 49.3	212 33.4	334 52.6	232 36.5	127 20.0	169 26.6	156 24.6	111 17.5	187 29.4	273 43.0	134 21.1	11 1.7	93 14.6	
市区町村	政令市	7 100.0	2 28.6	2 28.6	4 57.1	4 57.1	1 14.3	1 14.3	6 85.7	3 42.9	0 0.0	3 42.9	2 28.6	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3
	中核市	23 100.0	7 30.4	9 39.1	13 56.5	10 43.5	13 56.5	8 34.8	17 73.9	10 43.5	3 13.0	9 39.1	5 21.7	1 4.3	7 30.4	9 39.1	4 17.4	0 0.0	3 13.0
	特例市	21 100.0	5 23.8	7 33.3	7 33.3	3 14.3	8 38.1	3 14.3	15 71.4	9 42.9	1 4.8	7 33.3	2 9.5	2 9.5	3 14.3	6 28.6	1 4.8	0 0.0	2 9.5
	市	287 100.0	136 47.4	128 44.6	184 64.1	126 43.9	162 56.4	104 36.2	169 58.9	109 38.0	62 21.6	70 24.4	76 26.5	55 19.2	74 25.8	117 40.8	61 21.3	5 1.7	29 10.1
	特別区	10 100.0	1 10.0	1 10.0	4 40.0	2 20.0	1 10.0	0 0.0	4 40.0	3 30.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 40.0
	町村	287 100.0	159 55.4	154 53.7	148 51.6	127 44.3	128 44.6	96 33.4	123 42.9	98 34.1	61 21.3	80 27.9	71 24.7	53 18.5	103 35.9	140 48.8	68 23.7	6 2.1	54 18.8
エリア	北海道	68 100.0	28 41.2	29 42.6	41 60.3	25 36.8	39 57.4	23 33.8	31 45.6	24 35.3	10 14.7	14 20.6	9 13.2	8 11.8	18 26.5	23 33.8	14 20.6	2 2.9	13 19.1
	東北	69 100.0	34 49.3	32 46.4	32 46.4	30 43.5	33 47.8	24 34.8	31 44.9	22 31.9	11 15.9	14 20.3	12 17.4	10 14.5	23 33.3	28 40.6	12 17.4	1 1.4	12 17.4
	関東	130 100.0	59 45.4	54 41.5	83 63.8	47 36.2	59 45.4	36 27.7	71 54.6	48 36.9	20 15.4	36 27.7	28 21.5	23 17.7	34 26.2	49 37.7	30 23.1	3 2.3	21 16.2
	中部	123 100.0	53 43.1	53 43.1	73 59.3	53 43.1	58 47.2	47 38.2	70 56.9	41 33.3	24 19.5	33 26.8	29 23.6	22 17.9	28 22.8	54 43.9	27 22.0	2 1.6	18 14.6
	近畿	87 100.0	48 55.2	44 50.6	51 58.6	41 47.1	44 50.6	25 28.7	52 59.8	33 37.9	13 14.9	21 24.1	28 32.2	15 17.2	25 28.7	39 44.8	14 16.1	1 1.1	9 10.3
	中国	41 100.0	25 61.0	26 63.4	26 63.4	22 53.7	26 63.4	18 43.9	25 61.0	21 51.2	17 41.5	13 31.7	17 41.5	12 29.3	19 46.3	23 56.1	13 31.7	0 0.0	5 12.2
	四国	24 100.0	10 41.7	9 37.5	11 45.8	10 41.7	12 50.0	7 29.2	11 45.8	7 29.2	5 20.8	5 20.8	6 25.0	4 16.7	9 37.5	10 41.7	6 25.0	0 0.0	4 16.7
	九州・沖縄	93 100.0	53 57.0	54 58.1	48 51.6	44 47.3	42 45.2	32 34.4	43 46.2	36 38.7	27 29.0	33 35.5	27 29.0	17 18.3	31 33.3	47 50.5	18 19.4	2 2.2	11 11.8
人口	50万以上	16 100.0	3 18.8	4 25.0	9 56.3	8 50.0	5 31.3	2 12.5	11 68.8	8 50.0	0 0.0	5 31.3	3 18.8	0 0.0	2 12.5	2 12.5	0 0.0	0 0.0	2 12.5
	30~50万人	32 100.0	8 25.0	10 31.3	18 56.3	12 37.5	14 43.8	9 28.1	23 71.9	11 34.4	3 9.4	9 28.1	4 12.5	2 6.3	7 21.9	12 37.5	4 12.5	0 0.0	6 18.8
	20~30万人	24 100.0	7 29.2	6 25.0	15 62.5	5 20.8	8 33.3	6 25.0	15 62.5	7 29.2	2 8.3	7 29.2	4 16.7	3 12.5	1 4.2	5 20.8	2 8.3	0 0.0	2 8.3
	10~20万人	64 100.0	27 42.2	24 37.5	37 57.8	21 32.8	33 51.6	18 28.1	41 64.1	25 39.1	9 14.1	16 25.0	15 23.4	9 14.1	14 21.9	20 31.3	12 18.8	0 0.0	8 12.5
	5~10万人	115 100.0	65 56.5	56 48.7	83 72.2	58 50.4	70 60.9	47 40.9	70 60.9	52 45.2	28 24.3	31 27.0	33 28.7	27 23.5	34 29.6	56 48.7	25 21.7	2 1.7	6 5.2
	3~5万人	94 100.0	38 40.4	48 51.1	55 58.5	39 41.5	50 53.2	32 34.0	51 54.3	26 27.7	20 21.3	22 23.4	27 28.7	16 17.0	26 27.7	40 42.6	22 23.4	2 2.1	14 14.9
	1~3万人	157 100.0	91 58.0	86 54.8	77 49.0	72 45.9	77 49.0	52 33.1	73 46.5	59 37.6	41 26.1	45 28.7	38 24.2	30 19.1	56 35.7	77 49.0	36 22.9	4 2.5	26 16.6
	1万人未満	133 100.0	71 53.4	67 50.4	71 53.4	57 42.9	56 42.1	46 34.6	50 37.6	44 33.1	24 18.0	34 25.6	32 24.1	24 18.0	47 35.3	61 45.9	33 24.8	3 2.3	29 21.8
	市町村合併	経験あり	237 100.0	109 46.0	110 46.4	136 57.4	107 45.1	129 54.4	83 35.0	134 56.5	89 37.6	57 24.1	68 28.7	66 27.8	48 20.3	73 30.8	99 41.8	52 21.9	4 1.7
予定あり		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
経験・予定なし		397 100.0	200 50.4	190 47.9	228 57.4	164 41.3	183 46.1	128 32.2	199 50.1	142 35.8	69 17.4	100 25.2	89 22.4	62 15.6	113 28.5	173 43.6	81 20.4	6 1.5	63 15.9

(2) D○段階

D○段階における住民参加推進の課題については、「住民参加の枠組みやルールが決まっていない」(36.4%)が最も多く、次いで「効果的な住民参加の方法やノウハウが十分でない」(35.4%)、「参加者の偏りや固定化などがある」(29.3%)が続く。

図表10-3 D○段階における問題点・課題(MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	住民参加の枠組みやルールが決まっていない	231	36.4
2	効果的な住民参加の方法やノウハウが十分でない	225	35.4
3	参加者の偏りや固定化などがある	186	29.3
4	参加者の選定・選抜が難しい	154	24.3
5	住民の意識・関心が低く、参加者が少ない	171	26.9
6	住民の主体性や資質・能力が十分に確保されていない	127	20.0
7	潜在化している住民層の参加促進や意見の顕在化が難しい	172	27.1
8	住民相互の意見調整・集約が難しい	154	24.3
9	住民参加に必要な情報の公開や提供ができていない	110	17.3
10	住民意思・意見を政策に反映することが難しい	156	24.6
11	手続きや決定に時間がかかり、政策形成に支障が生じる	106	16.7
12	住民と行政との間に十分な信頼関係が確保されていない	73	11.5
13	担当セクションの設置や担当職員の配置など行政体制が整備されていない	129	20.3
14	住民参加を推進・コーディネートできる職員が確保されていない	181	28.5
15	住民参加に必要な財源が十分に確保されていない	118	18.6
16	その他	3	0.5
	不明	202	31.8
	全体	635	100.0

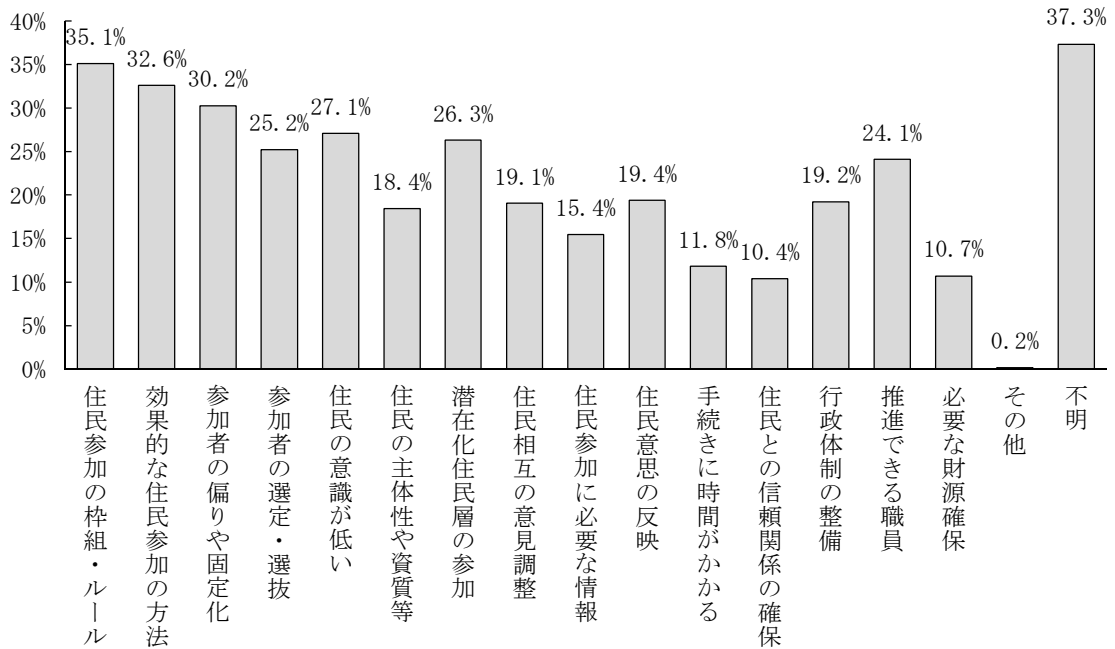
図表 10-4 D o 段階における問題点・課題 (MA)

区分	調査数	住民参加の枠組みやルールが決まっていない	効果的な住民参加の方法やノウハウが十分にない	参加者の偏りや固定化などがある	参加者の選定・選抜が難しい	住民の意識・関心が低く、参加者が少ない	住民の主体性や資質・能力が十分に確保されていない	促進や意見の顕在化が難しい	住民相互の意見調整・集約が難しい	住民参加に必要な情報の公開や提供ができていない	住民意思・意見を政策に反映することが難しい	手続きや決定に時間がかかり、政策形成に支障が生じる	住民と行政との間に十分な信頼関係が確保されていない	担当セクションの設置や担当職員の配置など行政体制が整備されていない	住民参加を推進・コーディネートできる職員が確保されていない	住民参加に必要な財源が十分に確保されていない	その他	不明	
合計	635 100.0	231 36.4	225 35.4	186 29.3	154 24.3	171 26.9	127 20.0	172 27.1	154 24.3	110 17.3	156 24.6	106 16.7	73 11.5	129 20.3	181 28.5	118 18.6	3 0.5	202 31.8	
市区町村	政令市	7 100.0	2 28.6	3 42.9	2 28.6	1 14.3	1 14.3	4 57.1	3 42.9	0 0.0	2 28.6	1 14.3	2 28.6	1 14.3	1 14.3	1 14.3	0 0.0	3 42.9	
	中核市	23 100.0	8 34.8	13 56.5	6 26.1	6 26.1	8 34.8	5 21.7	9 39.1	10 43.5	5 21.7	8 34.8	5 21.7	2 8.7	3 13.0	8 34.8	4 17.4	0 0.0	7 30.4
	特例市	21 100.0	5 23.8	7 33.3	11 52.4	7 33.3	6 28.6	3 14.3	8 38.1	7 33.3	1 4.8	7 33.3	1 4.8	2 9.5	2 9.5	4 19.0	3 14.3	0 0.0	3 14.3
	市	287 100.0	109 38.0	98 34.1	98 34.1	71 24.7	82 28.6	64 22.3	90 31.4	76 26.5	47 16.4	73 25.4	54 18.8	40 13.9	60 20.9	82 28.6	53 18.5	0 0.0	81 28.2
	特別区	10 100.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 60.0
	町村	287 100.0	105 36.6	103 35.9	68 23.7	69 24.0	74 25.8	54 18.8	60 20.9	57 19.9	57 19.9	65 22.6	45 15.7	27 9.4	63 22.0	86 30.0	57 19.9	3 1.0	102 35.5
エリア	北海道	68 100.0	26 38.2	20 29.4	18 26.5	15 22.1	22 32.4	13 19.1	13 19.1	14 20.6	14 20.6	9 13.2	4 5.9	12 17.6	19 27.9	12 17.6	2 2.9	28 41.2	
	東北	69 100.0	23 33.3	26 37.7	17 24.6	15 21.7	18 26.1	13 18.8	17 24.6	16 23.2	9 13.0	21 30.4	10 14.5	8 11.6	19 27.5	18 26.1	14 20.3	0 0.0	20 29.0
	関東	130 100.0	49 37.7	46 35.4	38 29.2	29 22.3	36 27.7	32 24.6	45 34.6	32 24.6	22 16.9	39 30.0	28 21.5	22 16.9	24 18.5	34 26.2	21 16.2	1 0.8	43 33.1
	中部	123 100.0	40 32.5	37 30.1	41 33.3	30 24.4	34 27.6	26 21.1	38 30.9	30 24.4	19 15.4	35 28.5	27 22.0	17 13.8	19 15.4	38 30.9	31 25.2	0 0.0	33 26.8
	近畿	87 100.0	37 42.5	34 39.1	27 31.0	26 29.9	23 26.4	11 12.6	28 32.2	26 29.9	11 12.6	16 18.4	14 16.1	7 8.0	17 19.5	21 24.1	11 12.6	0 0.0	25 28.7
	中国	41 100.0	14 34.1	17 41.5	14 34.1	8 19.5	11 26.8	8 19.5	10 24.4	9 22.0	10 24.4	8 19.5	4 9.8	4 9.8	9 22.0	9 22.0	8 19.5	0 0.0	13 31.7
	四国	24 100.0	9 37.5	10 41.7	7 29.2	8 33.3	5 20.8	7 29.2	3 12.5	7 29.2	8 33.3	6 25.0	3 12.5	1 4.2	6 25.0	10 41.7	6 25.0	0 0.0	9 37.5
	九州・沖縄	93 100.0	33 35.5	35 37.6	24 25.8	23 24.7	22 23.7	17 18.3	18 19.4	22 23.7	17 18.3	17 18.3	11 11.8	10 10.8	23 24.7	32 34.4	15 16.1	0 0.0	31 33.3
人口	50万以上	16 100.0	4 25.0	5 31.3	5 31.3	3 18.8	3 18.8	6 37.5	6 37.5	0 0.0	4 25.0	2 12.5	2 12.5	3 18.8	2 12.5	1 6.3	0 0.0	5 31.3	
	30~50万人	32 100.0	8 25.0	13 40.6	8 25.0	9 28.1	8 25.0	6 18.8	12 37.5	12 37.5	5 15.6	11 34.4	4 12.5	3 9.4	3 9.4	9 28.1	4 12.5	0 0.0	11 34.4
	20~30万人	24 100.0	8 33.3	9 37.5	11 45.8	7 29.2	8 33.3	5 20.8	9 37.5	8 33.3	3 12.5	7 29.2	2 8.3	4 16.7	4 16.7	6 25.0	5 20.8	0 0.0	5 20.8
	10~20万人	64 100.0	30 46.9	26 40.6	22 34.4	14 21.9	16 25.0	11 17.2	22 34.4	15 23.4	3 4.7	11 17.2	12 18.8	4 6.3	13 20.3	17 26.6	8 12.5	0 0.0	17 26.6
	5~10万人	115 100.0	43 37.4	36 31.3	42 36.5	30 26.1	36 31.3	25 21.7	40 34.8	35 30.4	25 21.7	41 35.7	27 23.5	20 17.4	22 19.1	33 28.7	21 18.3	0 0.0	29 25.2
	3~5万人	94 100.0	35 37.2	34 36.2	30 31.9	21 22.3	27 28.7	24 25.5	26 27.7	19 20.2	19 20.2	20 21.3	18 19.1	13 13.8	22 23.4	27 28.7	23 24.5	1 1.1	29 30.9
	1~3万人	157 100.0	55 35.0	55 35.0	36 22.9	39 24.8	39 24.8	31 19.7	34 21.7	33 21.0	27 17.2	34 21.7	21 13.4	15 9.6	33 21.0	50 31.8	26 16.6	1 0.6	56 35.7
	1万人未満	133 100.0	48 36.1	47 35.3	32 24.1	31 23.3	34 25.6	22 16.5	23 17.3	26 19.5	28 21.1	28 21.1	20 15.0	12 9.0	29 21.8	37 27.8	30 22.6	1 0.8	50 37.6
	市町村合併	経験あり	237 100.0	86 36.3	92 38.8	68 28.7	54 22.8	68 28.7	50 21.1	65 27.4	54 22.8	37 15.6	58 24.5	36 15.2	27 11.4	49 20.7	59 24.9	39 16.5	0 0.0
予定あり		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
経験・予定なし		397 100.0	145 36.5	133 33.5	118 29.7	100 25.2	103 25.9	77 19.4	107 27.0	100 25.2	73 18.4	98 24.7	70 17.6	46 11.6	80 20.2	122 30.7	79 19.9	3 0.8	126 31.7

(3) Check・Act 段階

Check・Act 段階における住民参加推進の課題については、「住民参加の枠組みやルールが決まっていない」(35.1%) が最も多く、次いで「効果的な住民参加の方法やノウハウが十分でない」(32.6%)、「参加者の偏りや固定化などがある」(30.2%) が続く。

図表 10-5 Check・Act 段階における問題点・課題 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	住民参加の枠組みやルールが決まっていない	223	35.1
2	効果的な住民参加の方法やノウハウが十分でない	207	32.6
3	参加者の偏りや固定化などがある	192	30.2
4	参加者の選定・選抜が難しい	160	25.2
5	住民の意識・関心が低く、参加者が少ない	172	27.1
6	住民の主体性や資質・能力が十分に確保されていない	117	18.4
7	潜在化している住民層の参加促進や意見の顕在化が難しい	167	26.3
8	住民相互の意見調整・集約が難しい	121	19.1
9	住民参加に必要な情報の公開や提供ができていない	98	15.4
10	住民意思・意見を政策に反映することが難しい	123	19.4
11	手続きや決定に時間がかかり、政策形成に支障が生じる	75	11.8
12	住民と行政との間に十分な信頼関係が確保されていない	66	10.4
13	担当セクションの設置や担当職員の配置など行政体制が整備されていない	122	19.2
14	住民参加を推進・コーディネートできる職員が確保されていない	153	24.1
15	住民参加に必要な財源が十分に確保されていない	68	10.7
16	その他	1	0.2
	不明	237	37.3
	全体	635	100.0

図表 10-6 Check・Act 段階における問題点・課題 (MA)

区分	調査数	住民参加の枠組みやルールが決まっていない	効果的な住民参加の方法やノウハウが十分にない	参加者の偏りや固定化などがある	参加者の選定・選抜が難しい	住民の意識・関心が低く、参加者が少ない	住民の主体性や資質・能力が十分に確保されていない	促進や意見の顕在化が難しい	住民相互の意見調整・集約が難しい	住民参加に必要な情報の公開や提供ができていない	住民意思・意見を政策に反映することが難しい	手続きや決定に時間がかかり、政策形成に支障が生じる	住民と行政との間に十分の信頼関係が確保されていない	担当セクションの設置や担当職員の配置など行政体制が整備されていない	住民参加を推進・コーディネートできる職員が確保されていない	住民参加に必要な財源が十分に確保されていない	その他	不明	
合計	635 100.0	223 35.1	207 32.6	192 30.2	160 25.2	172 27.1	117 18.4	167 26.3	121 19.1	98 15.4	123 19.4	75 11.8	66 10.4	122 19.2	153 24.1	68 10.7	1 0.2	237 37.3	
市区町村	政令市	7 100.0	1 14.3	1 14.3	4 57.1	3 42.9	2 28.6	1 14.3	6 85.7	3 42.9	0 0.0	3 42.9	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3
	中核市	23 100.0	5 21.7	9 39.1	6 26.1	5 21.7	6 26.1	5 21.7	8 34.8	6 26.1	3 13.0	6 26.1	5 21.7	2 8.7	5 21.7	8 34.8	3 13.0	0 0.0	9 39.1
	特例市	21 100.0	5 23.8	5 23.8	7 33.3	4 19.0	5 23.8	2 9.5	2 9.5	8 38.1	2 9.5	0 0.0	0 0.0	0 4.8	1 4.8	2 9.5	0 0.0	0 0.0	6 28.6
	市	287 100.0	108 37.6	92 32.1	101 35.2	80 27.9	94 32.8	62 21.6	89 31.0	60 20.9	45 15.7	63 22.0	41 14.3	40 13.9	55 19.2	68 23.7	35 12.2	0 0.0	87 30.3
	特別区	10 100.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 60.0
	町村	287 100.0	104 36.2	100 34.8	72 25.1	66 23.0	64 22.3	47 16.4	55 19.2	50 17.4	50 17.4	46 16.0	28 9.8	23 8.0	61 21.3	74 25.8	30 10.5	1 0.3	128 44.6
エリア	北海道	68 100.0	22 32.4	20 29.4	15 22.1	13 19.1	20 29.4	15 22.1	14 20.6	13 19.1	13 19.1	11 16.2	5 7.4	5 7.4	14 20.6	15 22.1	6 8.8	0 0.0	31 45.6
	東北	69 100.0	20 29.0	19 27.5	16 23.2	17 24.6	12 17.4	9 13.0	10 14.5	9 13.0	9 13.0	11 15.9	6 8.7	6 8.7	17 24.6	14 20.3	7 10.1	0 0.0	29 42.0
	関東	130 100.0	47 36.2	41 31.5	45 34.6	32 24.6	39 30.0	27 20.8	44 33.8	24 18.5	14 10.8	32 24.6	15 15.4	22 16.9	21 16.2	32 24.6	19 14.6	1 0.8	45 34.6
	中部	123 100.0	40 32.5	36 29.3	41 33.3	34 27.6	30 24.4	21 17.1	37 30.1	20 16.3	19 15.4	26 21.1	15 12.2	11 8.9	19 15.4	30 24.4	13 10.6	0 0.0	45 36.6
	近畿	87 100.0	40 46.0	33 37.9	28 32.2	20 23.0	27 31.0	10 11.5	28 32.2	21 24.1	9 10.3	16 18.4	14 16.1	6 6.9	16 18.4	19 21.8	8 9.2	0 0.0	29 33.3
	中国	41 100.0	10 24.4	16 39.0	12 29.3	10 24.4	10 24.4	8 19.5	9 22.0	7 17.1	9 22.0	5 12.2	4 9.8	3 7.3	8 19.5	6 14.6	4 9.8	0 0.0	16 39.0
	四国	24 100.0	9 37.5	9 37.5	11 45.8	9 37.5	10 41.7	9 37.5	6 25.0	6 25.0	4 16.7	4 16.7	3 12.5	3 12.5	6 25.0	9 37.5	3 12.5	0 0.0	9 37.5
	九州・沖縄	93 100.0	35 37.6	33 35.5	24 25.8	25 26.9	24 25.8	18 19.4	19 20.4	21 22.6	21 22.6	18 19.4	8 8.6	10 10.8	21 22.6	28 30.1	8 8.6	0 0.0	33 35.5
人口	50万以上	16 100.0	2 12.5	2 12.5	7 43.8	5 31.3	4 25.0	2 12.5	8 50.0	4 25.0	0 0.0	4 25.0	2 12.5	0 0.0	2 12.5	2 12.5	0 0.0	0 0.0	4 25.0
	30~50万人	32 100.0	6 18.8	11 34.4	8 25.0	6 18.8	8 25.0	6 18.8	12 37.5	6 18.8	3 9.4	7 21.9	3 9.4	5 15.6	9 28.1	3 9.4	0 0.0	13 40.6	
	20~30万人	24 100.0	8 33.3	4 16.7	10 41.7	7 29.2	4 16.7	4 16.7	8 33.3	3 12.5	2 8.3	6 25.0	2 8.3	1 4.2	0 0.0	3 12.5	0 0.0	7 29.2	
	10~20万人	64 100.0	28 43.8	23 35.9	24 37.5	16 25.0	22 34.4	13 20.3	28 43.8	13 20.3	4 6.3	14 21.9	9 14.1	7 10.9	12 18.8	17 26.6	9 14.1	0 0.0	15 23.4
	5~10万人	115 100.0	42 36.5	38 33.0	47 40.9	37 32.2	42 36.5	25 21.7	35 30.4	29 25.2	22 19.1	29 25.2	22 19.1	21 18.3	23 20.0	28 24.3	17 14.8	0 0.0	33 28.7
	3~5万人	94 100.0	30 31.9	27 28.7	25 26.6	19 20.2	25 26.6	18 19.1	22 23.4	15 16.0	14 14.9	16 17.0	10 10.6	7 7.4	18 19.1	19 20.2	9 9.6	1 1.1	38 40.4
	1~3万人	157 100.0	61 38.9	59 37.6	38 24.2	40 25.5	37 23.6	26 16.6	32 20.4	32 20.4	30 19.1	29 18.5	16 10.2	20 12.7	36 22.9	43 27.4	15 9.6	0 0.0	65 41.4
	1万人未満	133 100.0	46 34.6	43 32.3	33 24.8	30 22.6	30 22.6	23 17.3	22 16.5	19 14.3	23 17.3	18 13.5	11 8.3	7 5.3	26 19.5	32 24.1	15 11.3	0 0.0	62 46.6
市町村合併	経験あり	237 100.0	76 32.1	77 32.5	68 28.7	66 27.8	68 28.7	43 18.1	63 26.6	43 18.1	33 13.9	46 19.4	25 10.5	24 10.1	41 17.3	42 17.7	21 8.9	0 0.0	90 38.0
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	経験・予定なし	397 100.0	147 37.0	130 32.7	124 31.2	94 23.7	104 26.2	74 18.6	104 26.2	78 19.6	65 16.4	77 19.4	50 12.6	42 10.6	81 20.4	111 28.0	47 11.8	1 0.3	146 36.8

2 政策形成のなかで住民参加を拡充・推進する上での問題点・課題

問 28 政策形成のなかで住民参加を拡充・推進するうえでの問題点・課題、今後の方向性等について具体的なご意見・ご感想があればご記入ください。

図表 10-7 政策形成のなかで住民参加を拡充・推進する上での問題点・課題（F A）

No.	回答
1	審議会では多様な立場からの意見を聞き、政策に反映させることが望ましいが、一般公募の応募者が少ない
2	住民意見を市の政策や事業へ反映させるための制度（仮称、まちづくり協議会）の創設を検討中
3	市民参加手続を実施するに当たり、政策形成のどの過程において参加するのが適切であるのか今後も検討が必要である。
4	小規模な地方自治体においては、有識者の参加者が限られており、建設的、建設的な意見について議論できる状況づくりが困難である。地元大学もない中で、有識者の確保が課題であり、住民と行政のみでは、要望事項の吸い上げの場となりかねない状況。今後は、域学連携も検討していく必要がある。
5	自治区制度における住民参加の均衡的発展 住民参加型会議の報酬の支給方法
6	①当初は、期待感を持って参加されるが、自己の欲求が満たされると継続ある参加を得られない。②選考があて職となっており、異動などによって、審議の内容を深められない。③外部からの専門員の招聘など、積極的な行動と財源確保。
7	平成 22 年 4 月 1 日より八雲町自治基本条例を施行し、行政への町民参加制度が確立されたところだが、パブリックコメントへの応募、審議会の傍聴、委員公募への応募数が低調である。条例運用の充実を図るべく、町民参加施策の実施状況の公表、条例運用に関する関係審議会からの意見聴取、条例運用に関する職員オリエンテーションの開催を通じて条例の普及と制度運用の充実を図っていく。
8	住民参加について規定する条例等の制定が必要。現状は各課単位で独自に判断してパブリックコメント等が実施されている。
9	担当課毎で異なる対応としているため、庁内での意見反映のプロセス、検討結果の説明などルールと体制づくりが必要。住民への行政情報の公開を積極的に行う必要がある。
10	小規模自治体であるため、行政と住民の距離が近く、きめ細かい住民ニーズに対応している。住民の意識も高いため、行政に協力的な住民が多い。一方、行政に関心が薄い住民が存在するのも確かであり、どのように参加を促していくのが今後も続く課題である。
11	住民と協働した政策課題解決に向けた意見を導き出すファシリテーターとなる職員の育成。
12	住民が行政の政策や予算に関する情報に関心を持っていただくことが第一に大切であり、そのための機会をどのように提供し、参加する住民の意見を引き出して整理できる職員のスキル向上及び意見を政策等に反映させるしくみづくりが必要であると考える。
13	当市の場合は、人口 3 万人程度のコンパクトな市であり、前述した市長と語ろう会において地域住民の顔の見える地域住民の市政参画が実現できている。 また、地域づくり団体である地域づくり連絡協議会は、文字通り地域づくりを担う住民組織であり、行政の政策立案段階での良き相談相手として機能している。
14	本市においては、パブリックコメントに関する詳細な運用・判断指針が無いため、今後、検討の必要があると考えられる。
15	市町村自治体として住民参加の推進を目指している。ただ、それが住民の負担となることもあり、積極的に推進できない理由となっている。
16	長引く財政事情の硬直化の中で、職員の発想は全体として視野が狭くなってきているように推量している。加えて、住民参加となると財政負担が必ずと言っていいほど伴うため、住民参加の政策形成に当たっては住民からも財政事情の実態を十分理解して臨んでもらう必要がある。
17	段階ごとに地区住民の意見を反映し事業を遂行するには、一定の労力と期間が必要である。このことから、制度化された附属機関（諮問）における意見等を考慮し事業推進を図っているものであるが、より効果的な意見を期待するには機関委員の資質及び能力の向上が最も必要と考えられる。また、「参加者の偏り」をなくすことがやはり課題。若者や主婦（小さい子を持つ）などの参加があれば、またちがった意見等を聴取することが可能ではないかと思う。いい事例があればお示ししていただきたい。
18	まちづくり基本条例（自治基本条例）に基づく「町民参加のしくみ」（検討組織の設置、審議会等委員の公募、意見公募、町民懇談会など）の適切な運用が課題。

No.	回答
19	都市部と違い、農村部にあつては従来から自治意識が高く無意識のうちに住民参加が十分おこなわれている。ただエターン者など転入者が農村における自治に嫌悪感を抱き、都市部の感覚で住民参加で唱えることが近年都見され、それらにも対応できる自治体としての能力を持つべきことが喫緊の課題である。
20	参加者の高齢化に鑑み、世代交代を含めた新たな人材確保
21	限られた予算、人材の中で事務事業を進めて行くには、選択と集中が必要である。今まで以上に、市民の力を活用しながらまちづくりを進める必要がある。 次期の総合計画作成等においても、市民に参加した議論が必要と考えているところです。
22	住民の一部では住民参加することに関心が高いが、多くの市民は関心ないところが見受けられる。
23	住民からの意見を吸い上げきれないまま実施されること。
24	住民参加を促す上で、住民が全体的・総論的な視点から政策を考案できるように、情報の共有化等を図ることが重要と考える。審議会等への女性委員の登用を進めたいが、応募が少なく、登用率が低い。
25	平成 21 年 9 月に「越谷市自治基本条例」を施行し、市政への住民参加に努めているが、住民の参加意識を向上させていくことが今後の課題である。
26	住民参加を推進する組織体制の整備と住民参加をコーディネートする人材の育成が必要になると考えます。民生委員児童委員制度、保護司制度については、法令に基づき、委嘱事業や活動支援を行っており、住民の参加を推進していく余地は小さいと言えます。一方、市民サービス向上の観点から、よりよい民生委員児童制度、保護司制度となるよう広く市民の意見を取り入れ活動に反映していく必要があります。
27	住民参加については、十分理解できるし、拡充・推進する方向で考えていきたい。しかしながら、単に住民参加とは言っても行政の求める政策形成としての議論の場と、住民の求めるある意味では苦情を言う場とのギャップを感じる場面がしばしばある。これについては、政策形成に関しての住民の熟度を得る（向上させる）ための行政側のアプローチ方法等について、十分考えていく必要がある。
28	政策形成への住民参加や住民意見の反映で問題点となることは、その意見等が明らかに一部の団体や受益者等の利害のみを代表していることだと思われる。Silent Majority を把握できずに、Noisy Minority に振り回されることや、「総論賛成各論反対（東洋大学根本教授は、進まない理由をこの言葉で説明するだけの自治体職員には同情しないとおっしゃっているが…）」等に対する毅然とした取り組みを実施すべきと感じている。
29	個々の職員や各部署によって市民参加に対する認識の違いについて指摘されていることもあり、職員向けに最低限の市民参加の手法について記載したマニュアルを作成した。今後は、それらを用いて市民参加の水準を上げていく。
30	制度があつても、職員に積極的な姿勢がないと拡充、推進しない。又、前向きな議論、成果につながらないと、手間だけがかかるといった印象になり悪循環となる。住民意思・意見を政策に反映するためのノウハウ、住民との話し合いにおけるコーディネーターの必要性を感じる。
31	行政が事業を実施するにあたり、単独で行うべきか、住民参加を推進して行うべきかの判断基準やその役割分担の決定方法に課題があると考えている。
32	地方分権の進展に的確に対応するためには、より市民の意見を反映した政策や施策の展開が重要であることから、会議の休日・夜間開催の工夫や公募市民の登用拡大、新たな手法の検討などを進め、市民参加制度の充実を図りながら、政策形成過程全般への市民参加を進める。
33	政策形成の上で重要となる情報共有がなされていない現状で市民参加を進めても形式的なもので終わってしまう。意義あるものとするためには、従来十分に提供してこなかった行政情報も公表していくことが必要。
34	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる既得権者とは異なる多くの住民の参加がなかなか促進されない。 ・従来の手挙げ方式とは異なる手法(無作為抽出等)を検討している。 ・議会運営における住民参加の推進も課題と考える。
35	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の市民参加、女性の市民参加を推進するための方策が課題積極的に発言しない ・市民(サイレントマジョリティ)に対する配慮や工夫が課題
36	住民参加にあたっては、年齢、職業考え方など偏りのない市全体を捉えた幅広い意見を吸い上げる仕組みが必要である。
37	政策を実施する際、住民側の核となる人材の発掘が今後の課題となっている。地域住民の高齢化に伴い、参加する年齢層も高く、今後継続して協働事業を行う際、新たな 3、40 代の方にも参加してもらえよう考慮する必要がある。
38	政策形成のどの時点で、どのような住民参加手法を取り入れていくかが課題
39	本市では平成 23 年度から 25 年度の 3 ヶ年計画で実施している事務事業点検(いわゆる事業仕分け)を政策形成のなかでの住民参加と位置付けている。今後は、平成 26 年度からの次期総合計画の基本構想も踏まえたうえで、行政評価のなかでの住民参加についても検討していく必要がある。
40	希望者だけでなく、無作為抽出により参加いただくなど、参加者に偏りがないよう工夫している。
41	政策形成の過程を透明化して、情報を共有化することが重要。また、住民参加に対する一定のルールづくりができれば、さらに良いと思う。
42	参加者の固定化・若年層の参加が得られにくい等の問題がある。他自治体の事例等を調査し、区民参画のあり方を検討中。

No.	回答
43	問27 1～16 まですべてに問題点・課題は山積みで方向性等については、今後検討が必要である。
44	行政資源が限られ、また、政策決定のスピードが要求されている現状にある。政策形成過程の「①問題の発見、②公共的問題の選択、③問題解決手法の追究、④調整、⑤決定、⑥執行、⑦評価、⑧フィードバック」のうち、特に「公共的問題」を「行政」又は行政ではない「担い手」が対処すべきかどうかの判断が重要である。行政が立案した具体的事業の実施への住民参加が注目されているが、そもそも公共的問題として誰が対処すべきかを住民が考え、自分たちも行動する必要がある。
45	サイレント・マジョリティと呼ばれる層をどれだけ取り込んでいけるかが最大の課題。参加者を住民基本台帳から無作為抽出する市民会議などは一定の効果が期待される取り組みであるが、これ以外にも、新たな手法を検討・開発していく必要があると考える。
46	政策等の策定過程においては、パブリックコメント制度等で広く市民の意見を聴く機会を設けているが、一方的な聴取に終わりがちで、市民が自分の意見が市政に反映されたという実感をもちにくい現状があるように感じる。
47	潜在的な協働の担い手としての参加者の掘り起こしが課題であり、埋もれている人材に活躍の場を与えるための方策が必要であると感じている。
48	行政は、住民参加を推進すると同時に財政問題等 様々な課題について住民側にも共通理解を持ってもらうために、単純に情報を公開するだけでなく、いかに分かりやすく伝えるかという視点に立って、情報を発信してゆく必要がある。
49	参加者の偏りや固定化 参加しない住民の意向を把握するための手段
50	パブリックコメント、市政モニター、公募市民等からなる審議会、地域協議会等の市民参画を通じて寄せられた意見に対して真摯に耳を傾け、適切な措置を講ずるなど、市民参画の取組による成果を有効に施策に反映させていくことにより、それがさらなる参画につながることを認識し、引き続き取組を進めていく必要がある。
51	住民参加が必要、重要であることは十分認識しているものの昨今の行政批判の状況や行政の信頼が低下している状況から情報公開も、住民参加も尻込みしている状況。
52	まちづくりに関する各種委員の公募や計画策定時の意見募集などを通じて、住民参加機会の提供に取り組んでいるものの参加者（特に若年層や女性）が少ない。住民の意識・関心を高めるような仕組みづくりや情報発信手法を検討していくことが重要である。また、ライフスタイルなどを考慮した参加しやすい環境づくりも重要である。
53	・行政に関心のある市民が少なく、住民参画が思うようには進まない。 ・苦情や要望的な意見が多くて、政策形成につながる意見等があまり出てこない。
54	合併市であることから、市全体の問題として捉える事のできる住民は非常に少なく、意見があっても旧町村レベルの要望に終わってしまいます。総論賛成、各論反対に陥ってしまう。今後の住民参加については、市の置かれている状況（財政等）を認識して頂いた上で、意見を伺って行きたい。その為には、市としても情報公開など、向うべき方向をしっかりと示して行かなければならないだろう。
55	充分な情報公開
56	表に出てくる市民がほとんど同じ人物になってしまっていること。
57	現在の公募では、特定の市民参加とか期待できない点（多様な住民の参加が課題）
58	住民参加について条例制定へ向け、検討中である。
59	現在、自治基本条例を含む自治推進に関する調査・研究を目的とした懇話会を実施している。
60	住民と行政の双方の意識改革が必要である。
61	職員の意識の中に、住民参加等の考えを持たせなければならないが、それを日常的に出来る教育をしなければと考える。
62	・住民の意識と資質の向上 ・住民への分かりやすい情報の提供
63	・行政職員の意識改革（住民参加の有用性が十分行政内部に浸透していない） ・政策形成プロセスの見直し・審議会等への一般公募市民の導入 ・住民と行政との出発点（現状認識・問題意識）のレベルに大きなギャップが存在
64	比較的容易に参加できる”パブリックコメント”にあっても、その件数は少なく、参考にできる市民の声も自ずと少ない。住民の意識・関心が低いと考えざるを得ない。
65	行政体制の整備が不十分なため住民参加を推進する点で必しも力を入れているとは言いがたい現状がある。
66	政策形成過程の「課題の抽出」段階における市民の参加意欲は高いが、市民が議論を交わして市政の課題として政策につなげる場があまりなかったことから、政策の「課題の抽出」段階において、多様な主体が議論を交わす取組を実施していく。
67	住民参加については、待ちの姿勢ではなく、積極的に呼び掛けていくことが大切であると考えている。

No.	回答
68	個々の事業の中で住民の参加を求め、意見を出してもらったり事業推進していくことはあるが、全庁的にシステム化されているわけではない。しかし昨年度策定した第4次総合計画において住民との協働をまちづくりの柱としているので、今後、その実現に向けて連携協定している大学等の協力を得ながら推進していく。
69	総体としての市民の意見を市政に反映することが必要であり、無作為に選んだ中から参加者を募るという方法をとるケースもでてきていますが、コストや時間の制約をどう解決するかということが課題ではないかと考えています。
70	市民参加の重要性を踏まえ、より市民の声が活かされるよう「市民まちづくり条例」の平成24年12月制定に向けて取り組んでいる。
71	いかに幅広い層（年齢等）に参加いただくか手法の検討が課題である。
72	有識者委員等に対する報償金及び費用弁償の支出の妥当性
73	個々の住民にとって参画し何が具体的にできるのかを示すこと、また、それによる（小さなものでも構わない）成功体験を積み上げていくことが住民参画を得るために必要である。
74	参加する市民が特定の人物に偏りやすい。行政の先導した形での住民参加になりやすい。
75	住民参加の機会が少ない人や、（機会の多少にかかわらず）意見をいうことが少ない人の意見をどう聞き出すかが課題と思われる。
76	問題点として、例えばある計画案に関してパブリックコメントを実施するとき、反対派が多数いる場合にこの制度を利用した反対派署名活動が展開されることがある。
77	現在策定中の協働の指針にのっとり、住民との協働による新しい公共を拡充していく。
78	特に、企画立案段階からの住民参加における多様な手法について明確化する必要がある。
79	出席者で声の大きい人が採用されたり、住民代表の声として誘導されてしまわないような住民参画手法の導入が必要である。
80	直接民主主義が進むことによる議会制民主主義との整合性。
81	住民参加、意見聴取、いずれについても特定の市民層にかたよりがちになる。各種委員会・懇話会での公募委員はもとより、無作為抽出での市民討議会をまちづくり関係で開催しているが、熱心に参加いただけるのはテーマに関心の強い方々や行政に一言ある方々となる。市民の方々の幅広い参加や意見聴取は難しい課題と考えている。
82	住民の意見を反映するうえで、個人や一部住民の主観によるものであった場合の対応の仕方について、整理しておく必要がある。
83	行政、住民ともに「住民参加」を意識していないところがある。
84	長年の行政依存体質（意識）から脱却し、地域（住民）の自立（自律）が望まれるところである。徐々に意識改革をしていくしか方策がないのが現状であるが、地域の維持・存続など喫緊の課題が山積みであるので、できれば急速な意識転換ができるようなきっかけがほしい。
85	パブリックコメントを計画しているが、本当に建設的な意見が出て来るのかが、この人口規模では不安がある。
86	政策形成過程における住民参加は、今後は極めて重要であると考えているが、少子化・高齢化、人口減少の進展に伴い行政サービスの原資となる財政規模が縮小していく一方で、住民ニーズは多様化・複雑化することが予想され、両者のギャップはさらに拡大することが懸念される。こうした状況の中で、住民が政策形成過程に参加する大前提として、将来的に行政サービスを縮小ないし限定していく必要があることを住民に理解してもらわなければならない。
87	財源が十分あれば、政策の聴き取りができるが、マイナスシーリングの場合、収集ができなくなる
88	どのような形での住民参加が望ましい形なのか、前提部分から具体的なイメージが出来ていない。
89	住民の意見の多様化により、集約して政策に反映するのが難しい。
90	政策形成過程において住民参加の手法として審議会等の委員を公募しているが応募者が少ないのが現状である。応募方法や会議の開催時間について検討が必要である。また、公募として会議に参加しても知識・経験が豊富な学識経験者等に遠慮し、発言が少ないように思われる。委員の任期、会議の開催回数についても検討が必要である。
91	協働を推進する住民と行政のコミュニケーションのさらなる充実を図る。
92	住民の行政への参画意識の向上が必要 現在、町への要望的思考が強い。
93	財源については、原則ボランティアであり携わる方は、生活に支障がない高所得者や年金生活者に限られており人材確保が難しい。
94	市民協働に対する市民の理解がまだ得られていない部分があり、参加してくる市民も決まった顔ぶれである。また、各種制度に対する周知不足も否めないため、今後は周知の強化を図りながら市民の理解・協力が得られるよう進めていきたいと考えている。
95	現時点では政策形成に関して住民が参加できるような体制が整備されていません。
96	行政側の住民参加の枠組みやルール作りとともに、住民参画に対する住民側の意識向上が課題である。

No.	回答
97	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、コミュニティ単位（小学校区）での地域づくり計画を鹿児島大学と連携しながら、住民主体での計画づくりを進めている。 ・ 満足度調査の回収率
98	住民からの要望や苦情を受け付けるための場や、行政からの情報のみを提供する場ではなく、建設的な協議がされる場を設定することが大事であり、様々な意見を聴取する場とする必要があり、昨年度は大変有意義な場であった。
99	政策形成に参加して頂ける市民の確保に課題がある。ボランティア的な活動に積極的な市民は、仕事と地域の活動等で既に手一杯の状況であり、さらに市の仕事に関わるという事が難しい。

3 住民要望等の政策への反映等に係る問題点・課題

問 29 政策の実施等に伴う住民側からの苦情等への対応や、具体的な要望などの政策への反映等についての問題点・課題、今後の対応の方向性等について具体的なご意見・ご感想があればご記入ください。

図表 10-8 住民要望等の政策への反映等に係る問題点・課題（F A）

No.	回答
1	「市長への手紙」など正式な処理手続きが決まっているものを除き、個別の苦情や、政策提案に対する対応は、通常、担当部署だけで行っている。そのため、他の部署には内容が知らされないことも多い。内容によるが、他の部署にも関わりがある問題もあるので、小さなことでもそうした意見を集約し、周知する統括窓口を設けることも必要かと考える。
2	政策は策定段階から市民、議会、行政が情報を共有する中で形成するものであり、その政策に対する苦情や要望などは、一部の意見、大多数の意見などを見極め、見直しについて検討するものであり、現行の政策が絶対ではなく、毎年度見直しを行いながら実施している。課題としては、全体の意見であるかの見極め等をしっかり行う手法等が検討課題となっている。
3	要望等については、担当が受け対応しているが、全体代されていないことが多い。横の連携が図られる政策企画会議などの充実が必要。
4	地域社会の課題が域内住民間で十分に共有されていないと推測している。現役世代からの意見聴取が不足しており、手法の開発や改善が必要と感じる。地域住民にとって、行政組織はまだまだ敷居が高い、難しい、偉そうと受け止められているのでは？それらを払拭するためにも、八雲町自治基本条例が描く情報共有と町民参加の理念制度の普及浸透を図るべく、職員としてだけではなく組織として汗をかき、住民にとって開かれた行政であることを体現しなければならないと考える。
5	住民側からの具体的な要望等に対し、検討経過や結果について丁寧な説明に努める必要がある。
6	地域枠（住民枠）用の予算確保が必要。
7	多くの苦情や要望のすべてに対応することは困難であるため、各分野ごとの現状や将来実施すべき計画と財源を整理したうえで、実現不可能な事案は、しっかりと説明して納得してもらうとともに、住民の主体性がありニーズの多い実現可能な事案をいかに政策に反映できるかが重要であると考えます。
8	政策の実施については、直接住民との対応というより、町議会議員との対応に時間をとっている。
9	一昨年度に策定した総合振興計画には、住民の各種団体の代表者やアンケートを行い、当該計画書に反映させている。また、本年度、全ての集落において「町長と語る会」を実施しており、住民の苦情・要望を聞き入れている。その際、政策等について要望があったものについては、担当部局に伝達し、処理できるものについては即応している。
10	意見反映について、住民総意なものかの見極めも必要と考えられる。実際に地域に入って懇談会を行うと、子育て環境の整備など身近な生活に関連する要望・苦情が多く、それらを全て事業に反映していくことは難しいのが現状です。 このような中、住民に対し市として長期的な計画等をフィードバックし、いかに理解を得るかが重要ではないかと考えます。
11	町民からの意見を広く募集する「まちづくり提案制度『町長へのおたより』」を制度化しているが、やはり開始当初に比べ提案数は減少している。
12	議会は住民の直接選挙によって選ばれた住民代表によって構成されるものであることから、議会生中心とした政策の実現が本来の住民参加の根幹である。農村部における投票率は8割以上であり、住民の声は町政に反映されている。問題なのは都市部の選挙投票率の低迷であり、農村部と都市部を同様に論じることがいかなるものか。
13	市民をどう巻き込んでいくか。市民がやるべきこと、行政がやるべきこと、協働としてやるべきことを、市民と考えることが重要となってくる。
14	住民からの意見を吸い上げきれないまま実施されること。
15	本市では、市民の市政に対する意見・要望等を聴くため、市長への提案制度（わたしの提案）を設けている。提案の受付から回答までに要する期間（平成23年度実績：平均27日）を短縮し、迅速に対応するため、処理方法の改善、庁内周知による意識啓発、所管課への進行管理を行う。また、団体等から市長宛てに提出された要望書等について、迅速に対応し、四半期毎にその対応状況について把握し、進行を管理していく。
16	行政評価制度のなかで、評価結果に対する市民意見を聴取しているのだが、制度や事業に対しての市の回答に納得せず、特定の市民からエンドレスに意見がなされている。民意と一個人の偏った考えと同一として捉えずに事業展開するより他ない状況である。

No.	回答
17	苦情や要望等、その内容は地域性などにより大きな事案から小さな事案など多岐にわたる場合が多い。コミュニティが醸成されている地域においては、問題解決のための地域の力が期待できるが、そうでない地域においての問題解決に行政がどこまで関与するかが課題となる。地域の課題（問題）は、まずは地域で議論するような、コミュニティの醸成などが課題となってくる。
18	根本先生（東洋大学教授）は、特定の利害関係者だけで議論しないこと、複数の選択肢を提示すること等をその解決策として挙げられているが、そのためには住民全員を議論に巻き込むようなしくみを考えること、普段から行政に参加してもらえるような土壌を作り上げることが必要であると思われる。また、議論の場合には、他の自治体職員や、上級官庁、外郭団体等の力を借り、第三者としての客観的かつ責任ある意見を、該当の住民に対し、直接伝えられるような仕組みを作りたいと感じている。
19	長い間、十分な情報提供を行ってこなかったため、住民・行政双方に共に働くという意識が定着していない。今後はできること、できないことも現状を知らせ、行政は市民をパートナーとして認め、知恵や力を借りる、市民はやれることは市民の手でやるが意見は言うといった当たり前の関わりあいの実現を目指す。
20	住民からの声を政策実施等に生かす仕組みが弱い。
21	政策実施にあたっては、全ての市民が納得いく事業展開はなかなか難しい状況があり、市全体を見据えた中で最善の策を展開していく必要がある。
22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情対応や要望に対応するために必要な財源や人員の確保 ・ 庁内での情報共有や横断的な対応
23	計画策定におけるパブリックコメントや外部委員による行政評価を行うことで今後も広く区民の意見を聴いていく。
24	特定の住民の意見に偏らず、幅広い層の意見を取込む方法を検討していかなければならない。
25	苦情等の対応についてはその都度担当課にて対応をしている。その他、住民への周知・理解を得るため、広報誌を活用し、周知・理解を求めている。
26	住民参加が注目され、各自治体で個別の推進が図られているのだが、議会制民主主義との兼ね合いが、不透明な部分が認められる。いったいどこまで推進するのがベストなのか、最高議決機関は、議会か住民投票か、双方の結果が異なった場合にどのように対応すべきなのか困惑する部分である。
27	行政運営上、住民の理解は欠かせないが、まだ行政の方針やまちづくりのノウハウなどの知識を十分に持ち、主体的に行政に参加する人材が少ない。市民と行政が対等な立場で協働していくためには、市民の行政知識の涵養が必要であると感じている。
28	市民の価値観が多様化し、地域の要望も多様化・複雑化している中、それらの要望に対応していくために、市はもちろんのこと、地域でも知恵を出し合っていく必要があると考えており、そのため、地域協議会や町内会、住民組織、まちづくり団体等が、それぞれに課題を出し合い、問題意識を共有していく中で解決策を検討していく場が必要と考え、意見交換を行う取組を開始した。
29	行革によるサービスの低下（施設の廃止、窓口機能の縮小など）に強い反発があり、方針を撤回するような状況も生じている。調整が可能な分野でないだけに困惑をしている。
30	多様なニーズを把握することは大切だが、その意見要望がすべての住民が求めているわけではないこともあり、政策への反映は、慎重に行うことが必要である。
31	真に必要な要望であればしっかりと対応して行く。 住民の要望であったとしても、出来ない事は出来ないという毅然とした態度で対応していく。
32	同じ苦情を何日も言うてくる人に今後どのように対応すべきか。
33	市長と語る会（地域懇談会）や市民ワークショップ、市民アンケート、パブコメを通して、市民の声を政策へ反映するべく取り組む。
34	身近な生活環境に関する要望などは、その地域の実情を把握している自治会より提出してもらっているが、その自治会の合意形式の中に入らなかった要望などをどのような仕組みの中で拾い上げていくかが課題。
35	苦情への対応や要望等については各担当あるいは担当課長の判断で行っており、恣意的になる恐れがある。苦情や要望が正しいものかどうかをさることながら、個々の対応だけでなく全体として統一した対応が求められる。
36	いわゆる「声の大きい人」の発言が、あたかも多数派の意見として取り扱われることの無いように潜在的な部分も含めた住民ニーズの的確な把握をいかに行っていくかが、今後の課題と考える。
37	個々の住民の要望を集約し地域の要望・意見とするコミュニティの力が地域によって差があること。また、地域の実情（高齢者が多いなど）から要望が特定分野に偏ってしまうこと。いくつかの地域コミュニティがお互いに助け合い（補完しあいながら）まちづくりに参画してもらう仕組みづくりが必要である。
38	自治会連合会やまちづくり協議会等の要望等を関係部局につなぐと共に、市民からの提案制度の充実を図っていきたい。
39	一部の住民の偏った意見ではなく、相対的な住民の意見を聴取して政策に反映することが重要と考える。
40	地方分権が進む中、地方公共団体での独自基準を設定しなければならない諸問題が多発してくる。そのときに、いかに、住民討議会に的確な対抗措置として、住民の参画と協働による妥当な基準を設置したと対抗できるか否かの各地方公共団体での基準設置、合意形成が課題ある。

No.	回答
41	受付窓口の一本化や、受付対応基準の明確化が必要。
42	住民参加、意見聴取、いずれについても特定の市民層にかたよりがちになる。各種委員会・懇話会での公募委員はもとより、無作為抽出での市民討議会をまちづくり関係で開催しているが、熱心に参加いただけるのはテーマに関心の強い方々や行政に一言ある方々となる。市民の方々の幅広い参加や意見聴取は難しい課題と考えている。
43	住民の皆様からの苦情処理や要望について、具体的な処理要領は定めていない。そのため、時間がかかることもあるし、対応ができていないこともある。具体的な対応についての規定等の検討が必要と考える。
44	多くの人々に関するものか個人だけの意見かを見極めなければならない。
45	職員のスキルアップなど、対応すべき課題が山積み状態にあると考えている状況です。
46	まず、政策の実施等に寄せられた苦情等や具体的な要望については提言として受けとめ反映させることについて検討することとなるが、それが、本市の住民のニーズであるのか、あるいは一個人の要望であるのか、その見極めが大切である。
47	要望等を受けた担当部署が、実現可能性を十分に検討し、対応する。
48	事務事業評価については住民参加による外部評価が求められているが、その評価委員の選任についての人選が難しい。
49	広報広聴案件については個別に対応しています。
50	苦情対応・住民意見の吸い上げについての手法確立や、研修による職員の資質向上が望まれる。
51	特定の住民意見を何の根拠もなく住民総意として報道するマスメディアへの対応が、一番の課題である。

第 1 1 章 住民参加推進に向けた環境整備

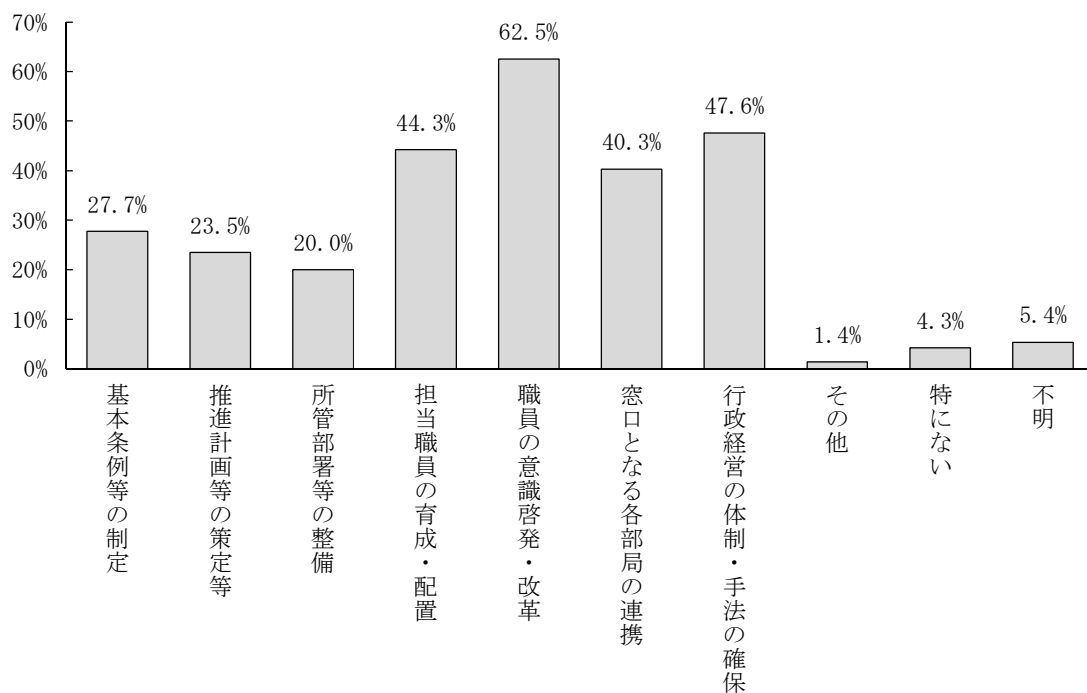
第 1 1 章 住民参加推進に向けた環境整備

1 行政内の環境整備

問 30 今後の住民参加の推進において、必要となる行政内（庁内）の環境整備はどのようなものがありますか。（あてはまるものすべてに○）

今後の住民参加の推進において必要な行政内の環境整備については、「住民参加推進に向けた職員の意識啓発、意識改革」（62.5%）が最も多く、次いで「住民参加が可能な行政経営の体制・手法の確保」（47.6%）、「住民参加推進に係る担当職員の育成・配置」（44.3%）が続く。

図表 1 1 - 1 行政内の環境整備（MA）



No.	カテゴリー名	n	%
1	住民参加の理念・手法を規定した基本条例等の制定	176	27.7
2	住民参加推進計画等の策定及び実施	149	23.5
3	住民参加推進の所管部署等の整備	127	20.0
4	住民参加推進に係る担当職員の育成・配置	281	44.3
5	住民参加推進に向けた職員の意識啓発、意識改革	397	62.5
6	住民参加の窓口となる各部局の連携	256	40.3
7	住民参加が可能な行政経営の体制・手法の確保	302	47.6
8	その他	9	1.4
9	特にない	27	4.3
	不明	34	5.4
	全体	635	100.0

図表 1 1 - 2 行政内の環境整備 (MA)

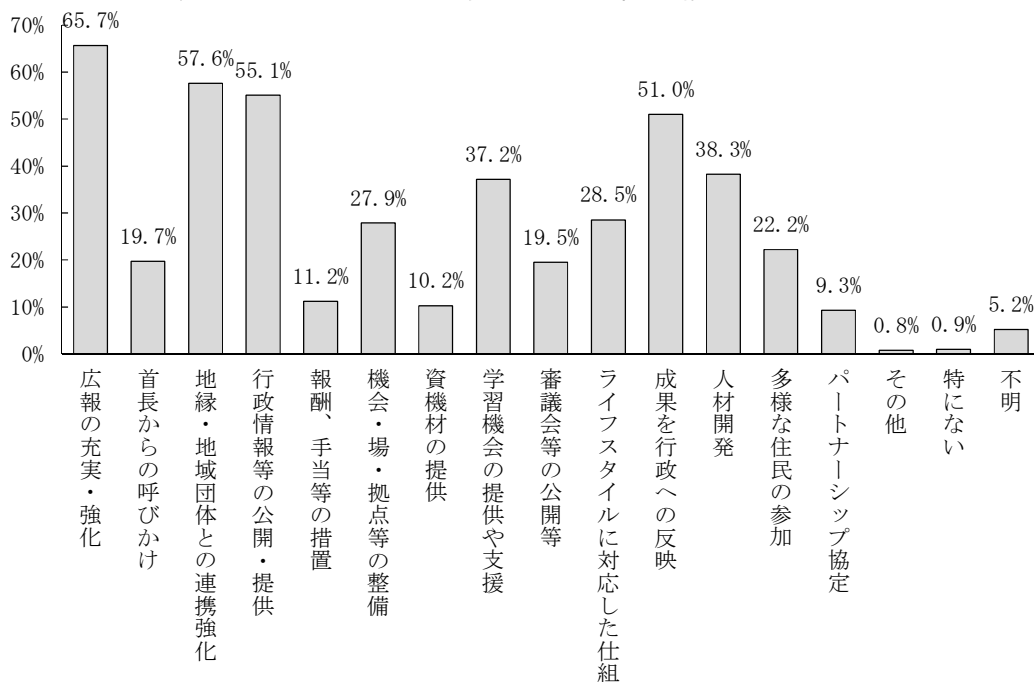
区分	調査数	住民参加の理念・手法を規定した基本条例等の制定	住民参加推進計画等の策定及び実施	住民参加推進の所管部署等の整備	住民参加推進に係る担当職員の育成・配置	住民参加推進に向けた職員意識啓発意識改革	住民参加推進の窓口となる各部署の連携	住民参加が可能な行政経営の体制・手法の確保	その他	特になし	不明	
合計	635 100.0	176 27.7	149 23.5	127 20.0	281 44.3	397 62.5	256 40.3	302 47.6	9 1.4	27 4.3	34 5.4	
市区町村	政令市	7 100.0	1 14.3	2 28.6	1 14.3	4 57.1	7 100.0	5 71.4	4 57.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中核市	23 100.0	6 26.1	3 13.0	3 13.0	11 47.8	18 78.3	11 47.8	11 47.8	1 4.3	0 0.0	2 8.7
	特例市	21 100.0	2 9.5	2 9.5	1 4.8	10 47.6	15 71.4	10 47.6	6 28.6	0 0.0	0 0.0	3 14.3
	市	287 100.0	80 27.9	62 21.6	57 19.9	132 46.0	198 69.0	136 47.4	139 48.4	6 2.1	7 2.4	9 3.1
	特別区	10 100.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	2 20.0	2 20.0	3 30.0	4 40.0	1 10.0	2 20.0	1 10.0
	町村	287 100.0	86 30.0	80 27.9	65 22.6	122 42.5	157 54.7	91 31.7	138 48.1	1 0.3	18 6.3	19 6.6
エリア	北海道	68 100.0	19 27.9	13 19.1	15 22.1	28 41.2	43 63.2	23 33.8	28 41.2	1 1.5	5 7.4	1 1.5
	東北	69 100.0	20 29.0	24 34.8	15 21.7	38 55.1	40 58.0	25 36.2	29 42.0	0 0.0	3 4.3	5 7.2
	関東	130 100.0	24 18.5	22 16.9	22 16.9	62 47.7	80 61.5	52 40.0	65 50.0	2 1.5	9 6.9	9 6.9
	中部	123 100.0	38 30.9	29 23.6	24 19.5	52 42.3	81 65.9	49 39.8	55 44.7	1 0.8	2 1.6	8 6.5
	近畿	87 100.0	24 27.6	20 23.0	18 20.7	36 41.4	55 63.2	35 40.2	45 51.7	2 2.3	2 2.3	6 6.9
	中国	41 100.0	9 22.0	12 29.3	15 36.6	20 48.8	24 58.5	22 53.7	19 46.3	0 0.0	1 2.4	0 0.0
	四国	24 100.0	7 29.2	6 25.0	6 25.0	8 33.3	14 58.3	8 33.3	11 45.8	1 4.2	2 8.3	2 8.3
	九州・沖縄	93 100.0	35 37.6	23 24.7	12 12.9	37 39.8	60 64.5	42 45.2	50 53.8	2 2.2	3 3.2	3 3.2
人口	50万以上	16 100.0	3 18.8	2 12.5	2 12.5	7 43.8	11 68.8	8 50.0	6 37.5	0 0.0	1 6.3	1 6.3
	30~50万人	32 100.0	6 18.8	4 12.5	3 9.4	17 53.1	21 65.6	15 46.9	12 37.5	2 6.3	1 3.1	2 6.3
	20~30万人	24 100.0	1 4.2	1 4.2	2 8.3	8 33.3	17 70.8	13 54.2	10 41.7	0 0.0	0 0.0	3 12.5
	10~20万人	64 100.0	17 26.6	15 23.4	10 15.6	25 39.1	41 64.1	35 54.7	30 46.9	3 4.7	6 9.4	2 3.1
	5~10万人	115 100.0	39 33.9	27 23.5	22 19.1	57 49.6	84 73.0	54 47.0	57 49.6	3 2.6	1 0.9	3 2.6
	3~5万人	94 100.0	22 23.4	25 26.6	26 27.7	39 41.5	69 73.4	32 34.0	52 55.3	0 0.0	1 1.1	5 5.3
	1~3万人	157 100.0	53 33.8	40 25.5	33 21.0	75 47.8	77 49.0	53 33.8	77 49.0	1 0.6	7 4.5	11 7.0
	1万人未満	133 100.0	35 26.3	35 26.3	29 21.8	53 39.8	77 57.9	46 34.6	58 43.6	0 0.0	10 7.5	7 5.3
市町村合併	経験あり	237 100.0	69 29.1	57 24.1	47 19.8	109 46.0	158 66.7	111 46.8	113 47.7	3 1.3	5 2.1	8 3.4
	予定あり	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	経験・予定なし	397 100.0	107 27.0	91 22.9	80 20.2	172 43.3	238 59.9	145 36.5	189 47.6	6 1.5	22 5.5	26 6.5

2 住民の自主的参加のための環境整備

問31 住民による自主的な参加を促進するために必要な環境整備はどのようなものがありますか。(あてはまるものすべてに○印)

住民の自主的参加のために必要な環境整備については、「広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化」(65.7%)が最も多く、次いで「町内会・自治会、地元経済団体等の地縁・地域団体との連携強化」(57.6%)、「住民参加に必要な行政情報等の公開・提供」(55.1%)が続く。

図表 11-3 住民の自主的参加のための環境整備 (MA)



No.	カテゴリー名	n	%
1	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	417	65.7
2	首長からの呼びかけの機会の拡充	125	19.7
3	町内会・自治会、地元経済団体等の地縁・地域団体との連携強化	366	57.6
4	住民参加に必要な行政情報等の公開・提供	350	55.1
5	住民参加に伴う報酬、手当等の措置	71	11.2
6	住民参加を進める常設型の機会・場・拠点等の整備	177	27.9
7	住民参加に必要な資機材の提供	65	10.2
8	住民向けの学習機会の提供や支援(講座・学習会の実施等)	236	37.2
9	審議会等の公開や審議・検討プロセスの公表(議事録等)	124	19.5
10	ライフスタイル、ライフサイクルに対応した住民参加の仕組みづくり(住民説明会の夜間開催等)	181	28.5
11	住民参加の成果を行政に適切に反映するための仕組みづくり	324	51.0
12	住民参加を支援・促進するための人材開発(アドバイザー育成、担当職員の配置等)	243	38.3
13	多様な住民の参加を実現できる仕組みづくり(無作為抽出型の委員就任等)	141	22.2
14	住民参加の方法や公民の役割分担を定めたパートナーシップ協定の締結	59	9.3
15	その他	5	0.8
16	特になし	6	0.9
	不明	33	5.2
	全体	635	100.0

図表 1 1 - 4 住民の自主的参加のための環境整備 (MA)

区分	調査数	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	広報紙・誌やホームページなどを通じた住民参加制度・事業等の広報の充実・強化	その他	特になし	不明
合計	635	417	125	366	350	71	177	65	236	124	181	324	243	141	59	5	6	33
	100.0	65.7	19.7	57.6	55.1	11.2	27.9	10.2	37.2	19.5	28.5	51.0	38.3	22.2	9.3	0.8	0.9	5.2
市区町村	政令市	7	6	2	4	6	2	3	3	4	5	5	4	3	1	0	0	0
		100.0	85.7	28.6	57.1	85.7	28.6	42.9	42.9	57.1	71.4	71.4	57.1	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0
	中核市	23	18	6	14	13	3	7	2	10	8	7	11	7	5	2	0	2
		100.0	78.3	26.1	60.9	56.5	13.0	30.4	8.7	43.5	34.8	30.4	47.8	30.4	21.7	8.7	0.0	0.0
	特例市	21	12	6	13	11	2	6	1	6	6	10	8	5	3	0	0	3
		100.0	57.1	28.6	61.9	52.4	9.5	28.6	4.8	28.6	28.6	47.6	38.1	38.1	23.8	14.3	0.0	0.0
市	287	199	49	170	172	31	85	34	120	69	100	170	126	81	31	3	1	7
	100.0	69.3	17.1	59.2	59.9	10.8	29.6	11.8	41.8	24.0	34.8	59.2	43.9	28.2	10.8	1.0	0.3	2.4
特別区	10	5	0	5	3	0	0	0	3	1	4	3	2	4	2	1	1	1
	100.0	50.0	0.0	50.0	30.0	0.0	0.0	0.0	30.0	10.0	40.0	30.0	20.0	40.0	20.0	10.0	10.0	10.0
町村	287	177	62	160	145	33	76	25	93	35	55	127	96	43	20	1	4	20
	100.0	61.7	21.6	55.7	50.5	11.5	26.5	8.7	32.4	12.2	19.2	44.3	33.4	15.0	7.0	0.3	1.4	7.0
エリア	北海道	68	46	17	41	35	5	21	7	25	11	17	29	21	9	6	0	1
		100.0	67.6	25.0	60.3	51.5	7.4	30.9	10.3	36.8	16.2	25.0	42.6	30.9	13.2	8.8	0.0	1.5
	東北	69	46	11	35	39	7	20	6	25	10	12	35	29	12	7	1	1
		100.0	66.7	15.9	50.7	56.5	10.1	29.0	8.7	36.2	14.5	17.4	50.7	42.0	17.4	10.1	1.4	1.4
	関東	130	79	21	70	67	12	32	11	45	27	43	62	42	36	13	2	2
		100.0	60.8	16.2	53.8	51.5	9.2	24.6	8.5	34.6	20.8	33.1	47.7	32.3	27.7	10.0	1.5	1.5
	中部	123	86	29	70	77	16	37	12	44	24	38	66	57	25	11	0	1
		100.0	69.9	23.6	56.9	62.6	13.0	30.1	9.8	35.8	19.5	30.9	53.7	46.3	20.3	8.9	0.0	0.8
近畿	87	53	16	50	46	8	31	13	28	21	27	49	32	27	8	0	0	
	100.0	60.9	18.4	57.5	52.9	9.2	35.6	14.9	32.2	24.1	31.0	56.3	36.8	31.0	9.2	0.0	0.0	
中国	41	27	9	25	26	2	14	7	21	9	11	24	16	9	7	1	0	
	100.0	65.9	22.0	61.0	63.4	4.9	34.1	17.1	51.2	22.0	26.8	58.5	39.0	22.0	17.1	2.4	0.0	
四国	24	14	3	14	12	4	3	2	8	3	5	15	5	5	0	0	1	
	100.0	58.3	12.5	58.3	50.0	16.7	12.5	8.3	33.3	12.5	20.8	62.5	20.8	20.8	0.0	0.0	4.2	
九州・沖縄	93	66	19	61	48	17	19	7	40	19	28	44	41	18	7	1	0	
	100.0	71.0	20.4	65.6	51.6	18.3	20.4	7.5	43.0	20.4	30.1	47.3	44.1	19.4	7.5	1.1	0.0	
人口	50万以上	16	12	3	8	10	2	4	3	6	7	9	9	7	5	1	0	1
		100.0	75.0	18.8	50.0	62.5	12.5	25.0	18.8	37.5	43.8	56.3	56.3	43.8	31.3	6.3	0.0	6.3
	30~50万人	32	20	7	19	17	4	10	3	11	8	10	13	10	8	6	1	0
		100.0	62.5	21.9	59.4	53.1	12.5	31.3	9.4	34.4	25.0	31.3	40.6	31.3	25.0	18.8	3.1	0.0
	20~30万人	24	11	5	14	11	2	4	0	7	6	10	10	5	6	1	0	0
		100.0	45.8	20.8	58.3	45.8	8.3	16.7	0.0	29.2	25.0	41.7	41.7	20.8	25.0	4.2	0.0	0.0
	10~20万人	64	47	15	39	42	8	22	8	31	19	28	40	32	23	7	2	0
		100.0	73.4	23.4	60.9	65.6	12.5	34.4	12.5	48.4	29.7	43.8	62.5	50.0	35.9	10.9	3.1	0.0
	5~10万人	115	81	17	70	68	10	42	17	49	32	36	65	52	29	11	0	1
	100.0	70.4	14.8	60.9	59.1	8.7	36.5	14.8	42.6	27.8	31.3	56.5	45.2	25.2	9.6	0.0	0.9	
3~5万人	94	62	13	50	55	12	22	7	37	17	29	57	39	23	15	0	1	
	100.0	66.0	13.8	53.2	58.5	12.8	23.4	7.4	39.4	18.1	30.9	60.6	41.5	24.5	16.0	0.0	1.1	
1~3万人	157	104	28	90	89	21	39	13	50	22	41	79	66	28	13	1	0	
	100.0	66.2	17.8	57.3	56.7	13.4	24.8	8.3	31.8	14.0	26.1	50.3	42.0	17.8	8.3	0.6	0.0	
1万人未満	133	80	37	76	58	12	34	14	45	13	18	51	32	19	5	1	3	
	100.0	60.2	27.8	57.1	43.6	9.0	25.6	10.5	33.8	9.8	13.5	38.3	24.1	14.3	3.8	0.8	2.3	
市町村合併	経験あり	237	163	49	136	137	28	72	32	96	53	76	135	95	56	29	2	0
		100.0	68.8	20.7	57.4	57.8	11.8	30.4	13.5	40.5	22.4	32.1	57.0	40.1	23.6	12.2	0.8	0.0
	予定あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経験・予定なし	397	254	75	229	213	43	105	33	140	71	105	189	148	85	30	3	6	
	100.0	64.0	18.9	57.7	53.7	10.8	26.4	8.3	35.3	17.9	26.4	47.6	37.3	21.4	7.6	0.8	1.5	

參考資料

参考資料

1 鑑文

平成24年8月24日

財団法人地方自治研究機構

「市区町村における住民参加方策に関する調査研究」に係るアンケート調査のお願い

残暑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、当機構の運営につきましては格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども地方自治研究機構は、地域づくり、まちづくりに関する調査研究を行い、その成果を都道府県、市区町村の地域政策にご活用いただくための自主研究を行っております。

昨今の地方分権の進展に伴い、住民参加の推進が地域政策の大きな課題となってきました。こうしたなかで、市区町村の政策形成において、住民の意思・意向・意見を適切に反映するための住民参加の手法の確立が極めて重要になってきております。

本アンケート調査では、市区町村が政策形成過程において導入されておられる住民参加の取組を把握するとともに、今後の推進に向けた課題や方向性をお尋ねするものです。

本調査結果は、当機構で設置した学識者で組織する調査研究委員会の検討資料とさせていただきますとともに、年度末に報告書として取りまとめご活用いただく予定でございます。なお、調査結果は、すべて統計的に処理するため、個別の市町村の回答結果が報告書に記載されることはございません。

ご多忙とは存じますが、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、東日本大震災による被災等により、回答が困難な市町村等につきましては、ご回答いただく必要はございません。

【アンケート調査票及びご回答方法について】

- ・本アンケート調査票につきましては別添のとおりです。
- ・ご回答が終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに、平成24年9月7日(金)までにポストに投函してください。
- ・記入方法等について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
- ・調査基準日は平成24年度現在でお願いします。

以上

お問合せ先
財団法人地方自治研究機構 調査研究部
担当：桑野、武村
〒104-0061
東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階
電話 03-5148-0662 F A X 03-5148-0664